

令和 4 年 舟 形 町 議 会
第 2 回 定 例 会 会 議 録

舟 形 町 議 会

令和4年第2回舟形町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年6月3日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月7日 午前10時

応招議員（10名）

1番 叶内昌樹

6番 斎藤好彦

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 奥山謙三

5番 石山和春

10番 八畝太

不応招議員（なし）

令和4年6月7日（火曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和4年第2回舟形町議会定例会第1日目

令和4年6月7日（火）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	鏡裕之	農業委員会会長	叶内栄一
会計管理者	伊藤茂樹	総務課財政主査	佐藤拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤伸一	デジタルファースト推進室長	佐藤仁
まちづくり課長	曾根田健	教育長	伊藤幸一
健康福祉課長	鍛冶紀邦	教育課長	豊岡将志
住民税務課長	沼澤一征	代表監査委員	齊藤徹
地域強靱化対策室長	伊藤英一	監査事務局長	相馬広志
地域整備課長	伊藤秀樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬広志	主 任	伊藤 優
--------	------	-----	------

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議員派遣の報告

日程第 5 町長挨拶並びに行政報告

日程第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和4年第2回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をいたします。9番奥山謙三議員、4番小国浩文議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、斎藤議会運営委員長よりお願いいたします。

議会運営委員長 それでは私からご報告申し上げます。

去る令和4年5月31日に開催されました議会運営委員会におきまして、第2回定例会の会期について協議いたしました結果、令和4年第2回舟形町議会定例会の会期は、本日6月7日から9日までの3日間とすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、斎藤議会運営委員長報告のとおり、6月7日から9日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告、日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受けします。

町長 おはようございます。

本日は、令和4年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

先般、東京に出張してまいりましたが、マスクを着用していること以外は、コロナ感染を特に気遣う様子も余り見られず、日常の生活が戻ってきているように感じたところであります。また、県内の感染者数も減少傾向が続いており、感染者数2桁台の日が多くなっております。町にあっては4月22日以降、町民の方の感染は報告されておりません。

5月26日現在のワクチン接種の状況は、65歳以上の方の3回目ワクチン接種済は88.1%、12歳から64歳までの3回目ワクチン接種済みは83.4%、5歳から11歳までの2回目ワクチン接種済みは57.7%となっております。

また、国の方針に基づき、4回目のワクチン接種も、60歳以上の方や、18歳から60歳までの基礎疾患を有している方で3回目接種から5か月を経過している方を対象に実施してまいります。7月7日木曜日は、えんじゅ荘など高齢者福祉施設、7月9日土曜日から福祉避難所「てとて」において、9月3日土曜日まで、毎週土曜日に集団接種を予定しております。それ以降については、舟形クリニックにおいて、毎週木曜日に個別接種を9月29日まで行う予定です。これらのワクチン接種情報は、今週の広報お知らせ版やホームページにてお知らせいたします。コロナ感染症については、全国で蔓延したため、流行当初より危機感が薄れつつありますが、重症化を防ぐため、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

配付した資料にはないんですが、降ひょう被害について今朝報告を受けたものですから、追加で報告をさせていただきます。

また、6月2日のひょうの被害につきましては、6月6日現在でアスパラガス297アール、被害額400万円、ニラ280アール、被害額1,500万円、キュウリ46アール、被害額100万円となっております。ネギは10アールの被害が確認されておりますが、今後の生育にどういう影響を及ぼすか不明のため、被害額は不明とのことでありました。降ひょうによる農作物被害に対する農家の支援については、県と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、3月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 新庄インターチェンジ付近「道の駅」検討会について

3月24日木曜日、新庄市民プラザ3階小ホールにおいて、新庄インターチェンジ付近「道の駅」検討会が開催されました。この検討会は、これまで県が事務局となってきた、もがみ創生「北のゲートウェイプロジェクト」検討会から設置主体である最上地域8市町村が主体となって検討を行う体制に移管したもので、会長に新庄市長、副会長に戸沢村長と新庄商工会議所会頭が選出され承認されました。なお、事務局は新庄市が担当しております。検討会には、最上地域8市町村の担当課長や、国、県、商工団体で構成する作業部会が設置されており、今後は設置場所、必要な機能、施設規模など具体的な検証を行い、検討会において決定していくことを確認いたしました。

(2) ウクライナに対する緊急人道支援募金について

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻以来、町では平和への願いを込めて庁舎前にウクライナの国旗を掲揚しました。3月24日木曜日から緊急人道支援のための募金箱を役場窓口に設置し、翌25日金曜日からは、ふるさと納税を活用した寄附の受付をスタートさせました。また、舟形中学校や舟形町議会からも寄附をいただきました。皆様から寄せられた寄附は、日本赤十字社のウクライナ人道危機救援金に送金したところであります。ウクライナ支援の募金箱の設置や寄附の受付については、今後も継続して取り組んでまいります。ウクライナの方々が生まれ育った場所に帰り、一日も早く安心して安全な生活ができる日常を取り戻すことを願っております。

（３）ほほえみ保育園入園式、舟形小学校及び舟形中学校入学式について

4月6日水曜日、年少児20名と、新たに入園する未満児等11名が出席し、ほほえみ保育園の入園式が行われました。

昨年度同様、感染防止対策として換気や消毒の徹底、参列者の制限や式典の簡素化などを行った上での実施となりました。

我が子を初めて園に預ける保護者の心配や緊張とは裏腹に、名前を呼ばれた新入園児たちは元気いっぱいに返事をしてくれましたし、お話もとても立派に聞くことができておりました。

また、4月8日（金）には、舟形小学校へ31名の児童が、舟形中学校へ35名の生徒が保護者に見守られながら出席し、入学式が行われました。

（４）舟形町農業再生協議会通常総会について

5月24日火曜日、舟形町農業再生協議会第1回通常総会を3年ぶりに開催いたしました。コロナ禍の生活に入ってから初めての開催となります。

近年、米の需要が減少し米価が低下している中で、その対策が課題となっております。今通常総会では、舟形町、町農業委員会、もがみ中央農業協同組合、農業共済組合、町土地改良区、町内米穀業者、女性農業者などの委員の皆様からご出席いただき、舟形町の農業政策について協議しました。

委員の皆様からは、圃場整備を進めてほしい、本町独自の補助制度は手厚く農業者が助かっているので継続してほしい、資材や肥料等が高騰している、世界情勢の変化が国内の農業に影響を与えているなどの多くの意見が出され、活発な議論が交わされました。

今後は、国の経営所得安定対策などの申請受付や現地確認、独自事業の実施などを進めながら、本町農業の振興のために協議を続けてまいります。

（５）全国広報コンクール総務大臣賞と読売新聞社賞のダブル受賞について

町のホームページが全国広報コンクールのウェブサイト町村部門において、最高賞となる総務大臣賞と、特に優れた作品を制作した団体に贈られる読売新聞社賞の2つの賞をいただきました。本コンクールは、日本広報協会が昭和39年から毎年実施しており、広報誌、ウェブ

サイト、写真、映像、企画などの分野ごとに審査が行われるものです。審査の講評では「全体のテーマや用いた写真、色合い、装飾のバランスがよくすっきりとした印象」で「行ってみたいと思わせるサイト」と高い評価をいただきました。栄えある総務大臣賞と読売新聞社賞のダブル受賞は県内初の快挙となります。

（６）舟形町豪雪対策本部の経過と解散について

令和２年度に引き続き令和３年度も大雪が見込まれることから、１月19日水曜日に舟形町豪雪対策本部を設置しました。ピーク時の積雪深は、長沢地区では220センチ、舟形地区では242センチ、堀内地区で200センチ、西又地区では261センチ、松橋地区で340センチを記録しており、この間、町では、道路交通網の確保及び雪崩等危険箇所のパトロールに加え、チラシ配布や防災無線、ホームページによる雪害事故防止の注意喚起を行ってきたところです。

被害状況としては、人的被害は幸いにもありませんでしたが、建物被害が非住家全壊２棟、農林水産関係では、牛舎半壊が１棟、パイプハウスの一部破損２棟などが確認されました。

なお、対策本部については、４月15日金曜日に解散しましたが、今後も町民生活の安全・安心の確保に向けて取り組んでまいります。

（７）第40回ふながた若鮎まつりについて

令和４年５月31日火曜日、第40回ふながた若鮎まつりの令和４年度第１回実行委員会を開催いたしました。

委員会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、イベント開催に対する国の指針等を踏まえ、今年度のふながた若鮎まつりの開催の可否について協議したところ、例年規模の開催については感染症対策が困難なこと、規模縮小や飲食制限などを行って開催する場合、出店者の売上げが見込めず、また、本来の若鮎まつりとは大きく異なるものになるとの認識を共有しました。これらを踏まえ、今年度は「第40回」の名称は使わず、ドライブスルーに加えてテイクアウトや会場で食べることができるスペースを設けるなど、新しい方法で若鮎まつりを開催することとし、ゲスト等、ステージイベントは行わないことに決定いたしました。

以上、７件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、承認案件について６件、報告案件について２件、一般会計補正予算について１件、太折辺地計画の変更について１件、人事案件が１件、以上11件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、３月定例議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。初めに、2番荒澤広光議員。

2番 それではおはようございます。

通告書に従いまして、1点の一般質問を行います。

質問の主題としまして、「高齢者支援事業の検証・さらなる充実を」と題して行います。添付の資料も準備しておりますので、参考にしていただければと思います。

高齢者支援事業の検証・さらなる充実を。

山形県の65歳以上の高齢化率は33.8%と、全国で6番目、最上地域全体の高齢化率は36.8%、舟形町に関しては42%と、県内で4番目に高い高齢化率になっております。本町の令和3年度末の高齢者独り暮らし世帯は199世帯で、全世帯の10.7%を占め、年々増加傾向にあります。

高齢者が安心して暮らせるまちづくりとして、町では、様々な健康福祉サービスを行っております。主な事業の昨年度の実績として、高齢者等除雪サービス事業は、独り暮らし世帯の4割弱、週1回提供しているふれあい宅配弁当事業は、年間で736食を提供し、36回、1回当たりの利用者数は平均20人程度の実績です。民間の事業者からの理解、協力を得られれば、弁当を提供する回数を増やせると思います。

見守りも兼ねて行っているふれあいヤクルト事業は、月30人前後の方が利用している状況です。インフルエンザ予防接種助成事業に関しても、新型コロナと同時流行を防止し、高齢者の方の重症化を防ぐ目的から、さらに向上への取組が必要なのではないでしょうか。今後も高齢化、独り暮らし世帯が増えてくる傾向にあると思います。それぞれの事業内容、結果を詳しく検証し、さらなる充実した高齢者支援事業が必要だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の「高齢者支援事業の検証・さらなる充実を」についての質問にお答えします。

当町が高齢者の支援に力を入れている背景には、当然高齢者が多いという現実があります。令和2年10月現在の当町の高齢化率は42%であり、令和3年10月ではさらに上がって42.4%となっております。しかし、私は常々、高齢化率が高いことは決して悪いことではないと申し上げております。

例えば、令和3年10月現在、舟形町の90歳以上の方は240人で、65歳以上人口に占める割合は11.6%と、管内で最も高いという結果でありました。しかし、これは舟形町民は長生きだから、高齢者もたくさんいるとも言えます。健康で長生きをすることが町民の幸せではないでしょうか。

当町では、令和元年度から100歳元気プロジェクトとして、健康づくりの支援、健康寿命の

延伸に取り組んでおります。

これまでワンコインがん検診や健康ポイント事業をはじめ、糖尿病予防事業、心の健康づくり事業、介護予防教室や、いきいき100歳体操等の介護予防拠点づくり事業、通いの場拠点事業、予防接種費用の助成、外出支援事業を行っており、今年度は、人間ドックのオプション検診への助成や、糖尿病の発症予防、合併症予防、重症化予防の取組、重粒子線がん治療への補助なども行うこととしております。また、このほかにもタクシー券交付等の在宅福祉サービス、介護予防や生活支援の各種サービス、ふれあい宅配弁当や高齢者除雪など、町だけではなく、社会福祉協議会などの関係機関とも連携しながら取り組んでいるところであります。

質問にありましたふれあい宅配弁当事業については、社会福祉協議会が実施しているものですが、これまでも事業の役割や効果、取組について、都度協議している経緯があります。今のところ、安否確認を主目的と考えておりますので、週1回の提供で実施しておりますが、引き続き利用者のニーズや現状における課題なども改めて検証しながら、民間事業者の活用も含めて検討してまいります。

高齢者除雪サービスやインフルエンザ予防接種事業についても同様ですが、今後も、住んでいる人が誇れるまちづくりを進める中で、高齢者の健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を目指して、事業の検証やニーズの把握等を行いながら、より効果的な事業の実施とサービスの提供に向けて努力してまいります。

2番 ありがとうございます。何点か確認をさせていただきます。

まず最初にですけれども、今ほどの答弁の中で、今年度から人間ドックのオプションへも助成があるということで、私も大変いい事業だなと思って、地区の中でこういうふうな事業が今年度からありますよということで宣伝に努めているところですが、まだスタートしたばかりだと思いますけれども、昨年度と比べて、今年度、このオプション検診の実績状況ですけれども、分かれば教えていただきたいと思います。

町長 その件については、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 オプション検診の実績状況ということですが、今年度についてはまだ実績のほうについての把握を行っていない状況ですので、現時点では、まだ分からないということでございます。

2番 健康診断、人間ドックの案内が各個人に送られていくと思いますけれども、多分その中にも案内の内容は入っていると思いますけれども、さらに周知していただいて、今年度始まった新しい事業が大変成果が出るように、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者等の除雪サービスについて何点かお聞きしたいと思います。

除雪サービスの申請者世帯は、全世帯に対して過去5年間の推移を見てみますと、昨年度、

令和3年度の実績で79件、4.3%の申請率でしたけれども、対象となる所得税の非課税世帯で
すか、それは今現在、大体何世帯で何%ぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

町長 詳しい数字をちょっと持ち合わせていないようですので、後で報告をさせていただきたい
と思います。

2番 分かりました。

同じく、高齢者等除雪サービスの、今年度のサービスの内容に関してです。この中には、高
齢者世帯の安全確保のため、最低限生活ができる範囲という言葉があります。時間としては
15分程度という書き方をされていますけれども、これは私の認識では、玄関先から道路まで
出入りができる程度の除雪と私は認識しておりますけれども、こういう認識の内容でよろし
いでしょうか。

町長 2番議員のおっしゃられるとおりでございます。

2番 内容をずっと見ていきますと、玄関先の除雪に関しましては1回800円、1日2回までと
いう書き方もしております。あとは屋根の雪下ろし、あと落ちた雪の片づけということで、
除雪費用は1日1万2,000円という金額も提示されておりますけれども、この辺の金額につい
ては前の議会の中でも一部話になった記憶もありますけれども、この800円、1万2,000円と
いうのは妥当な金額かなと思って、改めて質問をいたします。

町長 多ければ多いほど実施していただける人が増えるとは思いますが、現在、料金を見直す
ということと、それから、その除雪サービスをやっていただける方の人材の確保というのが
非常に難しい現状であります。やはり除雪をする人も高齢化になってきているということも
あります。その際にやはり業者さんをお願いしなければいけないというようなこともいずれ
出てくるのではないかと思います。

現在のその料金が妥当かどうかということについては、今現時点では妥当だと思います。た
だ、これが固定されるわけではなくて、社会情勢であったり、それを担っていただける方々
の変化に伴って、その料金等については、いずれ変わっていくものだろうと考えております。

いずれにしても、お年寄りの方が、冬期間、安心して暮らしていくための、そういった
支援というものが必要だと思っておりますので、料金の在り方等も踏まえて、それからそれ
を担っていただける人たちの確保ということも、併せて考えていきたいと思えます。

2番 雪下ろしに関しましても、今年度といいますか昨年の冬でも大雪ということがあったんで
すけれども、どうしても雪下ろしの時期が集中してしまうというところは、何としてもある
かと思います。そうした場合、高齢者の方が業者さんを探すのが難儀だとか、探してもなか
なか順番待ちだとか、いろいろな話があるかと思いますけれども、町自体がこの金額を上げ
て一般的な相場をつり上げてしまうというふうなところはまずいかと思いますけれども、や
はり難儀しているというところは事実だと思いますので、今町長から答弁があったとおり、

ぜひ金額の改定も念頭に入れて、次年度に向けていただきたいと思いますけれども、改めてその辺の質問をいたします。お願いします。

町長 屋根の雪に関しましては、お年寄りの方々から相談があった場合に町のほうで仲介して業者さんを紹介するということが多いようでありますので、その点は大丈夫かと思えます。

ただ、やはり業者さんも混み合ってくると、若干、順番での関係でお持ちいただくということもあるかと思えます。そういった中で、やはり業者さんの屋根の雪下ろし等については、やはり相場があるということは確かでありますし、ある意味シルバー人材センター、それから業者さん等を使い分けながら、費用対効果を見極めて、相場なりの料金というふうなものをしていくことでお年寄りの方の雪下ろしというものがスムーズにいけるように検討をしていきたいとは思っています。

2番 除雪をしていただく方もそういう声がありますけれども、除雪をする業者さん、そちらからも少し何とかならないかなという声もあるので、ぜひ内容を検証して、次に結びつないでいていただきたいと思います。

続きまして、ふれあい宅配弁当事業について、何点か質問をしたいと思えます。

今現在の宅配弁当事業は町の食生活改善推進協議会の皆さんとボランティア団体のフルーツという方々で、4名ずつの8組体制で調理を行ってもらっているようですけれども、この弁当には作ってくださった方々の名前も入っていて、大変心のこもった弁当かなと思って、私も感じたところでした。この事業に関しましては、7月から9月まではこのサービスを行っていないという社協の説明だったんですけれども、これはなぜ行われないのか、お聞きしたいと思えます。

町長 夏場ですとやはり食中毒等の危険もあるということで、7月から9月までの気温の高い時期については、このサービスを行っていないというような状況であります。

2番 やはり食中毒、それがやはり、食中毒のリスクを抱えながら弁当事業を行うのもやはり大変なのかなと思いますけれども、弁当の写真だけですけれども、私資料をもらって見ました。そうしたところ、かなり立派でボリュームのあるお弁当でした。こういうふうな弁当が1週間に1回、利用者さんの手元に届けば、多分独り暮らしで高齢者の方は、その夕食だけでは食べ切れない量、あるいはもったいないというところで、次食べるのに取っておこうという気持ちですが、当然私もだと思えるんですけれども、出てくると思えます。なもんですから、少し、金額的には、300円で利用者さんの手元に届きますけれども、実際は800円とか900円かかっていて大変立派な弁当のようですので、食中毒の心配がありますので、できればボリューム、量を減らして、1回で食べ切れるような量の弁当にして、回数を増やせばいいのかなと私は思っていますけれども、その辺の考え方について質問したいと思います。

町長 基本的には、見守りの一環として宅配のお弁当のサービスをしているということでありま

す。1回300円は頂いておるんですが、それを作っていたいているのは食改のメンバーの方々の中から有志の方が出ていただいて調理をしていただいているということでもあります。ある意味、食生活改善委員会のメンバーが、常日頃食生活を改善するためにいろいろな料理等を作って、減塩とか、そういったところの料理を広げようということで活動していただいておりますが、そういった成果をお年寄りのお弁当の中にも示したということで、割と豪華な弁当になると感じております。

量的なもの、それから内容等をもう少し減らして、回数を増やしたらいいのではないかとすることがあるんですが、そこは利用者のほう、それから作っていただく食生活のメンバーの有志の方々とも調整をしないと、回数を増やしたり、それから料理の内容等について、お弁当の内容について、我々がお話をするということとはできないのかなと思っております。

まずは利用者さん、それからボランティアで作っていただいている方々と話をさせていただいて、その中でできること、それから望まれていることをしっかりとやっていければと考えているところであります。

2番 やはり実際携わっている方々の声を聞くのが一番だと思います。私も今、回数を増やせばというふうな言い方をしましたけれども、やはりボランティアでやってくださっている、弁当を作ってくださっている方々からすればかなり大変になってくると思いますので、この辺は実際どうなのか、声を聞いていく必要があります。また、利用者さんの声にはこれも社協のほうからもらった資料の中にあっただすけれども、今までだと毎日決まった物しか食べていないので、毎週木曜日を楽しみにしていますとか、毎回おいしく、毎日でもお願いしたいという声もありました。たまに中学生からメッセージのついたお弁当がついてくるということで、これも大変うれしいやり方だなという声もあったようです。

先ほど私が提案した回数を増やせないかというふうなところに関しましては、先ほど町長からも民間の事業者さんからというふうなところで前向きな答弁がありましたけれども、町内で食事を提供している事業者さんが、ここ数年のこのコロナで売上げがかなり落ち込んでいるという事業者さんもおられるようですので、この辺にお願いして、協力、理解をいただければ売上げの救済策、あるいは弁当の回数を増やすことができるというところは、私は思っているんですけれども、その辺の内容を改めてお聞きしたいと思います。

町長 町内で提供しているということになれば、ほなみについては利用者さんについて給食サービスをしておられると思います。またスマッシュ長沢さんも弁当を提供しておるんですが、何年か前にお話をかけたことがあるんですが、300円ではとてもできないということと、配達をすることが無理だということでもあります。現在、週1回の宅食、宅配のサービスにつきましては、社協の職員がこれを配達しているという状況でありますので、これを民間の、例えば宅急便屋さんとか別の人を雇うとなれば、さらに費用がかさむというふうなこともあります。

すので、そこら辺は、本来の目的が見守りということであるのか、それとも配食を提供しなければいけないというようなことになっているのかを、我々でも検討をしていかなければいけないのかなと思っているところであります。

しっかりと必要なものを考えながら、現状に合った形でやっていただいて、さらに負担というものについても検討をした上で、それで民間の業者さんがやっていただけるというのであれば検討するということについては、何も障害があるということではないと思いますので、まず利用者さん、それからお弁当を作っていただける民間の業者さん、さらには、それを配達する方々等の考え方をお聞きした上で、これらを進めていかなければいけないと思っています。

2番 ぜひ利用者さんの声、あるいは弁当を作ってくださっている方々の声を聞きながら、今よりも一歩改善して、利用者さんへの温かい弁当を少しでも回数が増やせるような方策を考えていただきたいと思います。

もう1点、その弁当に関して私ちょっとこだわりますけれども、やはり1週間に1回の温かい弁当だけでは、どうしても高齢者の方々は偏った食事になってしまうのかなと思いますので、あした以降ですけれども、あしたの本会議以降、振興公社の経営状況報告の資料を確認してみました。これもコロナ前と令和2年、令和3年度を比較した資料がありました。それを見てみますと、振興公社の食堂の売上げ比較ですが、これは令和元年度のコロナの影響を受ける前と2年度、3年度の4月から6月を比較したところ、温泉の売上げ比較、これを令和元年度の4月から6月と比較して、令和2年度が86%減、令和3年度は61%減、温泉売上げ合計の比較ですけれども、これも令和元年度と比較して、令和2年度が76%減、令和3年度は39%減という実績になっているようです。この落ち込みを少しでも挽回するという策も必要かと思います。これは、今言った弁当を作って提供して売上げを挽回するという経営策もあるかと思いますが、この辺の考え方についても質問いたします。

町長 先ほど言った高齢者の方の宅配のお弁当については、スマッシュさんとかを検討しておったんですが、振興公社さんということになりますと、先ほど言ったとおり、ボランティアで作っている食改の方々のメンバーの生きがいというものも一つあるということで、確かに振興公社の売上げが落ちている中でということで高齢者のお弁当を作るのがいいのか、例えば、役場のほうに今もスマッシュさんとか、ほかの新庄市内の福祉施設からお弁当を持ってきたりしている方もいらっしゃいますけれども、売りに来ていただいている方もいらっしゃいますが、そんな形でお弁当を作るということも一つ、考え方はあるとは思いますが、現在の振興公社の中で、今のところ、その弁当のところまでという考え方はないように聞いております。

2番 やはり1社、あるいは1つのサークルだけに頼ることなく、例えば曜日を決めて、今の食

改のメンバーの作ったお弁当、あるいは町内の、今町長からちょっとお話があったスマッシュさんの弁当、あるいは振興公社の弁当というところで、複数のお弁当を利用して、見守り、あるいは食べていただくということも私は必要かなと思いますので、ぜひ検証していただいて次につなげていっていただきたいと思います。

次に、同じく見守りを兼ねて行ってもらっていますふれあいヤクルト事業です。これに関しましては、75歳以上の希望の方へ週2回、無料で提供している事業というところで、先ほどの町長の答弁の中で、90歳以上の方が240名おられるということでしたけれども、この事業の要件は75歳以上の希望の方というところになっています。昨年度の利用者数が29名ということで、私は少し少ないのかなと思っております。この少ない理由ですけれども、本人の希望がないのか。あるいはヤクルト事業そのものを知っていないのかというところだと思いますけれども、町としてはどのような判断をしておられるのか、お聞きしたいと思います。

町長 ふれあいヤクルト事業につきましては町の事業ではなくて、社会福祉協議会の事業でありますので、詳しいことは私どものほうではよく分からないということであります。

2番 やはり事業に関しましても、内容を検証していただいて、希望者が少ないのか、事業そのものが知られていないのか、その辺検証していただいて、さらに充実できるような事業につなげていっていただきたいと思います。

次にもう1点ですけれども、昨年あるいは一昨年の中で各地区ごとにワークショップというところで各地区の課題がいろいろ出てきたと思います。そのワークショップのまとめたやつを見ますと、高齢者の買物あるいは移動販売、そういうものがあればいいなという声があったと思います。独り暮らしの方を対象にして、タクシーを利用して、ある自治体でやっているようですけれども、町内の商店、その辺を回っていただいて、独り暮らしの方のリフレッシュというところに結びつけていただいて、認知症の防止へもつながるのかなと思いますけれども、タクシーを利用した町内の買物、地区ごとで曜日を決めてですけれども、そういう事業もあってもいいのではないかなと私は思いますけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

町長 他自治体でそれぞれ取組をしておりますので、全て同じことができるかという、それがどうかということはあるかと思います。ただ、現在移動販売をしている業者さんもいらっしゃいます。そういうことも踏まえて考えていかなければいけないということと、冬期間、特に自宅から出なくなるお年寄り用ということで、温泉に各地区ごとに集めまして、体操をしながら温泉に入って、帰りは買物をしていくというようなサービスも舟形町としてはもう提供しております。ただ、残念ながら、コロナの影響で、ここ2年ほど実施できていないという状況であります。買物をするということ、特に年金受給月のときなんかは、ぜひ買いたいというような欲望、買物をしたいという欲望もありますし、冬期間自宅から出ないと、どう

しても認知症が進んだりするということで、やはり、外に出ていただくということが大事か
と思います。ただ、町のほうとしては、高齢者のタクシーサービス等もございますし、デマ
ンドタクシーもございます。そういったものを利用いただきながら、現状で対応できる
ものもあるかと思いますが、新たな買物サービスというものが、現実的にどこまで必要な
のかということを考慮しながら、特に舟形町としては、高齢者に安全な運転をするためにと
いうことでサポカー補助金も、全国に先駆けてやっているという状況でもありますので、そ
ういった点も勘案しながら、そのサービスがどこまで必要かどうかを検討していくという段
階かなとは思っています。

2番 やはり私の親族の中でも独り暮らしで生活していて、急激に認知症、いつもと違うとい
うところで私も経験した、体験したことがありますので、ぜひ友達付き合いとか、外に出てリ
フレッシュするとか、いろんな町でもサービスしている、例えば灯油券だったり、あると思
うんですけども、認知症が進んでしまって、その券があるのかないのか、その辺も分から
ないということで、私のところのある地区の民生委員さんは、業者さんをお願いして、その
灯油券でまずは少なくなったら詰めてくださいというやり方もやっているようですので、や
はり個人任せでは、認知症の方にとっては大変もったいない事業だなと思っていますので、周り
を巻き込んだやり方をしていけないと駄目かなと私は思っていますけれども、その辺の考え
方も一言お願いしたいと思っています。

町長 私も常々、行政として制度をつくっただけでは駄目で、周知をして使っていただかないと
駄目だろうと申し上げております。ただ、全てのことについて、一人一人に細かくそういっ
たものができるのかと言ったら、現実的には難しいと思っております。そういったものを課
題解決するために、町内会であったり、地域運営組織というものがあると認識しておりまし
て、やはり自助・共助・公助という段階の中で、それらのお年寄りの方々が地域の中でしっ
かり、疎外されることなく、みんなで一緒に暮らしていけるというふうにしていければと思
っております。

2番 ぜひいろいろな各種の高齢者事業のサービス事業がありますので、改めてここで検証して
いただいて、さらに充実したサービス事業が継続できるようにお願いして、私の一般質問を
終了させていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもって荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

ここで、換気のため暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

続きまして、7番佐藤広幸議員。

7番 それでは質問の主題といたしまして、「舟形1号線のドーザーによる除雪体制は」と題して質問をさせていただきます。

今年の冬も大雪となり、1月には豪雪対策本部が設置され、町民生活に大きな支障を来す事態となりました。森町長は就任以来、生活道路の除雪制度や、舟形1号線流雪溝改修事業など、積極的に雪問題に取り組んできたと考えています。

また、舟形1号線流雪溝改修工事は今年で工事が完了する予定です。工事が終わった区間の住民からは、気温が冷え込んでも流れがよく、詰まることもなく、非常によくなったとの声が聞かれます。

しかし、舟形1号線のドーザーによる道路両側に寄せられた雪を、地域住民が流雪溝に排雪することが困難になりつつあるという新たな問題が出てきています。

原因は、本町の人口減少による空き地、空き家の増、高齢化、核家族化により排雪者の減少等が挙げられます。

解決策としては、ロータリー除雪車による除雪、排雪作業員の確保などがあると思います。

舟形1号線は、通勤、通学にも使われる町のメイン道路です。早急に排雪の問題に取り組むべきと考えますが、町長の考えを質問いたします。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の「本町通りのドーザーによる除雪体制は」のご質問にお答えいたします。

町道舟形1号線の除雪は、除雪ドーザーで雪を道路の外側へ押すことで交通を確保しておりますが、押した雪は、沿線住民の皆様の自主的な努力により流雪溝へと投雪していただいております、沿線住民の皆様のご努力、ご協力に感謝申し上げます。

道路除雪の目的は、歩行者及び自動車等が立ち往生することなく通行できることにあります。自助・共助・公助の考え方に当てはめれば、交通の確保は町のなすべき「公助」であり、住宅の出入口や周辺の除雪は個人で対応いただく「自助」であります。したがって、現状どおり常に路肩まできれいに除雪するには、ドーザー除雪と沿線住民による流雪溝への投雪の組合せが最も適当であると考えます。

国道や県道の除雪においても、各戸の出入口や家の近くに置かれた雪は、各戸での対応をお願いしているところであり、個人の対応が困難な場合は、地域支え合い除排雪運動支援事業の取組をご検討いただければと思います。

住宅が連担した地域では、排雪場所がなく、乗用車1台がやっと通れる状況で、玄関先の除排雪にも苦勞しているところがあります。

本道路沿線は、道路幅員が広く、かつ水量が多く投雪に制約のない流雪溝を備えている、町内でも最も除排雪環境の整った地域であります。老朽化した流雪溝は、平成26年度から改修

事業を実施し、総事業費 1 億7,830万円、今年度5,340万円の予算で事業完了を予定しており、住民の除排雪負担の軽減に資するものと考えております。

議員よりご提案いただいロータリー除雪車の活用については、沿線に投雪場所がないため採用は難しいと考えます。また、排雪作業員による路肩の除雪は、他の道路と同様に、雪がたまった時点での排雪作業という対応にならざるを得ないと考えます。

町としましては、現状の除雪体制を継続し、道路交通の確保に万全を期する所存であります。路肩まできれいに除雪するには、住民の皆様のご努力、ご協力が不可欠であります。今後、超高齢化等、社会状況の変化で、地域の取組が困難になる可能性も否定できませんが、全てを町で対処することは不可能であります。自助・共助・公助のそれぞれが必要不可欠であります。高齢化等、社会の変化により、自助・共助が縮小していくことについては、除排雪のみならず様々な分野で議論していかなければならない問題であると考えます。

7番 答弁ありがとうございます。

まず、本町流雪溝に町のドーザーで寄せられた雪を排雪するという背景につきまして、私なりの見解もまず述べさせてもらいたいんですが、舟形の歩み、これを私は定期的に見て、明治以降の舟形町の歴史を見て楽しんでいるんですけども、その97ページに、本町の流雪溝の側溝の工事というのが載っておりまして、その題目が交通網、交通網が整備されてきたからという10の項目の中に、流雪溝の必要性が出てきて工事が始まったというようなページであります。交通網が整備されてきたから流雪溝が必要になってきたみたいな、そういう欄なんですけれども。

昭和36年、37年頃の写真ですので、この頃に流雪溝ができたんだろうと、こう推測するわけです。多分、町に詳しい資料というのが残っていないと思うものですから、ここから推測するんですけども、61年、62年ぐらいたっております、本町の流雪溝は。その間、やはりこの時代は1万2,000人ぐらいたった人口のところでしたから、そこで車が必要になって、当然車が通るには雪を寄せなければいけないということで、流すための流雪溝というのができて、流れは流雪溝組合の地域住民が管理をする。そしてこの側溝自体は町のものであるから、町が維持管理を行う。こういうものができてきて、当然さっき町長に答弁していただいたように、当然のごとく家の前に置かれた雪は、もうまさに雪の捨て場があるわけですから、雪を捨てるのが当然と、私も小さい頃からそう思って、私のところはやってくれるんですけども、そのように思っておりましたので、60年たって、随分、気温がマイナス7度以下になると、本町の流雪溝も詰まって、大通りが水浸しになるものですから、そういう事情が町民から苦情というか、何とかしてほしいという声が寄せられて、訴えましたところ、森町長の采配によりまして、1億8,000万円かけていただいて、そして流れがよくなったと。一安心を私もしていたんですけども、時代が60年間進む間に、今度は人口減少、高齢化という問題

が出てきて、その路肩の雪を寄せるのが非常に困難だという、そういう社会問題が出てクローズアップになってきたわけです。

雪が詰まると、我々が側溝に入って行って突っついて、流す作業をしていたんですけども、辛いそれはすることがなくなっただと思います、多分。しかし、もし詰まれば、高齢者がやらなければならないという、そういう背景はまだあるんです。さらに、その雪を捨てる方が高齢化している。核家族で息子、娘が家に住んでいない。こういう状況が出てきている。

この状況について、町長、どのように感じていらっしゃるか。町長の感じていることを答弁していただきたいと思います。

町長 先ほどの荒澤議員の答弁の中でも申し上げましたが、町では100歳元気プロジェクトということで、100歳まで元気で長生きをしていただきたいという健康づくりのための支援をしているところであります。それもありまして、平成28年、私の就任当初ですが、90歳以上の方がその当時は164人でした。今、令和4年4月1日現在240人ということで、76人、90歳以上の方が増えていらっしゃいます。100歳以上は平成28年のときは2人でございましたが、令和4年4月1日現在では10人ということで、8人ほど増えているような状況であります。

やはり高齢化という問題については、舟形本町のみならず舟形町全体としてある問題だと考えております。そういった中で、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、舟形本町については、ドーザーで住宅の前に雪は寄せられるものの、それを処分する流雪溝が完備されていると。一方で国道13号の沿線住民の方々については、玄関の前に雪は、国道もドーザーですので置いていかれるんですが、それを処分する流雪溝等がないことのほうが多いと。県道についても同様であります。長沢地区の現状を見ても、住宅の前に置いていかれるというようなことが多くあります。

やはり全町的に高齢化ということがあるということで、したがって、先ほど申し上げましたとおり、自助・共助・公助という役割分担をしながらこれらをやっていかねければ、舟形本町のところにスポットを当てれば、大変そういう状況であるというふうには認識しますが、一方で、舟形町全体を見ても、そのことについては同様にあるということでありますので、やはり全町的な問題として、これらのことを解決していかなければいけないと。そのためには、現在の除雪体制の中ではまだまだ自助という部分で協力をお願いしなければいけない部分もありますし、公助の部分を補うということで、共助ということで、地域支え合いの除雪の体制なんか、補助をつくりながらやっているということもご理解いただいて、ぜひ全町的な視点に立っていただければなと思っているところであります。

7番 私も住民から苦情が来ますと、まず冬場の運動のつもりで、少し体を動かしてはと、このように言ったりもするんですけども、それにしてもやっぱり雪の量が多いと、どうしても毎年高齢化していくわけですので、なかなかこの老体にむち打ってという話にもなります。

それで、それは余談としまして、星川タクシーさんから定泉寺までのところに、散水の水があると思うんですけれども、あその水がやっぱり本町通りに流れてきて、それが冷え込むと凍ってとても重いし、どうしても大変だという声も聞かれます。あそこはやっぱりちょっと改善していかないと重い水の詰まった雪を捨てるのも、住民の皆さんも大変かなという思いがありますので、その散水の水がやっぱり本町通りには流れてこない対策というのも一つ必要かなと。住民がやり続けるには、必要ではないかなと思います。

私は思っているんですけれども、今共助で、もう住民の皆さんはちょうど雪を流雪溝に捨てるという共助はずっとやってきていると思うんですけれども、それがやり続けられるかと思っています。なので、その近隣住民でトラクター等の大型農機を持っている方は、プラスして、請け負ってなのか、自主的になるのかはちょっと分かりませんが、近隣の方々のその家の前の除雪をしてくださっているという状況です。

さらに、舟形町の大きい駐車場には、職員駐車場になっていると思いますけれども、あの職員駐車場の雪も流雪溝にどんどん捨て、どんどん捨てていいと思っているんですけれども、捨てます。そういった形でやっぱり、大型農機を持っている方の協力を計画的に、この計画的にというのが大切だと思っているんですけれども、やっぱりご協力をいただいて、そういった方の協力を今後やっぱり十分に取っていくというんですか、協力していただくという方向性でやっていかなければならないのではないかなと思います。

具体的には、私思うんですけれども、川合床屋さんから下流のほうを1ブロックとか、星川タクシーさんから八幡神社までを2ブロックぐらいに分けるとか、ブロックに分けて、そのブロックを大型重機を持っている方の協力を得て除雪していただくと。これが今後一番解決策として、まずは有効なのではないかなと思っています。今、やっている方々、手で押している方々が、隣の家、さらに移転していなくなった方々の家の前の除雪も手でやるというのは、もうさらなる共助の積み増しというのには限界がやっぱりあると。やはり農機具の大型農機を持った方々に協力を依頼すると。まずは、第1段階はこれが重要だと思っているんですが、町長の考えをお伺いします。

町長 そのように私も考えておまして、先ほど答弁書の中でも申し上げましたが、地域支え合い除排雪の活動支援事業ということで、地域のそういった困っている方々を支援するための事業制度はもう既につくってあります。それを活用している町内会もございますので、ぜひ舟形本町においても、その事業を使っていただければ、燃料費の補助とかそういったことができますので、そういった事業を使っていただければと思います。

7番 やはりそこで、私そこから考えをもう一歩進めていったことを言っていると思っているんですけれども、それはあくまでも住民主導で頼みに行ってくださいということだと思うんですけれども、それだと、どうしてもこの家まではお金をいただくか、いただかないか分か

らないにしても、頼まりましたよ、その隣は空き家ですけども頼まれていないのでやりませんよとなったときに、ここは除雪されるけれど、ここは除雪されないという、そういう問題が出てくる。ここの除雪されないところは次々と雪がたまっていくと。これをまたほかのこちらの家の隣の人が共助でやってくださいよという、これがなかなか難しいんだと思うんです。ですので、さっき言ったように、校区で分けて、やっぱりお金はある程度我々も出すけれども町も出すというそういう形で、ある程度の責任というのを持っていて、そしてやるしかない、将来は思います。トラクターでやる方ができなくなれば今度は業者さんをお願いするしかないのではないかなと。こういう段階を私は考えているわけですけども、町長の考えはあくまでも地域住民の主体性によるところで、まずはやってくださいという考えなのかどうか質問いたします。

町長 ちょっと重複しているところもあるかもしれませんが、基本的には地域支え合い除排雪活動支援事業等については、町内会単位で受けていただいているところが多くあります。したがって、その方という個人的な方をお願いするというのではなくて、町内会で、この方については高齢者ではなかなか、今体を壊しているののでできないよねというそういうところは地域の町内会の中で見つけていただいて、それを活用して除排雪をするという事業でありますので、先ほど議員さんが言われたことがまさにそれに当てはまるということだと思いますので、よその町内会、もしくは地域運営組織等でやっていらっしゃる場所もありますので、ぜひそういったところで検討していただいて、第3町内会あるいは第2町内会、第1町内会ということで、それぞれ1号線に携わっているところの町内会があると思いますので、第4町内会もですかね、そういったところで検討していただいて、この事業を使っていただいて、町のほうでの補助金も出ますので、そういったことを計画していただければ非常にいいのではないかと。

一般的に、やはり先ほど議員さんが言われたとおり、高齢化という部分の中では、いずれ共助もできなくなるだろうと。そのときにはやはり公助に行かなければいけないという思いはございます。そのために、やはり除排雪のやり方であったりというものを検討していかなければいけないということで、ある意味雪割りというお願いをして、排雪経費を浮かせて、その分、新たな除雪サービスのために提供する予算というものも確保していかなければいけないというお話もさせていただいたと思いますが、そういったことを、今後はやっぱり高齢化していくという中では、やっぱり公助という部分が多くなるんだろうというふうには思います。

ただ、今現在の中で申し上げましたとおり、地域支え合い支援事業というのは、町内会単位とか、運営組織の中で考えていただけていい事業でございますので、そのように町内会単位で考えていただく、もしくは本町通りの方々の中で話をさせていただいて、そういう地域支え

合い支援事業を使った除雪というものも取り組んでいただいてよろしいのではないかと思います。

7番 まずは、やはり地域支え合い除排雪活動支援事業、これをやってもらいたいというのがメインなんだろうという答弁と受け止めました。

それで、次は流雪溝。この流雪溝は大変ありがたくて、先輩議員も言った言葉なんですけれども、あそこ1軒2,500円で雪捨て放題なんです。2,500円。一冬、何ぼ投げてても2,500円ですから、えらいいシステムと、いいものを先人の皆さんはつくってくれたなと先輩議員も言っておりまして、これを守るように広幸君頼むよと、このように言われたわけなんですけれども、その流れを管理しているのは、その流域の地域住民の方々。さっき言いましたように、詰まれば、その地域住民の方々が出て雪を割って流れをよくすると、そういう作業をしてきたわけなんですけれども、今現在、流雪溝に流れる雪、これの6割が、町道の雪と駐車場の雪と公民館で排雪される、表は小さいですけれども、屋根の雪を下ろしたときの雪だと思っています。私の見立てでは、流雪溝に流される雪の60%は町関係の雪だと、このように見ているんです。

それで、詰まらなくはなったから大変ありがたいんですけど、詰まるところがあるんです。チャイルドランドの下の橋の下、ここに両側から流れてきた雪が詰まる。また、県道の雪も私の家の上流側に捨てるわけですから、当然やっぱり冷えてくると詰まって、チャイルドランドの下、橋の下のでっぺんに、あと1メートルぐらいで着きますよというぐらいまで詰まったことがあります。詰まったときに、川に我々は入れませんから、危なくて入りませんから、どうしても業者さんに頼むわけですが、雪を除去してほしいと。そこでやっぱり問題が出てきているわけです。我々が2,500円を払ってためていたお金をまずプールしておいて、流雪溝が詰まったときにかち割りしてくれた方にジュースなりなんなり出したりするときもありますけれども、大半は小国川のそこで詰まったときの重機代に使う。それでほとんどなくなるわけです。なくなるだけならいいんですけども、足りないときがあるんです。そのときにやはりどうしても町にお願いに行くわけなんですけれども、それはそういうのに出す規定はありませんよと、こう言われてきたと言ってくるわけなんですけれども、やはりこの雪の捨てる量なりなんなりから考えると、そういった詰まったときに、正直そんなに何十万もかかる話ではないですから、やはり町に関与してほしいと思っているんです。この問題点に気づかれているかなということが今まですごく疑問だったんですけども、そのあたり町長はどのように考えますか。

町長 舟形本町の流雪溝の方々が大変苦勞をされていらっしゃるということについては認識をさせていただいております。ただ、一方で、ほかの町内の方々から見れば、町で1億8,000万円も投じて流雪溝を整備しているということで、その投げている雪の大半は町の施設からとか町道というお話もございましたが、2,500円については、多分その沿線住民の屋敷の広さとか

投げる量にかかわらず2,500円をとということなんだろうと思いますし、余りそこを強く申し上げると、ほかの町内であったりというところが非常に舟形本町だけという話にならないのかなとちょっと危惧をしているところであります。

舟形本町流雪溝の苦勞は分かるんですが、ほかの全町的なところで見ると、もっともっと雪で大変苦勞しているところがいっぱいあるということも知っていただいて、余り金額がかからないというお話もいただいたので、その程度であれば、何とか自分たちの流雪溝を組合の会費ということで納めていただくということが、実施していただくということが大事なのかなと思います。

そのほかにもいろいろ流雪溝のところ、私のところもありますが、そのような低い金額ではちょっとない状況の負担金を出さざるを得ないということもございますので、比較的、舟形本町の流雪溝については恵まれているということも認識していただいて、まずできる限りのことはやっていただいて、それでもどうしてもできないというようなことがあれば、町のほうとしてもそれらについて取り組んでいくということにしていきたいと思います。

7番 ちょっと嫌みっぽく聞こえたかもしれませんが、やっぱり一番、何て言うんですか、あれって思うのは、例えば流雪溝が今度は詰まらなくなっただと思いますけれども、詰まったときに、では公民館の方なり、駐車場として使うようになってからは、その方々が詰まったときに突っついて流すための作業に来てくれたかということです。その詰まったところを流すというのは、下流域の人たちがまず一番最初に詰まるわけですから、出てきてやるんですけども、なかなか職員の方々が、自分らがいつも使っている、使わせてもらっているということで、詰まりを直すための作業に出てきてくれなかったというのがまず一つ、あれって思う原因になってきていると思います。ぜひそういったところにある程度配慮して、出てきてもらいたいなと、こう思うわけです。

そして、その詰まったものが直せないです、やっぱり、余りにも冷え込んで、詰まり過ぎると。そのときは消防団に頼みます。その消防団に町の職員がいるからいいではないか、こういことを言われるものですから、なおさら、そこではなくて一番最初に詰まったときよ、と、このようにも言いたくなるわけでありまして、そここのところは改善されたでしょうから、今度は小国川の本流、このときにどのように詰まってくるのか。今、豪雨のときのゲートをつくるように住民説明会がありましたけれども、そのときに一番出た意見が、豪雨のときのことよりも雪対策が心配なのではないかという意見がほとんどでありました。何かの問題が起きるだろうなとは思っておりますけれども、やはりそういった面はある程度関与しながら、住民もできることはやろうと思っているでしょうから、町もやはりある程度関与していただいてそういった問題点を解決していくという姿勢を見せていただきたいなと思っておるわけです。いかがでしょうか、町長。

町長 おっしゃられることは十分に理解できるんですが、寺下の毎年豪雨になると床下浸水なり床上浸水になる方々がいらっしゃいます。そのためにということで排雪を、排水をするための施設を県のほうに造っていただいて、町のほうでもそれに対してポンプを設置してという工事をしております。その際に、今議員さんのほうから豪雨よりも雪だべという言葉がありました、非常にちょっと悲しい思いもあります。やはり床下浸水されている方々、雨が降るたびにという方々の思いを込めて造っているわけであります。さらに、流雪溝で末端が詰まるというお困りのところは確かに分かりますけれども、やはり我々が寄り添うところとしては、一番はやはりそういった床下浸水なり床上浸水のある、たった3軒かもしれませんが、その人たちのために、まずは我々は頑張らなければいけないのかなと思っています。

その上で、流雪溝の末端処理というものがどうあるべきかということで、心配は分かりますけれども、その際については、まず地元の流雪溝組合と、それから町のほうでも相談しながら対応をしていかなければいけないと思いますので、ぜひその排水施設なり、町のほうで造る排水ポンプについてのご理解をしっかりとしていただければなと思うところであります。

佐藤議員がおっしゃられるとおり、流雪溝についての様々な問題は多くあります。しかしながら、それぞれの責任分野において、しっかりとこれらのことを解決していかなければいけないと。全ての人が100点だということにはならないかもしれませんが、及第点の60点とか80点を目指してまちづくりを進めていかなければいけないなと私は思っているところであります。

7番 私もちっと説明不足でした。あそこの豪雨対策で堤防を造ることに關しては、冒頭説明会の中では、ある町内会長から大変ありがとうございましたと、大変助かりましたという、そういうことがあつての話ですから、決してそれよりも先に雪対策と言ったつもりではありません。

さて、それでもう一つ。あと何分かありますので。この第7次舟形町総合発展計画の中の89ページの雪に強いまちづくり、これの中に流雪溝の話、展開方針ということが載っておりまして、側溝の老朽化対策を図るとともに、これは図っていただきましたので、地元流雪溝維持管理組合の体制を強化しますと、こう書かれているんです。この体制を強化するというのはどういうことを考えておられるのか、最後に質問したいと思います。

町長 流雪溝は、舟形本町のほかにも長沢地区とか洲崎とか、いろいろございます。あと紫山にもございますが、基本的に、使う人の使い方によって詰まったりするということで、上流の人はただ雪を投げればいんでしょうけれども、下流側は詰まったり、いろいろ問題が発生します。その使い方をしっかりとその組合で守っていかなければいけないということがあります。そういった組織づくりというものがなされているところとなされていないところとか様々ございますので、そういったところをしっかりと自分たちで守れるような、流雪溝の使い

方に対するルールづくりがしっかりできるようにやっていかなければいけないということで、そこに体制づくりと申し上げているところでございます。

議長 以上をもって、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後１時まで休憩をいたします。

午前１１時３７分 休憩

午後 １時００分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。

１番 叶内昌樹議員。

１番 続きまして、私も通告書に従いまして一般質問したいと思います。

主題といたしまして、「舟形町福祉避難所の取組は」。

舟形町福祉避難所の取扱い、都市防災施設整備事業で福祉避難所「てとて」及び舟形町防災センターが整備され１年を経過したわけですが、町民の安心安全または高齢化社会による健康と福祉向上には重要な役割を持つ施設の位置づけだと思われます。

令和２年度の定例会において賛成討論を行った際に、老朽化した役場第２庁舎を国道拡張整備に併せて解体する考えでありましたが、現段階での進捗状況について伺います。

また、福祉避難所としての活用については、子育て支援センターみらいの事業やワクチン接種会場としての利用により施設の周知がなされたことと思われます。まだまだ収束の兆しが見通せないコロナ禍での現状ではありますが、近年においては若者に人気のｅスポーツを高齢者の健康づくりに役立てる取組が、東北福祉大学とＮＴＴ東日本が協定を締結し、実証実験を１２月まで行うようであります。フレイル予防や認知症予防でも効果があるとなれば、新しいコミュニケーション手段になるのではないかと思います。

舟形町福祉避難所テトテにおいては、防災に関する会議や子育て、高齢者の介護予防、健康増進に関する事業など、幅広く活用することを予定しているようですが、これまでの経過事業と今後の平常時の活用について、具体的にどのような事業を考えているのか伺います。

町長 それでは、１番 叶内昌樹議員の「舟形町福祉避難所の取組は」についてのご質問にお答えします。

初めに、国道１３号歩道整備事業に係る第２庁舎解体の進捗状況であります。国からは、令和３年度末時点で、用地補償が路線全体の約１０％の進捗と聞いております。用地補償は、猿羽根山トンネル側から進めており、第２庁舎については解体補償に係る建物調査を令和３年度に実施しております。今後、補償契約締結の後、解体となりますが、国の予算割当てが少なく、沿線住民の補償もありますので、解体年度は未定の状況であります。

このような状況でありますので、昨年度、加藤鮎子国土交通大臣政務官、国土交通省東北地方整備局、山形河川国道事務所へ事業の早期完成に向けた事業の進捗と予算の確保を要望したところであります。

第2庁舎の解体は、国との補償契約後となりますが、保健センターの改修は補償には含まれませんので、今年度、改修工事を行い、来年度に事務室の移転を予定しております。その後は書庫等として使用しながら補償契約まで待つことになるかと思います。

次に、福祉避難所「てとて」の平時の活用についてお答えいたします。

まず、ほほえみ保育園内に設置していた「子育て支援センターみらい」についてですが、令和3年4月から福祉避難所内に移転し、これまでと同様に専任のスタッフが、親子で自由に安心して過ごせる場の提供や、育児に関する相談、アドバイスなどを行っています。

また、「ふれあい育児の広場」や、「遊びのひろば」、「おはなし広場」の事業を通して、親子の交流の場の提供、交流の促進、育児支援を行いました。

子育て支援センター以外の事業では、「乳幼児健診」や「健康診断」、「母子保健事業」、「ゲンキー介護予防教室」、「防災避難訓練」、「防災研修会」なども行われましたが、通年で新型コロナワクチン接種会場として使用しておりましたので、限られたスペースや曜日での活動にとどまりました。

今後の活用については、新型コロナワクチン接種事業の状況にもよりますが、これまでの活動に加えて、小学校低学年の居場所づくりや、町民の健康維持・増進のための事業や活動について検討しているところであります。

また、提案のありました「eスポーツ」の活用については、実証実験が始まったばかりのようですので、経過は注視していきたいと思いますが、今のところは考えておりません。

なお、今年度、子育て支援センターでは、長沢中学校の協力をいただき、保護者を対象として子供の写真の加工編集について学ぶ「スマホ講座フォトアレンジ」や、親子で楽しめる、YouTubeを使った「楽しく体操」といった事業も試験的に始めています。まずは身近なアプリやデジタルツールを活用した取組について、考えていきたいと思います。

1番 最初に、第2庁舎解体についての進捗状況ですが、議員としても加藤鮎子国土交通大臣のほうに伺ったわけですが、やはり現段階、3年度で約10%の進捗ということのようですが、沿線住民の方の中には、家を解体した後に移住を考えなければいけないということもありますけども、町内からちょっと出ていくような方の意見等もありますけども、それに対して、国や町での、そういう方に対しての町の意向というか、住んでいただけるような方針等とかの話合いというのはなされたんでしょうか。

町長 交渉等の内容等については、ちょっと私存じ上げておりませんので、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 国と各関係者の交渉につきましては、内容自体、町のほうには伝わってこない状況であります。

結果として、移転先の相談とか、来た場合については随時対応しているような状況でございます。以上です。

1 番 道路計画がある際に用地買収という形で、沿線住民の方には説明とかあったようですけども、進捗状況が10%ということで、計画されている方とかもいると思いますけども、そういう方に対してはやはり国のほうから説明が行くような形になっているのでしょうか。

町長 その点についても地域整備課長より答弁をさせます。

地域整備課長 関係者につきましてはの用地交渉等につきましては、国と地権者、関係者の方での交渉という形になっておりまして、町が入ることはないというような状況でございます。以上です。

1 番 町が入ることがないということですけども、やはりこの際に舟形町からやっぱり移住を、ほかの市町村へという形もちょっと聞いておりますので、町としては、何かこういう手だてがあるとかとあるとよかったんですけども、国との交渉ということで、その点は住んでいる方のお考え次第ということで認識いたしました。

それで、第2庁舎等につきまして、保健センターの改修には補償には含まれませんということとでありますけども、保健センターを改修し事務室の移転、またはその後は書庫等として使用しながらとありますが、書庫等の「等」で改修内容、どのような使い道を考えているのかお聞かせください。

町長 一つは、答弁書にも申し上げましたが、第2庁舎について国から補償をいただくためには、そこに建物が残っていなければならないというのがあります。そこから建物がなくなってしまった場合には補償はいただけませんので、まずはそこに建物があることが大原則となります。

答弁書にも述べましたとおり、第2庁舎については、できれば補償をいただいて、中にいる地域整備課と農業振興課等が第2庁舎から保健センターに移動すればよかったのかもしれませんが、なかなか予算のつきが悪いということとあります。しかしながら、第2庁舎につきましては耐震化工事もされていないという現状もございまして、町としては単独費で保健センターを改修し、地域整備課、それから農業振興課等を第2庁舎へ来年度から移動して運用するという方向でいます。残った第2庁舎については、答弁書にもありますように、建物がないと補償にならないものですから、書庫等の活用をしながら建物を残していくという考え方であります。

1 番 第2庁舎についてのことは分かりました。これから修繕するような考えはなかろうとは思いますが、やはり国道から見た外壁が、見た目で崩れそうにも見えるような感じがあ

りますけれども、何かカバーをかぶせるとか、何か考えとかあるのか。ちょっとその点、お聞かせください。

町長 あとは解体するのを待つだけの建物でありますので、下を通る人が危なくない程度には維持補修はしますが、改修等の考え方は持っておりません。

1番 分かりました。なるべく、10%の進捗とありますけれども、またお願いしながら、やっぱり町、公民館等で、平日とか、何かイベントがあった際には、やはり今の駐車場の領域では結構あふれてしまうような状況が見受けられますので、一刻も早く駐車場になればいいのかなと思っておりますが、その点について再度また伺う、お願いに行くという考えもあるんでしょうか。

町長 実は国の来年度の予算要求等については5月末というようなこともございまして、もっと早かったか分かりませんが、とにかく5月末までには来年度の予算についての要求をしなければいけないということで、橋本山形河川国道事務所さんのほうから連絡いただいて、来年度の予算の要求の仕方について、町長の考えをとということでありましたので、ぜひ町としては事業を進捗していただくための手段を講じていただきたいということでお願いを申し上げたところであります。

それを受けて山形河川国道事務所のほうでは、舟形歩道の予算について国債という形の表現をされておりましたけれども、要は通常予算プラス債務負担といえますか、繰越予算みたいな形で、余計に予算を取る方法を考えていただいて、本省のほうに要求をしていただいたということです。

ただ、その結果、必ずつくというものではないと。ただ、町として長のお考えをお聞きしたので、それに沿った形で少しでも予算がつくような、そういったことをいろいろと山形河川国道事務所としても考えましたというような答弁をいただいたところでございます。

1番 前向きな方向性で検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、福祉避難所としての平常時の使用についてお伺いいたします。

今、ふれあい育児の広場や遊びのひろば、おはなし広場の事業を通して親子の交流の場の交流促進ということでありましたけれども、てとての脇に整備された人工芝の活用方法については、現在バリケードのようなオレンジのやつがありますけれども、あれはもう常時備えられているのか。それともいずれ外すのか。あそこのやっぱり使い道というのが、フリーに使えるのか、何かこう勝手に入ってはいけないようにちょっと見えるんですけども、その点の活用的なものの周知というか使い方というのはどのような方向で考えているのか、お聞かせください。

町長 てとての隣の人工芝の広場につきましては、子育て支援センターを利用した人が外遊びをする際に利用していただく、さらには、ほほえみ保育園の園庭が狭いということもあります

ので、雨が降ってぬかるんでいるというような状況で外遊びができないときなんかは、保育所の子供たちも遊んでいただいて結構ですよということで設置したものです。

ネットが張られている理由としましては、散歩に来た犬とか猫とか、その広場でふん尿をされると困るということもあって、低いフェンスをわざわざ設置して、ここはペットとかそういった方々は入っては駄目ですよということが一つ。それから、ボール遊びとかをしたときに外に出ていかないようにという目的のものが一つです。ボール防球ネットとしては低いんですが、小さい子供たちが遊んだりする分については十分な高さなのかなと考えて、いろいろ苦心をしながら高さを決定してフェンスを設置していただいたものであります。

1番 となると、ある程度限定された使い方しかできないということで、ちょっといつだったか、ちょっと中に入ってボール遊びをしている親子とか見受けられましたけれども、やはり目的とか使い方的なものを、何かこう、保育園とかみらいの人たちが使っているのは分かりますけれども、ほかの人が知らない人が、やっぱり今の段階での低いバリケードのようなものを見て、これを使っていいのか悪いのかという判断をちょっとしにくいと思うんですけれども、そういう説明的な看板とも言いませぬけれども、そういう住民周知的なものは今後どうなされるのかお伺いいたします。

町長 特に周知も考えておりませぬけれども、子育て支援住宅や子育て世代の宅地造成をしている状況にあります。そういった子供たちと親子で遊ぶ場所として使っていただく分には何ら問題ないと思います。

先ほど言ったとおり、防球の役割と犬とか猫が入ってこないようにという役割程度でありますので、原則先ほど申し上げましたとおり、子育て支援センターの外遊びの広場、それからほほえみ保育園の外遊びの広場としても活用できますけれども、それ以外の時間帯で親子で遊んでいただく分には全然問題ないと思っております。

1番 聞いているほうとしては理解できるんですけれども、やはり知らない人がバリケードを見た時点で、ここは入れないのではないかということがちょっと想定されますので、その点、何か芝もすごい良い芝だから入ってはいけないうかなみたいな気持ちも出てくると思いますので、利用ができるような周知も必要なのかなと思っていました。その点については理解しました。

それで、あと子育て支援みらいにつきまして、てとてにつきましてですけれども、現在通年で第4回目のワクチン接種会場として土曜日にするようでありますけれども、通年で接種会場として使用しており、限られたスペースや曜日での活動にとどまりましたとありますけれども、コロナ接種事業によって町民全般に施設を知っていただいたとは思うのですが、並行して平時の活動や活用方法などを早急に検討して周知し、町民の生涯の健康維持で活用できるように願うのですが、現在コロナワクチン接種後と、これから続くと思うんですけれども、

平時の使い方について今後どのような検討をなされているか、詳しく教えてください。

町長 福祉避難所としてを設置した段階でいろいろな事業を仕組むということでありまして、でも、まず基本的には福祉避難所でありまして、災害があったときに避難者が避難できないというようなことがあってはならないというのが大原則であります。その上で、使われていない平時について、先ほど言いましたとおり、子育て支援センターみらいが入っていて子育ての場、それから保健センターの役割を担っているということで健診の会場等、それから健康教室等々が行われます。そのほかにお年寄りの関係のいろいろ体操であったり筋力アップのためのプログラムなんかも含まれておりますが、残念ながらコロナのワクチン接種で会場の多くが使用されている状況でありまして、そういったことがなかなかできなかったということと、コロナの感染症防止ということでそういった事業が組まれていないということでありまして、今後は当初計画しているとおりにいろんな事業を組んでいって、お年寄り、それから子供たちの集いの場としての活用を考えているところであります。

1番 てとての目的として、平常時の活用については防災に関する会議、子育て、高齢者の介護予防、健康増進に関する事業など幅広く活用していくとありました。これが幼児とか、今後小学校低学年の居場所づくり等でもありますけれども、福祉ということであれば、やはり幼少期から高齢者まで全町民が対象なのかなとちょっと私思うんですけれども、この福祉避難所としての使い道として見るとちょっと外れるのかもしれませんが、私は福祉としての見方をすると、小学校低学年とか高齢者だけではなく、通常の町民の方の健康維持等の使い方もあるのかなと思っておりまして、小学校低学年や高齢者はもちろんのことだと思いますが、福祉という観点から言えば、もっと幅広い範囲の活用が望ましいと思うんですけれども、町民誰もが気軽に施設利用できるような考えがあるのかも伺いたいと思います。

町長 お年寄りと子供を大事にしたいという思いの中で造っておりますので、働き世代の方々については、そのことの事業が少ないのではないかと、自由に使える施設にしたほうがいいのではないかとというご提案をいただいたわけですが、実際やはりどのように使うかということについては、どういう要望があるのかということも聞いてやらなければいけないと思いますが、基本的にはやはり日中の開館時間というものがありますので、また、夜間の使用は災害時以外に認めていない状況でもありますので、そういったときに幅広く働き世代の方々もということになると日中使えるかということの問題もありますので、こういった事業を議員さんが考えているかも含めて、そこは調査しながらこういったことができるかということを考えていきたいと思っています。

ただ、やはり何回も言いますけれども、子供たち、そしてお年寄りのそういったために町としては考えていきたいと。さらには防災訓練というものもありますし、中には厨房もありまして、先ほど2番議員さんから質問があった高齢者への宅配サービスの調理なんかも、その

福祉避難所として作っていただいているということでありますので、そういった活用ということで言えば料理教室等もあるのかもしれませんが、今後、状況等を判断してどういう使い方を望まれているのかを調査して対応していきたいと思います。

1 番 要望ということではないですけども、やはり日中時であっても、やっぱり冬期間とかに運動する場がないとか、そういうことがよく聞かれます。町にはB&Gセンターとか、ほかの施設もありますけれども、なかなか申請していくような形でありますので、何か気軽に行ってウォーキングだったりとか、中を散策するというか、歩くようなことだけでもいいのかなと思った次第であって、全体的に運動不足解消とかストレス解消的なものでそういう場所を活用できないかと思ったのですが、そういう考えでどうでしょうか。

町長 議員さんから指摘していただいたB&Gセンターもございます。体力強化等々にあっては、いろんな施設にいろんな機能を持たせるよりはB&Gセンターの強化を図っていったほうがいいのではないかと思います。やはり何でもできるでなくて、というものではなくて、ここはこういう目的の施設であってこういうことのために使われているということのほうが、私としてはいいのではないかなと思います。

そこら辺も含めて、今後その活用方法については検討していかなければいけませんけれども、大原則としましては、これは都市防災の国土交通省の国庫補助事業でありますので、本来の目的以外の活用ということになりますと、そこはやっぱり会計検査の対象にもなりますので、しっかりと補助事業の目的に沿った形の中で、まず取り組まなければならないというのも大原則としてあります。そこら辺もご理解いただければと思います。

1 番 今後の活用方法についていろいろ模索しながら、町民にとってよりよい健康づくりや体づくりができるような目的であればいいと思っていますので、今後検討よろしく願いいたします。

続きましてですけども、eスポーツの活用についてですけども、これは先日新聞等でもありましたけれども、NTT東日本、東北福祉大学とあと仙台eスポーツ協会という3つの要素で協定されて実証実験という形を目にしていますけれども、最近県内でもあちこちでeスポーツという形で、先日は東根でも行われました。やはり新しい社会的なニーズになってきておりますので、昔はゲームというと何か子供にとって悪いというような印象がありましたけれども、やっぱり今、今後はデジタル化ということで、そういう新しい取組で操作できないとか、難しいという観点とか一回脱ぎ去って挑戦してみるのもいいのかなと思って出したわけですけども、今後長沢中学校の協力も得ながら親子での体験等もありますけれども、もしその福祉大学等での実証実験的なものでよい結果が出た場合には、そういう施設にはそういうものが置けたりとかするのか、ちょっとお伺いいたします。

町長 eスポーツそのものにそんなに詳しいわけではないんですが、答弁書の中にもありますと

おり、実証実験が始まったばかりということでありまして、その実験結果を注視していきたいということに変わりはないんですが、お年寄りがそういったものを使ってちょっと私のイメージでは、Wiiとかでテニスをしたりとか、何かそういう感じで体を動かすものとか、画面を見て一緒に動くということとか、そんなイメージしかないんですが、そうやってお年寄りが動くということについては、体操するということについては問題ないかと思います。

ただ一方で、eスポーツということで専門学校ができたりしているというお話も聞きますけれども、町で進めているデジタル化については、人口減少の中で今後マンパワーを補うのはAIであったりデジタル化であろうということで、町としてはデジタル化を進めているのであって、eスポーツを盛んにすることがいいのかどうかというのは、ちょっと私の中では疑問符がついております。子供たちについては、外で体を動かして健康な体をつくるのがその時期には必要なのかなと思います。特に、教育委員会ではセーブメディアデーとかということでテレビを見なかったりとか、スマホとかパソコンをいじらない日というのをつくっております。eスポーツが、先ほども言ったとおりその知識が余りないからなのでもありますけれども、子供たち自身が使う時間を制限できたりとか、そういったことが可能なことであれば、それはできるかもしれませんが、子供たちにはできればeスポーツというよりは外でいろいろと体を動かしていただいたほうが私としてはいいのではないかなと思っております。

ちょっと先ほども申し上げましたとおり、eスポーツが詳しくないものですから、どういった機器とかが、それをするために福祉避難所に置かなければならないということがあるのか分からないんですが、そういった、例えば大規模なもの、人が座って操縦したり何とかするようなものとかがあるのか、そういったものであれば災害時に避難してきたときのテントであったり、ベッドであったり、そういったものが置けないと駄目だろうと思いますので、そういった機器等が大きくて災害時に邪魔になるようなものであれば、それはそこに設置することは難しいのではないかと考えているところです。

1番 失礼しました。eスポーツという一つの競技的なものではなくて、こういう一つのデジタルツールという認識でちょっと考えていただきたいんですが、デジタル技術を入り口にして、高齢者の健康増進や認知機能改善にもし効果が認証されるようなことがあったらいいのかなと思って、家庭においても高齢者の人がそういう何というかな、パズルゲームとかそういうことに対して認知症、考える力等が養えればいいと思って、今家庭においても子供、お孫さんとコミュニケーションツールとしても十分活用できて、今後ネット自体の新しい文化や技術を生活に取り入れていく層が増えていくのかなということから、eスポーツという一つのスポーツではなくて一つのツールという形での提案でございますので、大きい機械を置くとか、そういうことではございませんので、そういうデジタルツールも検討をしてはど

うなのかなということです。

活用の考え方を生かしていきたいと思うとのことなので、それはいかがでしょうかということで。

町長 そういう有効なものであれば、私はそれを否定するものではありません。

実際に社会福祉協議会なんです、ご婦人の方々が100歳体操の後に健康マージャンを始められております。大変頭を使うし指も使うしということで、ご婦人方にも大好評だという話がありました。そういった例のものなのかなと、今お話を聞いて伺ったところであります。そういったことであれば、いろいろ検討する課題の一つとして捉えていきたいと思えます。

1 番 てとて、せっかくいい建物を建てたわけですので、よりよい健康増進に向けた住民活用ができればいいと思いますので、今後とも検討よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わりたいと思えます。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、5 番石山和春議員。

5 番 それでは、通告書に従いまして2点ほど質問をいたします。

初めに、「救急医療情報キットの書換えの周知は」と題して質問をいたします。

町が平成24年3月に各戸に配布した救急医療情報キットは10年が経過いたしました。救急時の医療情報として生年月日、かかりつけ医療機関、血液型、既往歴、服薬等が重要になります。

平成30年3月定例会で、救急医療情報キットについて質問をいたしました。当時は、舟形町の救急搬送者は184名、うち急病による搬送が145名、全体の78.8%が自宅から搬送されるケースが多くなっていて、6年が経過した今日でも同様の傾向があるという答弁でした。今もこの傾向が続いているのか伺います。

年月が経過すれば、当然医療情報も変化してきます。配布当初は9月1日防災の日を更新の日と位置づけていたようですが、今は9月9日救急の日を医療情報見直しの日として書換えを周知していると思いますが、現状を伺います。

また、転入世帯に対する救急医療情報キットの交付はされているのか伺います。

続きまして、「町道の管理状況は」と題してお伺いします。

町道木友高倉山富田線は、生活道路として整備されたものと思えます。開通から何年になるのか分かりませんが、著しく荒廃をしております。光生園跡地側から行けば富田頭首工付近で通行止め、富田側から行けば、やや中間点付近で通行止めになっております。どのような管理をしているのかお伺いします。

道路付近には立派な杉林がたくさんあります。全国的に森林が注目され、美しい森林づくり

事業とか、みどり豊かな森林環境づくり事業などもあります。森林の価値を高めるためにも道路は必要です。

今は生活道路としての利用はないものの整備する考えがないのか伺います。

また、町道でほかにもこのようなところがあるのか、ないのかお伺いいたします。

町長 それでは、5番石山和春議員の「救急医療情報キットの書換えの周知は」についてのご質問にお答えします。

救急医療情報キットは、平成23年度に地域支え合い体制づくり事業補助金を活用して、緊急搬送時に医療との迅速な連携を図るために、管内自治体に先駆けて全戸に配布いたしました。その後、管内にも導入が広がり、現在は新庄市、金山町、最上町を除く5町村での類似の取組が行われております。

当町では、導入から10年が経過しましたが、高齢者の独り暮らしと高齢夫婦世帯の増加に伴って、高齢者の救急搬送が増加しているということが背景にありました。高齢者夫婦世帯等の増加傾向は現在も続いており、平成24年4月現在で302世帯でしたが、令和3年4月では434世帯となっております。

さて、最初の質問にある舟形町の救急搬送の現状についてであります。最上広域消防本部の資料によると、令和3年度の救急搬送者数は183人でした。このうち急病による搬送が140人と、全体の76.5%を占めております。これは導入当時の救急搬送者数、急病による搬送数、その割合においてほぼ変わっておりません。

また、搬送については、施設からの搬送も増えてきているものの、やはり自宅から搬送されるケースが多く、救急搬送の現状は導入当時と同様の傾向にあるようです。

次に、医療情報の書換えについての取組状況ですが、平成30年3月定例会での石山議員の質問を契機として、同年9月号の広報紙で救急医療情報キットについての周知を行い、役場窓口にも、転入世帯用として医療情報キットを常備して配布の対応を行いました。

また、独り暮らし老人や高齢夫婦世帯など、医療情報の内容について確認が必要な世帯は、民生委員が回って指導するようお願いをいたしました。

しかしながら、その後は広報による継続した周知は行っておらず、保健師による個別の対応についても限定的な範囲であり、現在は9月9日救急の日の医療情報の書換えの啓発や、転入世帯へのキットの交付も行われていないことが分かりました。

「あつたのに使われなかった」というのは非常にもったいないことですし、ましてやそれが命に関わるとなればなおさらであります。

今後も全戸へのキット配布が妥当かという点については検討する必要がありますが、4年前の一般質問において石山議員から指摘を受けたにもかかわらず、その後も救急医療情報キット活用の取組が定着していない現状については真摯に反省し、今後は毎年の医療情報の書換

えについて周知を確実にを行うために、8月の広報紙による周知を徹底し、町内会、自主防災組織、また、高齢者等と関わりのある組織等への情報提供により、町内での救急搬送時のリスクが少しでも軽減されるよう啓発してまいります。

次に「町道の管理状況は」についてお答えいたします。

2級町道木友高倉山富田線は、年次は不明ですが県道から町道に移管されました。町道木友高倉山富田線は、県道舟形大蔵線（旧光生園入口）を起点として、主要地方道新庄次年子村山線の富田地内を終点とする全長2,619.6メートルの路線です。道路法の改正により昭和62年3月7日が町道認定日ですが、それ以前より、舟形と富田、堀内地区を結ぶ重要な路線であったと思われます。

ただ、自動車が交通の主流となり、県道の長者原橋や富長橋が整備されたことに伴い、新たな舟形と富長、堀内を結ぶ県道の路線が完成し、重要路線としての役目を終えました。

現在の町道木友高倉山富田線は、起点側、木友地内の道から300メートルまで、終点側、富田地内の県道側から1,300メートルまでが通行可能で、中間の約1,000メートルについては道路が決壊しているため通行不能であります。

ご質問の「森林の価値を高めるための道路整備の考えはないのか」については、現在のところ第7次総合発展計画の短期アクションプランや過疎計画等にも整備をする計画はありません。全線を開通させるとなると数十億円規模の工事費が見込まれることから、今後、費用対効果を勘案しながら、整備の必要性について内部で検討してまいります。まずは最低限の維持修繕で対応してまいります。

最後に、「同様の他の町道があるか」についてであります。1路線ございます。それは、1級町道舟形平沢長沢線で、起点は舟形の猿羽根山トンネル入口の国道13号から、終点は長沢地区の県道舟形新庄線までで、全長6,310.3メートルであります。現在、中間部については、町道木友高倉山富田線と同様に通行止めとなっております。

5番 それでは、初めに救急医療キットについて質問をいたします。

町は救急医療情報キットを命のバトンと考えて取り組んでおります。すばらしい取組だと私は思っております。政治の一番の役目は生命財産を守ることだとよく聞きますけれども、まさしく命に勝るものはないものと考えております。

ただいまの答弁にありましたように、管内の5町村でも類似の取組が行われていると、舟形より遅れてですけれども類似の取組が行われているということは重要性が高い現れだと、このように思うんですけれども、町長のご認識はいかがでしょうか。

町長 石山議員のおっしゃられるとおりだと認識しております。

5番 高齢夫婦世帯は、平成24年は302世帯、令和3年で434世帯ということですが、約1.4倍になっております。平成24年の高齢化率は31.5%でしたが、現在は令和3年ですけれども42%、

約10%高くなっております。救急搬送者のうち急病による搬送が76.5%とのことですが、平成24年は78.8%、毎年多少のずれはあると思います。高齢化率が高くなれば自宅から搬送されるケースが多くなるのではないかと単純に考えてしまうのですけれども、そこはどうお考えでしょうか。

町長 これについても石山議員のおっしゃるとおりだと認識しております。

5 番 それでは改めて聞きますけれども、多くなれば多くなるほど、ますますこの医療情報というものが重要になってくるのではないのかなと私は思いますけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

町長 その点についても、石山和春議員のおっしゃるとおりだと認識しております。

5 番 平成30年9月の広報紙で8回の周知は行ったが、転入世帯用として役場窓口で医療情報用紙は常備はしたが交付は行っていないと、このような答弁でした。非常に残念です。全戸へのキット配布が妥当か検討する必要があるということですが、何を検討するのか。配布をしない選択肢もあるのか。説明をお願いします。

町長 石山議員の質問を受けまして、9月の広報で周知すること、それから予備の転入者用のキットを設置して、その年については交付をしておったようです。その後、残念ながら交付がされてなくなってしまったということがあります。そのことについては誠に遺憾であると思います。先ほど申し上げました5町村の中では、高齢者世帯とか、そういう方のみに配布をしているというような町村もあるようです。全戸に配布しているというのは舟形町ということですので、全戸がいいのかということについては他町村の状況を見ながら検討させていただくということが一つございます。

あともう一つは、消防のほうから言われているのが、各町村によって様式が違うということで、それは統一していただきたいというような要望もございました。そういったところも加味しながら広域的に取り組む必要があるのかなということが一つあります。そういったところを検討していきたいと思っております。

また、今マイナンバー関連の時代でありまして、そういったところの情報が全て今度マイナンバーカードのほうに入ってしまうようなこともあるかと思っておりますので、そこら辺も踏まえながら、広域的な取組として統一的にしていってほしいというのが広域消防本部としては助かるということでありましたので、まずは自分のところをしっかりと上で広域的な取組としても広げていければと考えているところでございます。

5 番 町長の考え、非常によく分かります。30年に私が指摘をいたしまして、それから1年間はやったと、1年だけはやったと。その後はやっていないようですけれども、これをやれなかった主な要因というのはどこにあったんでしょうか。

町長 基本的に、職員全体として救急キットの存在を知らないという人もおったようであります。

やはり平成23年度事業を活用して平成24年3月に配布したということで、それから6年を経過していたこともあって、キットの重要性についての認識が恐らく職員全体としてなかったのではないかと思います。

改めまして、救急搬送時の救急キットが、先ほど5番議員から言われたとおり命のバトンだということですので、その点については十分に職員も理解して次代次代につないでいけるようにやっていきたいと思っているところであります。

5番 先ほど町長からマイナンバーのほうにも情報が組み込まれるというお話がありました。大変いいことだと思います。それで、今現在、マイナンバーの取得率といいますか、町民のどのぐらいがマイナンバーを取得されているんですか。

町長 その件については住民税務課長より答弁をさせますので、よろしくお願いします。

住民税務課長 直近の数字でございます。令和4年5月1日時点で2,127名が交付いただいておりますので、率にしますと41.4%でございます。

5番 41.4%、4割の方がマイナンバーを取得されていると。大変結構なことだと思います。

ちなみに、これは分かれば結構です。このうちの高齢者というのはどのぐらいの割合でおられるんですか。

住民税務課長 高齢者という分け方はちょっとしていないもので、年代でちょっと読み上げさせていただきますと、60歳から69歳で462名、70歳から79歳で397名、80歳から89歳が105名、90歳以上が29名となっております。

5番 そうすると950名ぐらいですか、60歳以上で。そのように大体なりますよね。分かりました。

先ほども申しましたけれども、やはり高齢化率が高くなれば高くなるほど自宅からの搬送率が高くなると、町長もそのとおりだという考え方でございました。マイナンバーの取得率が41.4%で半分にも達していないわけです、高齢者の取得している割合が。こういうことを勘案すれば、当然検討すると、広域のほうで統一したいということは大変結構なことだと思うんですけども、このようなことからすれば当然全戸に配布すべきではないのかなと思いますけれども、改めて町長の考えを伺います。

町長 石山議員が言われるとおり、やっぱり高齢者世帯のほうが救急搬送の割合が高いということとでありますので、他町村においても高齢者世帯に救急キットを置いているということの現状があります。

先ほど言いましたとおり、舟形町は全戸に配布したということがありますので、そういったところで、全戸がいいのか、高齢者世帯のほうがいいのかということが一つ課題としてはあるのかなと申し上げたところです。全戸に今まで配布しておりましたので、これを否定するわけではありませんので、全戸で必要なところについてはそのように配布をしながら、ただ、

一番は石山議員がおっしゃられるとおり、それを更新していないということが非常に問題でありますので、そのことについてはしっかりとそれを配るだけではなく、毎年毎年そういった更新がなされるように努めていかなければならないと思っております。

5 番 ぜひそのようにお願いしたいと思います。

これから東北農林専門職大学用のアパートが建設されます。建設されれば当然学生が入居されるんだろうとは思いますが、ここに入居された学生さんにはこの救急医療情報キットの交付というのは考えておられるのでしょうか。

町長 先ほど答弁を申し上げたとおり、平成30年に交付して以降、交付の実績がないようであります。ですから、その以降の方も多分含めて、せっかくいいものであれば、そのようなことで全戸にということであれば全戸に配布をしていきたいと考えております。

5 番 ですから、例えば学生さんがそうやって入った場合に、その方にも当然交付はなされると、こういうことでよろしいですか。

町長 はい、そのとおり考えております。

5 番 転入世帯への交付というのは、本当に大事なことだと私は思っているんです。ましてや学生さんの場合なんかは、アパートに入るというのは、県外の方とか、ほかの市町村の方が多分入るんだろうと思います。そのときに舟形町ではこのような取組をしているんだと、すばらしい取組だねということで舟形町をアピールするのに絶好のチャンスではないかと、私はこのように考えるんですけれども、町長はいかがでしょう。

町長 石山議員のおっしゃるとおりでありますので、そのように努めてまいりたいと思います。

5 番 町長、遠慮して何か余り言葉が少ないようですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、この救急情報の用紙、救急情報の書き込みをする用紙でございます。その用紙についてお伺いいたします。

平成24年、各戸に配布した用紙と今も同じ用紙を使っているのか、ちょっとお伺いします。様式を替えているとか替えてないとかというのはないのかどうか、お伺いします。

町長 平成30年に整備して以来、整備しておりませんので、平成30年当時の様式になっていると認識しております。

5 番 そうすると、今健康福祉課のほうにその用紙というのはございますよね。その用紙というのはありますよね、情報用紙というのは。それが全てまだ平成年号になっていると、こういうことでいいんですか。

町長 先ほども申し上げましたとおり、平成30年で在庫がなくなって以来、そのままの形になっておりますので、平成のままになっていると思います。

5 番 驚きました。その中で、緊急連絡先などというのは非常に枠が小さくなっております。書換えをするにも、一度書いたら、それを多分ボールペンか何かで書くと思うんですけれども、

書いたら、枠が狭いから書けないんです。だから、書換えの周知だけではなく、用紙も全て各戸に配布したらどうか。新しい様式を作って配布したらどうかと思うんですけれども、その辺の予定はございますか。

町長 できるだけ早くそういう対応をしていきたいと考えております。

5番 それでは、この用紙にはもう一つ注文があります。せっかくそうやって作るのであれば、用紙には年度を入れてください。年度を入れていただきたいと思います。そうすると、毎年年度が替わるわけですから、これは1年限りの情報ですよという年度を入れて配布していただければありがたいと思いますけれども、いかがですか。

町長 内部のほうで、担当課のほうで検討して、そのようにさせていただければと思います。

5番 すばらしい取組をしているわけですから、せっかくどんなにいい取組であっても、やはり実行しなかったら何にもならない。こんなことがないように、ぜひ頑張って継続していただきたいをお願いいたします。

次に、町道の管理状況について伺います。

この町道については、これまで何度か砂利を敷いていただいたという経緯がございます。しかしながら、道路に砂利を敷いても、少し強い雨が降れば砂利が全部流され、道路が水路のようになってしまうということで、たしか6年前だと思いますけれども、富田側から入った間もなくのところ、山側に側溝を取っていただきました。これ町長はご存じだと思いますけれども。非常に側溝を取っていただいたので道路が歩きやすくなったということで、やはり地権者の方がたくさんおりますけれども、非常に感謝されておりました。非常によかったなと思います。

しかし、その側溝も今はもう山のほうから土が落ちて、もう埋まっております。先日、6月3日の日の強い雨で、また少し崩れたところもございました。私、6月4日の日に見に行ってきたんですけれども崩れておりました。ただいま答弁でありましたが、全線開通というのは、やはりあの状態を見れば私も現実的ではないのかなと、正直そのように思っております。富田側から入って通行止めになっている約1,300メートル辺りまでだったら、整備といいますか、補修といいますか、あの辺までだったら例えば側溝を取ったりできないものかなと私は思っているんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

町長 町道については、木友高倉山富田線はじめ数多くございます。その中でやっぱり側溝整備についても、富田の地内について側溝整備を今年も発注しておりますし、昨年もしました。やはり側溝整備をしなければいけないところは数多くございます。そういった中で、ここ二、三年において側溝整備関係の維持修繕の予算を倍増しながらその対応をしてきているところでありまして、やはり優先順位というものがあろうと思います。やはり住宅が連担していて、子供たちとか、多くの人が通るところがまずは優先されるということで、現

在のところそういった優先順位の中で対応をしているところでもあります。そういった中で木友高倉山富田線を早めにというご指摘であろうと思いますけれども、最低限通れるところの中で維持修繕をしていくということが、今のところとしては限界なのかなと思っております。ただ、やはり折を見て、少しずつ側溝を延長していくことについてはやぶさかではないと思いますので、少なからずそういった崩れたところがあるというようなところについては土砂を排除し、通行可能になる、また路面が洗われたようなところについては砂利等を補充する程度の対応でさせていただければと思っているところでもあります。

5番 先ほどの答弁書の中で、最低限度の維持補修で対応するということでしたけれども、今見ておりますと、今でもやっぱり最低限度の維持補修だと私は思っております。すぐ道路の上がすぐ山になっておるわけですがけれども、杉林になっているわけですがけれども、成木になったということで、一昨年、1,300メートル付近、右側のほうで伐採しました。その跡地には昨年、ちゃんと杉の苗を植林しております。多くの地権者はこうやって非常に山を大切に、伐採した後は植林をして頑張っておられるんです。やはり車が通行できるように支障がないぐらいには、最低限補修といいますか、整備といいますか、する必要があるんだろうと思うんですが、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

町長 先週金山町で県の森の感謝祭があって、私も子供たちと一緒に金山の山に植林をしました。森林の持つ有効性といいますか、大切さというものは十分に認識しているつもりであります。

したがって、今回伐採後について植林をしたというその地権者の方については、大変見識も高くすごいなということで、敬意を表したいと思います。

ただ一方で、やはり町道というものの、通行止めであったりとか、人が通る回数が少ないということになると、先ほど申し上げました優先順位としてはかなり低くなるということでもありますので、ただ、先ほど答弁申し上げましたとおり、それだからといって通れない状況でいいのかということではありませんので、そういう状況が起こった際には、最低限通行可能な、そういった状況にだけは修繕をしていきたいと考えているところでもあります。

5番 今、非常に山が注目されておりますけれども、若い方々というのは余り、山に興味があるのかないのか分かりませんが、ほとんど山の話というのは聞くこともないし、山に行ったという話もなかなか聞けません。山のほうの管理をされている方というのは、やはりある程度年配の方で山も知っている方、こういう方が多いわけです。やはりそういう方が車に乗って行くわけですから、やはり道路はきちっとしておかないと、若い人ともまた違うわけです。その辺のところもぜひ加味していただいて、その道路の整備だけはぜひお願いしたいということをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、石山和春議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6 番斎藤好彦議員。

6 番 それでは私からは、さきの通告に従いまして 3 点についてご質問をさせていただきます。

まず初めに、「本町が目指す農業政策とは」と題してご質問いたします。

近年の少子高齢化による人口構成の変化や食生活の様変わりなどに加え、コロナ禍による外食需要の低下により米の消費減に歯止めがかからず、2 年連続の米価下落により農業継続が困難な状況になっていると思われます。特に小規模稲作農家は厳しい現状にあり、離農しなければならないとの声も聞かれる状況にあります。大規模農家は、規模拡大効果や加工米等の生産で経営維持が図られてはいるものの、規模的にも影響幅が大きく減収している状況にあるものと推測されます。

このような状況の中、担い手不足や経営難で離農を考えている農家の救済先と考えられる大規模農家におきましても、労働力担い手不足などによりこれ以上の規模拡大が困難であるなど、課題が山積しているものと認識いたしております。小規模農家への営農継続に向けた支援策、大規模農家における課題整理に向けた政策等につきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「タブレット事業の取組方針は」と題してご質問いたします。

文部科学省が当初示した G I G A 構想の目的は、子供たち一人一人に対して創造性を育む教育の実施、情報通信や技術面を含めた I C T 環境の整備であり、最終的には児童生徒 1 人 1 台の学習用タブレットによる教育の実現であると考えます。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休校の長期化をきっかけに G I G A スクール構想への関心が一層高まってきました。子供たちは日常生活の中で端末に触れる機会も多くあり、好奇心も旺盛で、タブレット操作の習得も早く、タブレットによる授業にも興味を持ち、面白いとの声もあるようであります。

しかしながら、日々進化する情報通信技術に指導体制が追従可能なのか、多忙な教員のさらなる業務負担につながらないのかなど、課題があると考えます。教員の働き方改革と指導体制など、今後のタブレット授業の取組方針につきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

3 点目に、「北のゲートウェイの進捗状況は」と題してご質問いたします。

今年度、東北中央自動車道の東根北から村山本飯田間が開通する予定であり、最上地域と首都圏が一本の道路で結ばれる日も遠くない話になってきました。実現すれば、これまで以上の産業発展はもとより、人流が大きく変化し、交流人口、ひいては移住定住人口の増加などにも希望が持てる交通環境になるものと期待をいたしております。

一方、最上地域の発信拠点としての道の駅構想につきましては、依然として具体的な形が見えない中、国道 13 号「道の駅しんじょう」、国道 47 号「道の駅もがみ」の整備が着々と進んでいるように感じております。第 7 次総合発展計画におきましても、地域に根差した産業振興

を目的に道の駅の検討を掲げており、県最上総合支庁と連携し、野上地域の玄関口の整備に向け検討を進めるべきと思います。北のゲートウェイ構想の進捗と今後の方向性などにつきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6 番斎藤好彦議員の「本町が目指す農業政策とは」のご質問にお答えします。

初めに、農林水産省の発表によりますと、最近の米の需要は毎年10万トン程度減少しており、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により外食需要及びインバウンド需要が減少したことが影響し、全国的に米価が下落しております。そのため、業務用米として評価が高い「はえぬき」の令和3年産農協概算金が大きく下落いたしました。これに対応するため、本町では昨年12月に水稻次期作緊急支援事業として、生産の目安の達成などの条件を満たした米の販売農家に対し、主食用米の全品種、加工用米、政府備蓄米の作付面積について10アール当たり3,000円を交付したところであります。最上管内の他市町村と比較してみますと、年内に交付が完了したのは本町だけであり、交付対象品種の範囲も広く、農家にとっても最も有利な条件で事業が実施できたと考えております。

さて、ご質問の小規模稲作農家への支援策についてですが、国及び県の補助事業になじまない規模に対しては、町独自に中古農機導入促進事業及び農業用機械共同利用促進事業を実施し、中小規模農家を支援してまいりました。これらの事業は、主要な機械を複数の農家で利用することで導入コストの低減を図るものであり、共同利用に慣れてもらうことにより、機械利用組合の設立、そして、将来的には組織の法人化へとステップアップを目指してもらう狙いがあります。議員ご指摘のとおり、自然災害の発生、米価の下落、資材及び燃油等の高騰など小規模稲作農家は厳しい状況にあり、なお一層のコスト削減が必要になっている状況であります。これまでどおりの小規模で、水稻単作、戸別に機械をフルセットで導入する旧態依然の経営形態では、経営は苦しくなっていく傾向にあります。戸別のままで様々な経営努力を行っていく方法もありますが、やはり経営強化のためにも組織化し、法人化を目指していただきたいと考えております。

一方で、大規模農家が直面する課題としては、これまで農地を集積し規模拡大を図ってきたところではありますが、農地が分散し、作業効率が悪化している農家が見られます。これに対する最も有効な対策は、圃場整備であります。圃場整備は、農地の区画整理及び農道、農業用排水路を総合的に整備するものです。田を大きな区画として広い農道を作ることにより、大型機械の利用と農業用水の容易な管理が可能となり、農業生産性の向上が図られます。本町における近年の整備地区は、平成20年度完成の一本杉福地地区、平成26年度完成の福寿野地区、令和2年度完成の小松原田地区となっており、現在整備中の地区としまして、令和11年度完成予定の桧原地区及び紫山向山地区、令和12年度完成予定の三光堰西地区及び沖の原地区となっております。

本町では、調査設計費に対する町独自のかさ上げ補助を実施することで負担を大きく軽減する施策を展開しており、今後も整備を希望する地区に対して積極的に支援をしてまいります。そのほか、大規模農家の労働力不足を解消する対策としては、ロボット技術やA I（人工知能）、I C Tを活用したスマート農業の導入であります。本町では、国及び県の補助事業をはじめ、町独自事業によりスマート農業機械の導入を支援しております。補助事業を活用して導入した機械としては、自動で作業を行うロボットトラクター及びロボット田植機、直進アシスト機能付きの田植機やコンバイン、圃場内を撮影し病気等の発生箇所を特定するセンシングドローン、薬剤の空中散布が短時間に行える防除用ドローン、田に行かなくても用排水を管理できる自動給水栓等となっております。県農林水産部農村計画課によりますと、沖の原地区の整備に当たっては、スマート農業を取り入れた整備を計画しているとのことで、圃場整備とスマート農業という非常に効果の高い2つの取組を同時に取り入れた先進的な地区になるものと思われます。現時点では詳細は決まっておりませんが、今後町内農業者の皆様へ情報を提供していきたいと考えております。

話は変わって、園芸農業については経営規模の大小に関わらず、本町では積極的に支援をしてまいりました。国及び県の補助事業をはじめ、町独自の認定農業者等経営転換支援事業及び園芸農業スタートアップ事業、園芸拡大スピードアップ事業により、新規取組者や栽培面積を拡大する取組を支援してまいりました。その影響もあつて園芸作物の栽培が拡大しており、もがみ中央農業協同組合の南部営農センターにおける野菜類の販売額は、平成25年度の1億9,200万円から、令和3年度は3億2,800万円となり、トマト以外の品目の販売単価が悪かった3年度と比較しても、約71%伸びている状況であります。

また、ネギについては、平成21年度から産地化を目指してきたところでありますが、令和3年度には、生産量474トン、販売額1億2,500万円となり、J Aの営農センター単位で比較しますと、北部営農センターの萩野地区を超えて南部営農センターの販売額が最も高くなりました。主要な品目としては、J Aの営農センター単位の比較において初めて一番高い販売額となったところであります。

最後に、農業のセーフティーネット制度について説明いたします。近年多発化、激甚化する自然災害による減収や新型コロナウイルス感染症の影響による市場価格の低下など、農業経営を取り巻く様々なリスクに備えるため、平成31年度に収入保険制度が始まりました。農産物であればどのような品目でも対象となり、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保される制度であります。青色申告の実績が1年以上あれば加入可能であり、保険料率は1.08%となっております。

今年度、本町では県の補助事業を活用し、令和5年産の収入保険に加入する農業者に対して、掛け捨て保険料の一部を支援する事業を実施いたします。新規加入者については、補助率は

定額で、3万円または掛け捨て保険料の実費のいずれか低い額となっております。また、令和4年産からの継続加入者についても、町独自に定額1万円を補助する予定であります。これらを活用することにより、本町農業者の加入率が高まり、価格下落などのリスクに強い経営体になっていただければと考えております。

以上のように、本町が目指す農業政策は、経営規模の大小や品目にかかわらず、家族経営の小規模農家から農業法人まで、さらには6次産業化など多様な農業の発展を図りながら、これからももうかる農業を推進してまいります。

次に、「タブレット授業の取組は」についてのご質問にお答えします。

町において、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、子どもたち一人一人に個別最適化された学びの実現に向け、町内小中学校における高速通信ネットワーク整備や児童生徒に1人1台タブレット端末の導入等の環境整備を令和2年度までに完了し、タブレット等を活用した学習に取り組んでおります。

教育現場では、整備したICT機器等を活用し、新学習指導要領にある情報活用能力の育成を図るため、児童生徒並びに教員において、機器操作の習得と有効な活用が求められております。

町では、小中学校にICT教育支援員を派遣し、子どもたちに上質な教育内容を提供するため、授業づくりの支援や教員のICTスキル向上のための支援を行っております。児童生徒や先生による学びのためのICT活用は、議員がおっしゃるとおり日々進んでおります。今年度は中学校においてAI教材を導入しており、テストや宿題をプリントの代わりにそのアプリ上で作成し簡単に配信することができ、解答時間、正答率などの学習データは、リアルタイムで収集・分析され、生徒の理解度を瞬時に把握することが可能となり、よりきめ細やかな指導が可能となっており、有効に活用いただいております。

また、文科省からはICTを活用した教員の働き方改革の実践事例も多く紹介されています。アプリ活用により採点時間の短縮と集計ミスの軽減等、成績処理の効率化が図られた例や、職員会議や朝礼、教科担当者会議などのペーパーレス化により、ゆとりを持った資料作成や議事録の作成、資料配布などの手間を省くことができた例などは、校務の負担軽減につながります。

授業づくりでも、事前に用意した資料を電子黒板に投影することで、板書や資料配布の手間が省け、全体的なペーパーレス化により授業進度の向上にもつながります。

小中学校でも、健康観察をタブレットで行ったり、職員会議でタブレットを使用するなど、生徒指導や校務分掌の面でも活用が進んでいると聞いております。

私たちは、急速に発達し、変化し続けるデジタル社会に対応していかななくてはならず、学校づくりにおいてもICTの活用は欠かせません。「こういうこともできるんだ」という便利さ

に気づき、それを共有し実践を積み重ねながら、教員の働き方改革につなげて、子どもたちと向き合う時間を増やしていただければと思います。

今後もＩＣＴを効果的に活用し、児童生徒が互いに教え合い学び合う協同的な学びや、児童生徒一人一人の能力や特性に応じた指導等を充実させ、新たな価値を生み出していく力や、日々進化する情報や情報手段を選択し活用していくために必要な情報活用能力の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「北のゲートウェイの進捗状況は」についてのご質問にお答えします。

最上地域への玄関口としての道の駅については、県最上総合支庁が事務局となり令和元年５月に、もがみ創生「北のゲートウェイプロジェクト」検討会が設立され、分科会なども開催しながら検討を重ねてまいりました。しかしながら、具体的な進捗が見られなかったため、当検討会を昨年１１月に解散し、今年３月に新庄市が事務局となり、最上地域の８市町村、及び国、県、商工団体による「新庄インターチェンジ付近道の駅検討会（会長新庄市長）」が設立され、より具体的な検討を行うことになりました。５月には各自治体の担当課長と国、県、商工団体による作業部会がスタートし、設置候補地や、必要な機能と施設規模、地域連携機能の検討を行っていくことを確認しました。

方向性としては、設置候補地については新庄インターチェンジ付近、必要な機能と施設規模については、今後、８市町村に意見を求め集約し、地域連携機能については、商工団体で構成する「新庄もがみのランドマーク検討協議会」と情報を共有しながら検討を行っていくこととなっております。

このようなことから、今年度においては道の駅の整備に向けた基本構想の策定に向かって進んでいくこととなっております。町としては、北のゲートウェイプロジェクト検討会から一貫して新庄インターチェンジ付近の道の駅の整備には、最上地域の８市町村が一体となって取り組んでいく必要があるという考え方を持って検討会に臨んでおります。

また、町職員で構成する「舟形町高速道路の活用検討プロジェクトチーム会議」も必要に応じて開催し、道の駅や高速道路からの町への誘客について検討してまいりたいと考えております。

６番 細部にわたりまして答弁いただきまして、おかげさまで時間がなくなってまいりまして、二、三、質問させていただきたいと思います。

まず農業政策でございますが、答弁書にもございます舟形町水稻次期作緊急支援対策事業、これにつきましては、農家さんにとりまして効果も早く、非常に助かったのではないかなと思っており、大変評価いたしたいと思っておりますのでございます。

しかしながら、今後コロナが収束をいたしましても、米価が即回復するという保証もなく、先行き不安視されておるところでございます。

答弁書にございます本町が目指す農業政策はもうかる農業の推進であるということでございますが、ここ数年の本町の平均農業所得、部門別で分かれば、教えていただきたいと思います。

町長 大変申し訳ございません。その資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告をさせていただきます。

6 番 こういう状況でございますので、低下傾向といいますか、そういう方向かなと思っておりますが、それでは質問を変えます。

答弁書の中で本町の小規模農家への支援策ということでございます。機械利用等を中心にする展開してございますが、令和3年度、国の事業で経営継承発展等支援事業という事業がございます。この事業は小規模農家の継承措置としての措置でございますが、こういう事業について本町では検討された経過があるのか。答弁書にございます機械の共同利用、中古の活用ということでコスト軽減も必要でございますが、こういう支援策も一考ではないかなと思うんですが、そのあたり町長どうでしょうか。

町長 その事業の検討等については、農業振興課長より答弁をさせていただきます。

農業振興課長 ただいまの質問の事業であります。対象となる方が最初2名いらっしゃいまして、最終的には1名になったんですが、検討はしたんですけども、農業者さんの希望によりまして申請はしなかったという状況でございます。検討はさせていただきました。

6 番 検討して実際に実行されなかったということでございますが、最終的に断念されたというのは何がネックなんでしょうか。補助内容を見ますと、国2分の1、市町村2分の1、100万円限度ということで、そんなに高額ではないんですが、そんなに縛りはない制度だと思うんですが、最終的に断念されたその理由というのは何なんでしょうか。

農業振興課長 事業を実施するに当たりまして事業計画を策定する必要がございます。その計画の中で、規模の拡大であったり、いろんな経営販売方針とか定めることがありまして、その部分について今回の事業に無理して上げたくないというふうにお断りされた状況であります。

6 番 分かりました。これまでに二人ほど候補者がおったということでございますので、今後とも対象者があれば積極的に対応していただきたいと思います。

逆に大規模農家の対策としまして、答弁書にございますロボット、AI、ICTを活用した農業の導入とございますが、ロボット、AIとなるとちょっと私は想像がつかないんですが、高額補助事業とはいえ、かなりの半端でない金額ではないかなと思うんですが、このあたりを導入した際、費用対効果といいますか、その辺りの試算はされておるんでしょうか。

農業振興課長 詳細な試算というよりは、その農業者の経営計画の中で、現在の規模からその機

械を導入することにより規模拡大をし、販売額、所得がこのように伸びていくというふうな3年後の計画を立てていただいて、これは導入するに値するという判断をいただいて申請したところでございます。

6番 どれくらいのコストがかかるのか分かりませんが、もうかる農業を目指すわけですから、余りコストをかけてもうからなくなってしまうわけでは仕方がないわけではございます。その辺り、十分に精査をしてご指導願いたいと思います。

米が余っているということで、今後も主食米といいますか、作付を減らしていかなければ米余りは解消されないと思うわけではございますが、解決策として私が思うのは転作かなと、本町でも推奨しております園芸作物かなと思っておるところではございますが、本町におきましてこの園芸の団地化という話は全然見えてこないのでしょうか。考え方としてないのでしょうか。先ほど答弁書にございます圃場整備、農地の点在ということで効率化、効率が悪いという話もございました。町内を見渡しても耕作放棄地も大分あるようではございますので、園芸作物についての団地化という構想はないのでしょうか。

町長 これについても県でも進めておりまして、町のほうとしても取組をしたいと考えてはおります。ただ、その圃場整備の中での地権者の考え方であったりというものがありますので、それらについては、具体的な内容等につきましては農業振興課のほうで答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまの園芸の団地化というお話ではございますが、圃場整備の際の打合せのときに、県あと町のほうからも出席を、私どものほうも出席しまして、ぜひ園芸の団地化的なものを進めていただきたいという話は申し上げてはおるんですけれども、なかなか品目的にも統一されなくて、実際には実現していないところであります。

圃場整備のほかになんですけれども、県のほうでは小さな団地を複数つくりまして団地化支援事業というものをとおとしまでやっておりました。その事業におきましては、舟形町はネギの団地化の指定ということで県のほうから指定を受けてございます。県のほうでは県内に20地区の団地化を進めていきたいということで各品目つくって団地化の認定をしてきたところではございますが、舟形町においてはネギの団地化という形で計画を承認いただいているんですけれども、見た目に同じとまでに団地化ができていないものですから、見た感じは団地化とはなっていないんですけれども、町全域を2つに分けて、舟形から東側を一つの団地、舟形より西側を一つの団地というような形で、まとまった圃場は少ないんですけれども、ただ小さな団地が2つあるという位置づけで県のほうから認定していただいたところでございます。

6番 私余り農業詳しくないですが、団地といえば一緒に固まって、そこで何人か生産者がおって、協力しながらやるというのが団地化かなと思うんですが、そういうことでも県で認めて

いるということであれば、それをどんどん増やしていくしかないかと思いますが、やっぱり先ほどの田んぼのほうの圃場整備等々もだんだんと進んでるようでございますが、やっぱり畑作についてもこのような形で進めて、もうかる農業に邁進していただければと思っておるところでございます。

時間がないので農業の件についてはこのあたりにしたいんですが、最後に1点だけ。

米価下落に追い打ちをかけるように、今畜産関係で飼料、あと農業関係で肥料が高騰してございます。ロシアによるウクライナの関係が端を発しているようでございますが、この高騰に対する町としての対策といいますか、農業支援といいますか、そのあたりはお考えであればお伺いします。

町長 その状況については、町のほうでも把握をしております。地方創生のこれらの交付金等の使い道にも出てくるかと思いますが、今現在どういう対応をしていくべきかということで、農業振興課を中心に内部で詰めている状況であります。

農業以外でも、他産業でも電気料の高騰等がございまして、広くという部分の中で対応するような形になるのか、どのような形に落ち着くのかは今後検討していかなければいけないと考えているところです。

6番 よろしく対応をお願いしたいと思います。

それでは、2番目のタブレットの関係でございます。時間もないので二、三点だけ。

答弁書の中でA I教材の導入ということがありました。このA I教材の導入をすることによって個々の子供たちの学習能力といいますか、前に進みたい子供、同じ学年の子供たちについていけないような学習についていけない子供、こういう子供たちへのA I教材を使うことによって、何というか、そういう格差がなくなるような仕組みになるんでしょうか。その辺りをお伺いします。

教育長 ただいまの質問についてですけれども、今現在といいますか、いつもの状況ですけれども、児童生徒のそれぞれの理解力には差があります。これについては、一人一人最適化された対応ということがなかなか今までできなかったというような状況にあります。

今年度に入ってA Iアプリを導入し、学校のほうで、今特に中学校で使っているんですが、数学と社会を使っています。主要5教科で対応できるんですけれども、今現在その2教科を活用していますが、その内容なんですけれども、従来ですと、問題を先生が小テストをして回収し、それを採点して次の授業にどう指導していくかという課題になりますが、今タブレットで書き込みして子供たちが回答するわけなんですけれども、子供がどんなことにつまずいているかということが先生のタブレットに全て出てくる。一人一人が出てくるということで、そういう状況に対して結果が見られてすぐ対応ができる。いわゆる評価と指導が一体化した対応になるということで、子供たちが何が分からないかというようなことを、タブレッ

トがA Iでここの知識が足りませんよということを指摘するという内容になってきますので、今教えていることにそろってくるといいますか、今までよりも個別最適化された中で授業が進められるという解釈をしてございます。

6番 分かりました。

それではもう1点だけ、タブレットで。

2019年4月からデジタル教科書というのが導入されております。物の本によりますと24年から本格的に導入されるということでございますが、本町の対応についてはどう考えていますか。

教育長 デジタル教科書については、英語と国語を今導入しております。

6番 分かりました。

あと、タブレットは耐用年数が4年から5年ぐらいと認識してございますが、耐用年数が来た場合の整備計画、あと補填する財源計画、そのあたりの計画を策定されておりますか。

教育長 このたびのG I G Aスクール構想につきましては、コロナ禍ということもあって、国の計画よりも1年前倒しで全国的に導入しているところであります。耐用年数についても全国的に更新の時期が来るというようなこともありますので、国の対応もあると思いますが、状況を踏まえながら考えていかなければと思っていますが、今現段階では、更新の対応について具体的な考えは持ち合わせておりません。

6番 分かりました。よろしくお願いします。

道の駅について1点だけ。

町長の行政報告にもございました。3月に北のゲートウェイプロジェクトから道の駅検討会のほうに移行したというございます。答弁書には具体的に進まなかったからという表現がございしますが、ちょっと意味が分からないんですが、本当のところ、何でこのように変わったんでしょうか。町長、お願いします

町長 最初事務局を県が持っておりまして、これを8市町村で進めようとしたわけでございますが、まず最上町のほうで川の駅を道の駅にするという構想があったこと、それから新庄市についてはまゆの郷を道の駅にしたいという構想があって、それではなかなか意見をまとめることもできず進めないという状況がありましたので、まず県が主体の事務局としては解散をします。その上で、商工団体のほうからの、何でしたか、もがみのランドマーク検討会議というのが先にできまして、国土交通省、それから遠藤先生、加藤先生等が来場して立ち上げが行われたわけですが、それを契機に、やはり県主体ではなくて最上8市町村が主体となって道の駅の必要性を検討していかなければいけないという方向に変わって、今回の新庄インターチェンジ付近の道の駅検討会ということで立ち上げることになりました。それについては新庄市も最上町も賛成をしているということであります。

6番 入っているメンバーが新庄なり最上町なり、道の駅戸沢の首長さんも入っているわけですので、何ら変わらないのではないかなと。何で会を変更すれば変わるのかなと。何かこの3つの、言っては悪いですけども、それがネックになっているのではないかなと思うんですが、答弁書にありますように8町村が一体となって取り組むということでございますので、必要性も町長も重々分かっているようでございますので、よろしく願いをして質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもちまして、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時58分 散会

令和4年6月8日（木曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和4年第2回舟形町議会定例会第2日目

令和4年6月8日（水）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地 域 整 備 課 長	伊 藤 秀 樹
副 町 長 鏡 裕 之	農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会 計 管 理 者 伊 藤 茂 樹	総 務 課 財 政 主 査	佐 藤 拓
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 沼 澤 伸 一	デジタルフースト推進室長	佐 藤 仁
ま ち づ く り 課 長 曾根田 健	教 育 長	伊 藤 幸 一
健 康 福 祉 課 長 鍛 冶 紀 邦	教 育 課 長	豊 岡 将 志
住 民 税 務 課 長 沼 澤 一 征	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
地域強靱化対策室長 伊 藤 英 一	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 相 馬 広 志 主 任 伊 藤 優

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 承認第2号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

日程第3 承認第3号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認について

- 日程第4 承認第4号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について
- 日程第5 承認第5号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 日程第6 承認第6号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について
- 日程第7 承認第7号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について
- 日程第8 報告第4号 令和3年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第5号 令和3年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 昨日に引き続き、一般質問をお受けします。順次発言を許可します。初めに、8番叶内富夫議員。

8番 皆さん、おはようございます。私個人になりますけれども、久々の一般質問でありますので、何かうまくいくか分からないんですけども、よろしくお願いいたしますと思います。

災害時における危機管理について。

東日本大震災以降、熊本地震をはじめ、自然災害を含め幾度となく発生をし、大きな被害を及ぼしました。当町にも、最上川、小国川、中小河川の増水による被害が幾度も発生し、想定を超える被害を及ぼしてまいりました。来る災害に備えて、防災センター、福祉避難施設「てとて」を建設しております。災害時の活用に向けて避難訓練をすることが、施設の機能を発揮できるものと思います。災害時を想定した訓練の内容と、災害時における災害復旧資材及び食料の備蓄状況をお伺いしたいと思います。

議長 おはようございます。

それでは、8番叶内富夫議員の「災害時における危機管理について」のご質問にお答えします。

災害時を想定した訓練については、全職員を対象に毎年行っており、昨年は7月に行っております。内容は、大雨洪水警報及び土砂災害警戒情報が発表されたのを受け、非常招集訓練として町の防災拠点である防災センターに、町災害対策警戒本部を設置し、引き続き避難所開設訓練として、福祉避難所及び農村環境改善センターの避難所開設準備を行い、高齢者等避難を発令し、各避難所に受け入れる訓練です。防災センター及び福祉避難所での訓練は、完成後初めてでしたが、コロナ禍での訓練としては2回目であり、避難所入り口での検温や健康カードを記入する受付に時間を要したものの、マニュアルに沿って感染症対策をしながら、避難所の開設と運営について確認したところです。

指定避難所としては、町では生涯学習センター、舟形小学校、福祉避難所、中央公民館、富長交流センター、農村環境改善センターの6か所で、職員を配置し訓練を行っております。今年度の指定避難所開設訓練は、長沢学習センター及び富長交流センターを会場に行う予定であります。

次に、災害復旧資材及び食料の備蓄状況ですが、災害復旧資材については避難所には備蓄し

ておらず、令和3年3月に舟形町建設業協会と町とで、災害時における支援協力に関する協定を結んでおり、町の要請を受け、被害の拡大防止や早期復旧等に必要な建設機械や資材提供の支援及び人的な協力をいただくこととしております。食料については、生涯学習センターなどの各指定避難所に水や乾パンなど1日分を備蓄している状況であります。食料以外にも、必要最低限のものだけを備えているため、最低でも3日分の食料や常備薬、衛生用品のほか各家庭で必要なものなどを話し合っ、準備しておくことが大切であります。

また、自分の命は自分で守るという意識を持ち、危険な場所の状況を判断し、ハザードマップなどの正しい情報を基に、避難方法や避難場所を確認し、自分の命、大切な人の命を守るために備えておくことが重要であると考えております。

8番 二、三質問したいと思います。

まず最初に、3月16日深夜11時36分ですが、福島県沖を震源とした地震の際には町職員が被害にかかわらず五十数名、災害対策本部に駆けつけて、いろいろな対応をしていただき、また適切な行動をしていただきましたことに対して、厚く感謝を申し上げたいと思います。ただ、災害の発生する時間は、福島沖が深夜の真ん中、いろんな関係で早朝に起きたり、日中起きたり、いろんな起きる時間帯が違います。その時間帯ごとの避難訓練、マニュアル等があってもいいのかなと思います。その辺の対応はどうなっているのか、お伺いします。

町長 議員さんのおっしゃられるその時間帯によって対応がということがあるんですが、基本的に、災害対応のマニュアルについては1つであります。その中で、やはり地震であったり洪水であったり、それぞれの災害の対応について検討しているところであります。当然、飲食、それから自宅にいないなど、集合できる人とできない人がいます。そういったところについてはその都度、その状況下の中で最適な対応をするというのが原則だと認識しております。

8番 一応、大まかな対応マニュアルがあると。その中でやっぱり、その災害、災害に応じたきめ細かな対応もあってもよいのかなと思います。そしてまた、訓練はしているということでもありますけれども、この訓練は職員の訓練であって、地域住民を巻き込んだもっと実効性、避難を想定した訓練もあってもいいのかなと思いますが、その辺の考えをお伺いします。

町長 一応あるということではなくて、町として決めたマニュアルがございますので。ただ、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの災害の状況に応じて、それぞれ対応ができるということですので、まずはしっかりとした対応マニュアルがあるということだけは、まずご認識いただきたいと思います。

また、職員の訓練だけでなく、町民を巻き込んだというお話がございます。去年は自主的に、第3町内会の自主防災組織の方々のご協力いただいたということがあります。そういったことも踏まえて、今後やはり、議員さんのおっしゃるように、地域の方々と一緒にということ、がやはりベースだと思いますので、まず今のところとしては職員がしっかり、そのマニユア

ルどおりに動くことができるか、そういったところの検証をしながら、今後は住民の方も巻き込んでということで、自主防災組織等を活用しながら避難訓練をするというのも一つ、やっぱり必要なことだと思いますので、それらの検討をしてみたいと思います。

8番 今、各町内では、自主防災組織が組織されています。その中で、町内会ごとに防災訓練、避難訓練等が行われておるようであります。去年においては年1回、また多いところでは年2回、また少ないところでは2年に1回とかと、いろんな自主防災避難訓練が行われているようでありますけれども、それについて町との関係はどうなっているのかその点お伺いしておきます。

町長 町としましては、自主防災組織をつくる上で、日頃の活動について避難訓練を実施したり、そういったことをお願いしていると思います。そういった場合について、いろいろ自主防災組織または町内会のほうからいろいろな要望があったときには、こちらのほうから危機管理室が出向いていろいろな指導することがあるかもしれませんが、まずは基本的には自主防災組織自体が、自主的に避難訓練をしていると認識しております。

8番 私の近くの町内でも、今般、自主避難訓練を行いました。やっぱり、避難訓練を毎年やっておきますと、何か災害が急に自分に来るような感じではなくて、何か行事を消化するようなのだらだらとしたような感じの避難訓練になってくるのかなと、その辺ちょっと心配な面があります。それを、緊張感を持って訓練をするためにやはり町の防災の担当なり、町長なりが総指揮官という形で、今後多忙で大変でしょうが、その中で出席するような形を取れば、まだまだもっと毅然とした避難訓練ができるんじゃないのかなと思いますが、その辺の考えをお伺いします。

町長 行政の関わり方ということなんでしょうけれども、答弁書でも申し上げましたが、やはり自分の命は自分で守る、大切な人の命も自分たちでそれのための備えをするということですので、きびきびとしたものがあるのか。そういうところではなくて、その自主防災組織なり町内会で、その避難訓練であったりというものについて、しっかりと話し合うことが必要なのかなと思います。要請があれば私もお伺いしますが、各町内ごとにほぼ自主防災組織があるということですので、曜日が重なったりして出られないということもあるかと思っています。やはり、自主防災組織という名前のおり、自主的にその防災意識を高めながら、避難訓練等地域で助け合うと、共助の精神を持って実施することが大事なことだと思っています。

8番 大体、町長の考えは理解できるようですけども、自分の身は自分で守る、これやっぱり大原則ですね。それについてやっぱり私も異論はないんですけども、ただ、自分で身も動けない、守れない人が、いかに地域住民また行政で手を尽くして守る、その避難をしたり命を守るという行動が大切なのではないのかと思います。各自治組織においても、自分で自力

で動ける人、自力で動けない人は隣組長さんが、班長さんがその人を把握しながら、車で避難所にお手伝いしたり、そしてまた安否確認をしっかりとやっている自主防災組織もあります。全町内が、そのような意識を持って自主防災組織の強化、そしてまた共助、公助といいますか、全員助け合いながら、生活、避難訓練なりまた日常の生活で助け合うようなこの気持ちの、心の行政が必要なのではないではないのかと思っています。この辺についてもやっぱり、常日頃、町の強力な指導と啓蒙と、そしていろんな形での援助が大変有効な手段ではないのかなと、私なりに思っております。

そんな形で、その中でいろんな援助の方法もありますけれども、やっぱり何せ財政的な援助が一番大きいのかなと思っています。今、各町内会ではヘルメットはじめ、懐中電灯、防犯灯、手に持っている防犯灯などは整備されながら、そして安全ベルト、安全チョッキも貸与されながら、今やっていますけれども、防災用品の有効期限も、切れる期限もありますので、その辺の期限切れしたものを、また再装備するということも考えられますけれども、その辺の財政的な援助をお聞きしたいと思います。

町長 議員さんの一つは自主防災組織の考え方も十分に認識できるところ、理解できるところではあるんですが、北海道胆振東部地震で被災した厚真町の宮坂町長さんと、3回ほどお話をする機会がございまして、その際にやはり行政がというものについては、まず対策本部を設置し被害状況を把握し、それからほかの支援していただける警察、消防、自衛隊、さらには国交省などいろいろな外部に対する、その受援体制を整えることが行政としては大きな役割だということであります。やはり、行政のほうとしましては、対策本部に力を入れていかなければ、全体の被害状況の把握であったり復旧の方法とか、そういったものについて対応できないということが、大原則にあると思います。

したがって、その自主防災組織と行政との役割分担については、しっかりとやはり先ほど申し上げましたとおり、自分の命は自分で守るという観点の中から、先ほど議員さんが言われましたけれども、地区の中で動けない人とか介護が必要であるような人とかの支援、救援というものについては、まず自主防災組織の中で対応していただくということになるかと思っています。

また一方で、災害によっては豪雨災害などの場合は、前もって避難指示を出すことができますので、そういった場合については、早めの指示ができるかと思っています。ただ、地震等の災害に遭った場合については、そういったことができませんので、そこはやはり自主防災組織の中でしっかりと対応していただくということが、やはり大原則になると思います。

そういったところを踏まえながら、自主防災組織の装備の関係でございしますが、そういった装備が古くなった場合については、財政的に支援をするのかということですが、その場合についての対応等については、今後自主防災組織の皆様方と、さらにはうちのほうの危

機管理室を中心として話し合いをして、どういったものが必要なのか、支援というものが必要なのかというのを協議していきたいと思います。できる限り、自主防災組織を運営していただく上で、あまり負担のかからないようなことになれば一番いいかと思いますので、まずすぐ支援ということではなくて、何が必要なのかということを検討しながらやっていければと思います。

8 番 大体分かりました。自主防災訓練、町の避難訓練と、各種消防団、警察、民生委員、いろいろ交えた避難訓練、実施訓練もありますけれども、図上での訓練もあります。そのような訓練も役場職員だけじゃなくて、いろいろな団体を交えた訓練、想定訓練も現場でやれない場合は図上でやれる方法もありますけれども、そのような形の訓練も必要なのではないのかと思います。また、大地震起きた場合は、もう舟形町全体が災害に遭ったということで、震度6、東日本大震災では震度6弱であるような揺れを感じました。次が、6強となれば、もう舟形町の建物が半壊、全壊するものも多々出てくると思います。そうした場合も想定しながらの避難訓練なり、いろいろな想定訓練なりまでつくり込んだ訓練なり考えなりをやっておかなければ、大変なのかなと思います。その辺の災害に備えての訓練等も必要と思いますが、その辺の考えをお伺いします。

町長 8番議員さんの言われているとおりだと思います。先ほど、町の職員での警戒対策本部設置訓練及び避難所開設訓練というものは、町の職員を対象にして町の職員としてやる部分です。そのほかに、消防のほうも巻き込んだ防災訓練というのも、毎年2回やっておりますので、消防の各部単位で順番にやっている訓練もございますので、そういう意味ではやっているだろうと思います。

ただ、その全町を挙げての大地震における避難訓練の在り方については、私の町をはじめ管内市町村、それから県内市町村でも、大規模なというものについては、県の防災訓練であったり郡の防災訓練ということがあるかと思いますが、実際にやっている市町村については、なかなかないのかなと思いますし、どの程度の巻き込んだ避難訓練というものがあるべきものなのかということも、検討していかなければいけないと思います。

ただ、議員さんがおっしゃるとおり、そういう訓練は必要だろうというご指摘は十分に理解できますので、それらに対応するような訓練の必要、実施いかん等については、今後協議をさせていただきたいと思います。

8 番 今後とも、訓練に訓練を重ねていただきたいと思います。

それでは次に、食料についてお伺いいたします。答弁書には、学習センターや各指定避難所に水や乾パンなど1日分を備蓄していると述べてありますが、1日分ということは、何名分の1日分なのかお伺いします。

町長 何名分というか、その指定避難所で収容できる収容人数分の1日分を確保しているもの

と認識しております。したがって、ちょっと何食分とか何日分、何人分ということについては、今のところはっきりとした数字は分かっておりません。ただ、必要な指定避難所ごとの食料については、今までの経験、避難所を開設した経験の中で、その必要な分を配備していると思っております。

8番 食料については、賞味期限、消費期限あります。その辺の品質管理、消費、賞味期限の管理はもう徹底になっているかどうか、その辺をお伺いします。

町長 最近購入したものばかりでありますので、賞味期限は十分にまだあります。

8番 一つのアイデアですが、賞味期限を切れる直前に学校給食等に回しながら、防災給食の名前で、それをうまくリサイクルすれば、食料の廃棄、無駄もなくなるのかなと思いますが、その辺の考え、もしありましたら教育長、お願いします。

教育長 ただいまのアイデアといいますか、そういった発想もあるのかなと思います。そういった状況を踏まえて、そのときになりましたら再度検討させていただきたいと思います。

8番 これはやっぱり食料を大事にする、一つ一つの学習の効果もありますので、その辺はやっぱり防災意識、小さいときから防災意識を高めるという形にも、防災食を食べるということも一つのいい学習ではないのかと思いますので、ご検討よろしくお願ひしたいと思います。

それから避難訓練におきまして、福祉避難施設に大勢の福祉避難者が収容、殺到したという、使用されたという場合、それを見守る介護、恐らく役場職員だけでは足りなくなるのではないのかと思います。それを地域、近くの地域のボランティアをお願いして対応取るということも、これから起きてくるのかなと。福祉避難所に、そういう避難者が収容された場合、その辺の地域との、ボランティアとの連携はどうなっているのか。建物内に人が集まって、それを介護、手当てする人がいなければ、そんなに人を集めることはできませんので、その辺の対応をお聞きしたいと思います。

町長 福祉避難所の建設の際にも申し上げましたが、介護が必要とする方1人が避難してくるわけではなくて、家族の方とか介護する方も一緒に避難してくるということでもありますので、そういった心配はまずないかと思ひます。そういったボランティアが必要なのではないかということなんですが、今のところその必要性は感じていないところでもあります。

さらに、町としましては、えんじゅ荘、ほなみ、光生園、それから徳州苑と福祉協定を結んでおりますので、まず福祉避難所についても、重症あるいはいろいろな設備が必要なところの方については、そういった施設と連携をしながら避難をするという形になりますので、まずはボランティアというものについては必要ないかと考えております。

8番 家族と一緒に避難するって町長言うんですけども、今舟形町では高齢者が多くなって、100歳以上が200、90歳以上かな、二百何名だとかいうことで、そういう一人暮らしの動けない、日常は動けるんだけど、何かあれて動けない人も結構いると思ひます。そうした場

合の介護体制、それを見る介護体制も必要になってくるのではないのかということで、また質問しましたので、私はその辺が心配されますので、もう1回答弁をお願いします。

町長 先ほども申しましたとおり、一人暮らしで介護が必要な方については、恐らく施設とかそういうところにいると思われます。したがって、福祉避難所で想定している方については自宅で介護する人がいて、そういった方が一緒に避難をしてくる。一人暮らしである程度自分で、ある程度動けるような方々についてということであります。先ほど申し上げましたとおり、一人暮らしでもどうしてももう動けないというような状況があった方については、先ほど言いました福祉協定の施設のほうに搬送するということになりますので、やはりここはすみ分けて考えないと、全て福祉避難所のほうで解決するという問題ではございませんので、そこら辺はちょっとそういう理解をしていただければと思います。

8番 それでは復旧資材について伺います。復旧資材につきましては、町の建設業協会と協定を結んで、それにお任せしていますという話なんですけれども、最低限の地域なり役場職員で土のうとかくいと、そういう最低限の復旧資材が備蓄されているのかどうか、その辺をお伺いします。

町長 町としましては、旧光生園の下のほうにある医師住宅及び倉庫、車庫等のほうに備品として備えている土のう等がございます。ただ、先ほども言いましたとおり、そういった場合については消防団のほうに提供するとか、その軽微なところであります。復旧資材という形になりますと、やはり応急工事が伴うということになりますので、やはりそこは建設業者さんと連携をしながらやらなければいけないと思います。あくまで消防団、それから町のほうでやれるものについては応急的な、機能を少しでも改善できる程度のものでしかできないと思っております。

8番 よく分かりました。それでは最後に、東日本大震災の教訓を受けまして、各公民館単位に非常用の発電機が整備されました。その発電機の整備状況、また実際にその発電機が稼働できるのかどうか。その点検をしたのかどうか、その辺をお伺いします。

町長 その件については、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 発電機の点検でございますが、町で回って点検することはしていない状況でして、ただ年2回ある町内会長会議の中で、燃料の交換なり動作確認なりをしてくださいというお願いは、年2回しているところでございます。

8番 そういう丁寧な指導していただけるということで大変安心をいたしましたところでありますけれども、私も苦い経験があります。自分も発電機持っているんですけども、2年ぐらい全然使わないで、そしていざ使おうと思ったら、燃料が変質してもうかからないという苦い経験ありますので、その辺やっぱり、常日頃の手入れ、点検が災害に対する予防になるのかなと思います。

今まで各地域のイベントにつきましても、地域の発電機を有効に使いながら、そして整備を図っていただきたいという町からの、行政からのお願いもありまして、うちの町内会では、いろんな行事のあるときには、発電機を使いながら、そして点検をしながら、整備をしながら、町から高価なものを頂いたものでありますので、なるべく長く使うようにしております。そんな関係上、やっぱりものを手入れ、点検が一番大切でありますので、その辺をもう少しやっぱり、本当に点検になっているのかどうか、本当に動くかどうか。その辺を再確認しながら、これからの災害に備えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これで私の質問を終わります。

議長 以上をもって、叶内議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番伊藤欽一議員。

3番 それでは、私からは通告書のとおり、舟形中学校移転時期の予定はということでお聞きしたいと思います。

舟形中学校については、平成30年3月定例会で大規模改修か、移転かを質問しました。答弁は、中学校移転等について検討していくとのことでした。その後も、中学校移転等については、PTA役員やほかの議員からも質問が出されております。町の考えは、小中一貫校にするかどうか検討中とのことだが、移転で決定しているようであります。移転について、再度明確な答弁をいただきたい。

第7次舟形町総合発展計画では、実質公債費比率を令和6年度末に16%未満に抑制する目標を設定しているが、数年間は厳しい財政状況下にあると理解しています。しかし、中学校建設からおよそ40年になり、新築から30年前後で大規模改修工事の検討が必要と、山形県県有建物長寿命化指針で示されています。中学校移転時期の計画を決定し、一日も早い教育環境を整えていただきたいが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番伊藤欽一議員の「舟形中学校移転時期の予定は」についてのご質問にお答えします。

初めに、これまでの経緯を確認しますと、令和元年12月定例会における1番議員のご質問に対し、令和2年度中には方針を示したいと答弁させていただき、令和3年3月定例会において、舟形中学校については大規模改修工事は行わず、将来的に移転する方針を示したところであります。移転後の教育環境については、子供たちを最優先に考え、舟形町に合った方法をしっかりと検討してほしいと、教育委員会に指示しているところであります。

さて、議員もご心配されております中学校移転に関わってくる町の財政状況についてご説明いたします。地方公共団体の財政の健全化に関する指標として、実質公債比率と将来負担比率があります。実質公債比率は、借金の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、本町の令和2年度決算における比率は13.4%となっております。今年度から、平成30

年8月豪雨災害に係る起債の償還が始まることなどに起因して、令和6年度まで増加する見込みとなっておりますが、令和6年度の比率は、第7次総合発展計画の短期アクションプランの目標値である16%を下回る14.2%を見込んでおります。

一方、将来負担比率は、町の借入金などに将来支払っていく負担の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、当町の令和2年度決算における比率は1.4%となっております。この比率は、基金の残高が大きくなると低下していくため、近年のふるさと応援基金や減債基金への積み増しにより低下してきております。

次に、議員のご質問にもありました山形県県有建物長寿命化指針では、目標耐用年数と耐久性基準の考え方を参考とした目標使用年数を示しており、既存施設については劣化度診断調査の実施や、中長期保全計画書を作成した上で、短期予防保全工事や大規模改修工事を検討し、最長で100年の目標使用年数としております。町では、令和2年度に、劣化度調査や建物評価を踏まえた舟形中学校の個別施設計画を作成しており、財務省令の建物の減価償却率を算定する際に用いる耐用年数を参考に、耐用年数を47年、目標使用年数を80年としております。

近年は、平成25年に校舎屋根及び体育館屋根、体育館床の改修工事を、今年度はトイレ床改修工事を実施し、施設の機能維持に努めており、平成28年度と平成30年にはエアコン設置工事を実施し、学習環境の向上を図っているところであります。移転時期の予定については、跡地利用の検討や地域住民との話し合い、教育委員会や学校運営協議会による検討、町の財政状況、生徒の推移などを踏まえ、慎重に見極めたいと考えております。

3番 それでは、何点か質問させていただきます。前回、平成30年3月の一般質問においての答弁。やっぱり、中学校移転について検討していくというようなことでありました。今回答弁書にあるように、令和3年3月定例会の、そのときの質問に対する答弁に関しては、将来的に移転する方針を示したというようなことでございます。この答弁の中から移転するのだろうと理解はできるところでありますか、保護者や町民の中には、本当に移転するんですかというような声も聞かれることもあります。中学校は、移転することでもう決定しましたという明確な答弁は、今まで出ていないのかなと思います。改めて、行政用語のようになって検討するとか、示したとかでなくて、やはりはっきりした形で、もう移転は決定しましたよ、しかしながらその移転時期に関しては、いろんな条件でこれから検討を必要だというような、そういった形での移転はもう決定したという明確な答弁はできないのかお伺いしたいと思います。

町長 言葉の違いだけだと思っております。将来的には移転する方針を示しておりますので、移転すると決定しているということには間違いはないと思っております。

3番 それでは移転するように決定したということで理解させていただきたいと思います。

次に、本町の実質公債比率というようなことで答弁もありましたので、ちょっとこれに関して質問させていただきますけれども、令和2年度決算で13.4%になっているということで、第7次舟形町総合発展計画の短期アクションプラン、ここで目標数値を16%に設定します。今回の答弁の中では、それを下回る14.2%を見込んでいるということでございます。その14.2%を見込んでいる、その数値の裏づけについてお聞きしたいと思います。

町長 毎年、財政のほうで財政計画を立てておりますので、その財政計画に基づいてこの試算が出されたものと思っております。

3番 財政に関しては中学校のこの移転とは、いろいろ関わってはくるとは思いますけれども、深くお聞きはしません。中学校移転となれば規模、そして建築の方法によりますが、やはり相当の財源が必要となってくると考えます。移転する時期がいまだ未定ではあると思いますけれども、今後の移転建築までの財源をどのように確保していくのかお聞きしたいと思います。

町長 まずは前にも答弁したかもしれませんが、教育委員会として小中一貫校の在り方、どのようなタイプがいいのか、戸沢型がいいのか。萩野、明倫学園タイプがいいのか、そういったことをしっかりと考えていただいて、真に子供たちのための一貫校の在り方というものを出していただいた上で、それに対する箱物ということになるわけでしょうから、箱はいかようにも造れると思いますので、まずは教育の在り方を、まず教育委員会のほうでしっかりと検討していただきたいというのがまず第一です。

それから、財源をどうするのかということなんですが、現在も公共施設整備基金のほうに積み増しをしている状況であります。そういったことを、これからも積み増しをしていって備えているということが現状にございます。

3番 教育委員会のほうに一貫校、内容についていろいろ検討するように指示は出しているというようなことでありますけれども、令和3年3月、佐藤広幸議員からも質問ございました。その中で、答弁に関してですけれども、準備委員会による検討を始めていく考えであるということでもありますけれども、その準備委員会というのは発足しているのか。どのような流れで現在まで至っているのかお聞きしたいと思います。

教育長 今までの教育委員会としての経過でございますけれども、令和2年度の当初の段階で教育委員会のほうでは、小中一貫校という話が傾きつつございました。ただ、今、国の学校教育における教育指導要領について、令和2年度に小学校、3年度に中学校が改定され、今年度は高校ということになっていきます。その背景には、やはり平成30年度に令和の日本型教育ということが中教審で答申されまして、個別最適化そして協働的学びということで、一体的な学びを、環境をつくっていかなくてはいけないという内容になってございます。教育課程についても、主体的で対話的、深い学びという形で、随分と従来とは転換期に来ているのかなという情勢になってございます。

そういった中で、今、学校の先生方の働き方改革とか、あとは、今言った部活動の地域移行なんていう話も、今あります。そういった状況を踏まえながら、すごい過渡期になっているということで、小学校の教科担任制の話もあつたりしますので、ある程度の状況を把握しながら、もう一度立ち返って、一貫校ということがいいのか、小学校、中学校がいいのか。そしてまた、教育課程を6・3ではなくて、4・3・2とか5・4とか4・5とか、いろんな考え方がございます。そういったことを、さらに教育委員会で話し合いをして、ある程度の方角を持った段階で準備委員会を設置して、検討していきたいなという考えているところでございます。

3番 準備委員会は設置はなっていないというようなことで、理解しております。早急に準備委員会を立ち上げて、前向きに進んでいただければというようなことで考えているところであります。私たち議会の中の総務文教常任委員会の中でも、やっぱりこの学校の問題に関していろいろ、今年度でありますけれども、その中一貫校または併設校等に関して視察をしていきたいなというようなことで、計画をしているところではございますけれども、できるだけそういった子供たちにとって、やっぱりよい環境をなるべく早くつくり上げていくのが必要なかなとは、考えているところであります。

この答弁の中に、この劣化調査等に関して文言がございます。令和2年度に劣化調査、建物評価を踏まえた中学校の耐用年数を47年、目標年数80年というようなことでありますけれども、その中で33年ほど猶予期間があるように捉えられておりますけれども、その劣化調査の結果と建物評価はどのような内容だったのか。また、その調査機関というのは、どのような方が調査したのかお聞きしたいと思います。

教育課長 劣化度調査についてのご質問ですけれども、中学校の劣化度調査については、令和2年に行いまして、機関は今手元にはないんですけれども、スズキ建築設計事務所さんに依頼して、中学校全体の屋根であつたり、外壁また内部の電気設備、機械設備の内部の仕上げ部分という部分、全てにおいて点検をしております。また小学校については、令和元年度に既に行っているところです。

その結果につきましては、劣化部分は屋根部分について2か所、外壁部分についてラクトウ3か所という報告を受けているところです。ただ、躯体部分の大きな部分についての劣化、大きな地震等に耐えられないという報告は受けておらず、軽微な修繕等を繰り返して使用していけばいいというような内容の報告を受けているところです。以上です。

3番 なかなか、自然災害、先ほどの叶内議員からも質問ありましたけれども、災害いつ来るかわからない地震等々もあります。そんな中で、年々やっぱりあるものは劣化していくのだろうとは思っているところであります。そんなことを踏まえながら、やはりこの移転問題に関しては、前向きに進んでいただきたいというようなことから申し上げますけれども、そう

いった考えでございます。

先ほど、町長も答弁していただきましたけれども、やっぱり跡地利用とか、いろいろな問題等ございます。しかしながら、移転をしなければならないというのが、ターニングポイント、やっぱりここであれば移転しなければならないっていうような、そういったターニングポイントがあると思うんです。そこら辺は、どの段階でのターニングポイントになってくるのか、お聞きしたいと思います。

教育長 答弁書にもございますとおり、どの段階に見極めるかというご質問かと思います。今、教育課長から学校の躯体の状況等について説明をさせていただきましたけれども、そういった視点からでは、今急々にという考えを持たなければならないということはないのかなというと思っています。ただ、先ほど申し上げましたとおり、教育行政の国の施策等にも絡んで、いろんな今、過渡期かなと思っています。そういったところの整備が、先が見えてきた段階で町の体制をしっかりと、決まったときに躯体の状況とか、建築に対する財政的なこととか、あとは移転した際の、今西堀地区にあるわけですが、地域との話合いとか、いろいろする段階かどうかをやはり見極めるということしか、今の段階では言えないのかなと思っています。

3番 今、建っている学校の建物からいけば、そういった考えなのかなとは思いますが、以前に小中一貫校の方向性というようなことで協議しているという答弁もございました。その中で、町の将来の人口の推計、急激な児童生徒の減少が見込まれるという、そこが一つのポイントかなというような答弁もされているわけです。そこら辺の考えをお伺いしたいと思います。

教育長 先ほども出生の絡みで生徒数の推移を当然、学校の改築の規模ということを考えて際に、検討材料にもなるのかなと思っています。今現在ですけれども、手元の資料でご説明申し上げますが、現在中学生119名、1年生から3年生までが、令和9年で100名という数字になります。それ以降については少しずつ減っていくという状況にあります。こういった数値を見つつ、見ながら学校の規模等を考えていかなければならないと思うんですけれども、今までの学校建築について、ご存じのとおり、今の中学校、毎回学級の人数が40人学級ということで、減ってはいるものの1クラスの生徒数がいっぱいになってきているということで、逆に教室が手狭になって、廊下を潰して教室ということにもなっています。いろんな状況を踏まえながら、検討の要因はあると、建築に対する考え方ございます。あると思うんですけれども、少なからず生徒数の人数によって、学校の規模も決まってくるのかなということ。

あともう一つの視点、可能性としての視点でありますけれども、今の学校の共有化といいますか、地域での活用ということもあるかと思います。コミュニティ的な活用ということもあると思うんですけれども、いろんな文科省のその様な状況、情報を見ますとありますので、

そういったことも付加価値的なものを踏まえて、していく必要があるのかなと思っております。

3番 今、教育長、いろいろご説明いただきました。ごもっともだなとは思いますが。中学校の建設からまずは、先ほど言いましたけれども40年ほどたっておりまして、耐用年数が47年というようなことでございます。急激な児童の減少ということは、今のお話から判断すればそう急激にはないと思うんですけど、令和9年に100人程度になるというようなことでございます。

いろいろなそういうことを勘案すれば、ある程度の移転する時期はおのずと計算されるのかなとは思われます。様々な検討、調整、必要が出てくるとは思いますけれども、いろんな準備委員会とか検討委員会とかいろいろこれから立ち上げていかなければならないと思います。そういった今後のプロセスに関してお聞きしたいと思います。

教育長 先ほど申し上げました繰り返しになるかと思いますが、今の情勢をきちっと把握できてからということをお願いいたしますけれども、例えば今までの経過で申し上げますと、昨年、教科担任制ということで小学校5、6年生の担任、教科担任というようなことで、4教科が専門的に教科担任の配置するというところで、文科省で8,000人を要求したところ、今年度そのうちの4年かけてということだと思っておりますけれども、3,000人が増えたとなっております。そういったところで小学校、中学校の一貫教育とか、その学校の体系についてもまだまだ検討することがございますので、そういった形がしっかり決めた段階で建築に対するスケジュール等を検討していきたいと考えております。

なかなか先ほどから何度か申し上げますが、過渡期であるような状況ですので、その中学校、小学校の様々な教育施策が定着した段階で、町の教育の在り方も考えられるよう、しっかり考えられる段階でスケジュールを決めたいと、個人、私としてはそのように考えているところであります。

3番 なかなかはっきりしたお答えいただけないのは重々承知はしていますが、何となくすっきりしない答弁だなと思っているところであります。やはり3月10日、高校の受験であります。やっぱり中学生の皆さんはそこの受験に向かって、自分の志望する学校に合格するために一生懸命頑張っていて、3月10日を迎えるわけです。やはり、行政としても移転を決定したのであれば、そういった諸問題はあると思いますけれども、それに向かって前向きに進んでいくという姿勢を、やはり私は見せていただきたいと思うところであります。

いろいろ諸問題はあると思いますけれども、後退しないで前向きに検討する、あまり私は検討するという言葉が好きでないんですけども、前向きに頑張りたいと思うところであります。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、9 番奥山謙三議員。

9 番 一般質問の前に、このたびのロシアによる侵攻によりまして、ウクライナ一般市民の方、そして多くの犠牲者を出していることに、本当に心を痛めております。早期に終結することを願い、一般質問を行いたいと思います。それでは、通告に従い、行いたいと思います。

(1) としまして、地域運営組織の現状と展望を問う。

(2) 舟形町受援計画策定状況はと題して行います。

第 1 点目、地域運営組織の現状と展望を問う。

官民協働、地域間連携による住民主体の地域づくり推進事業を通して、各町内会、旧小学校区ごとにワークショップを開催してきました。その中で、課題、目標、解決策を話し合いながら、地域ビジョンを作成しました。少子高齢化さらには人口減少が進行する中、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域運営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織としての地域運営組織について、旧小学校区ごとの現状と展望について質問します。

次に、舟形町受援計画策定状況は。

大規模災害に備え、他の自治体からの応援職員受入れ手順を定めた受援計画について、全国 1,714 市町村のうち 8 割超が、今年度中に策定予定となっているようです。大規模災害時、被災者支援や廃棄物処理、罹災証明書の交付や、施設復旧など基礎自治体の業務負担は多岐にわたります。受援計画は、応援職員の受入れ担当者の役割や、必要人数の把握と要請の流れなどを事前に整理したものとなります。2011 年の東日本大震災で混乱が生じたのを受け、2012 年修正の国の防災基本計画で、自治体による策定努力規定が盛り込まれました。当町における受援計画策定状況について質問します。以上です。

町長 それでは、9 番奥山謙三議員の「地域運営組織の現状と展望を問う」についてのご質問にお答えします。

町では、少子高齢化、人口減少社会において、地域間連携による地域づくりの必要性を認識し、平成 29 年から 4 年間、国の地方創生推進交付金を活用し、官民協働、地域間連携による住民主体の地域づくり推進事業を、全町内会の協力をいただきながら展開してまいりました。町内会や、旧 4 小学校区を対象としたワークショップにより、町内会びじょん、地区びじょんを作成し、地域の課題と地域が取り組む目標を共有していただきました。特に、地区びじょんは、地域間連携による地域づくりの推進に必要な地域運営組織の活動の指針となるものです。

現状については、地域運営組織の構築を対象とした旧 4 小学校区のうち、令和 2 年度には堀内地区に堀内元気安心ふれあい協議会、通称ハマグリの貝が、令和 3 年度には富長地区に富長地区連合町内会、通称いなほの会が設立され、この二つの組織が地区びじょんに基づいた

活動を展開されております。組織の構成は、地域のリーダーである町内会長を中心に、消防団、地域づくり団体、婦人会、民生児童委員などによる活動班が設置され、会員は地域住民全員を対象としております。

主な活動といたしましては、健康を目的としたトレッキング事業、地域資源の魅力を再確認する事業、にぎわいの創出とコミュニティの向上を目的としたイベント事業、地区伝統行事の支援、除雪にお困りの方を対象とした有償除雪ボランティア事業などを展開しております。中でも、有償除雪ボランティア事業については、初年度の令和2年度は1件でありましたが、2つの組織に共通した課題でもあったことから、共同で取り組んだ結果、翌令和3年度においては8件の取組に広がっております。

今後、地域人口の減少により、町内会としての存続に不安を持たれていることが十分に想定されます。このような状況を地区の課題として、地域運営組織において検討していくことも必要になってくると考えます。そのような課題に対応するためにも、地区町内会長会や地域の団体に集落支援員を加えながら、舟形地区と長沢地区において検討の場を重ね、地域に合った地域運営組織の構築を目指しております。

また、地域運営組織による活動の推進は、地域づくりの根底にある協働によるまちづくりにおいて、自助と共助の意識の共有と醸成が図られ、その結果、町第7次総合発展計画では、目指す町の将来像である、住んでいる人が誇れるまちづくり、わくわく未来ふながたの実現につながるものと考えます。そのためにも、町では引き続き、町内会活動はもとより地域運営組織の構築と活動に対して、支援やサポートを行ってまいります。

次に、「舟形町受援計画策定状況は」の質問にお答えします。

令和2年3月策定の舟形町地域防災計画では、大規模災害発生時に被災していない県市町村等の協力を得て、町内での災害に応急対策を円滑に行うための広域応援計画が定められています。この中では、町が県や他市町村等への応援を必要とする場合、大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定に基づき、県の災害対策本部へ連絡し、要請することとしております。また、舟形町災害対策本部の事務分掌には、どの部署が応援要請し、受入れに関する事務を執るかを定めています。

調査上では、ここまでの規定があると、受援計画策定済みの団体として集計されていますので、舟形町は策定済み団体としてカウントされております。しかしながら、その先の段階として、質問にある応援職員の受入れ担当者の役割や、必要人数の把握と要請の流れなど具体的なものがないこと、多くの応援が来ても、被災団体として対応ができない状況になることは予想されるところであります。近年、大規模災害による被災市町村の例を見ますと、短期間に膨大な災害対応業務をこなすため、外部からの応援は不可欠となっており、応援体制は、都道府県で取りまとめ、すぐに派遣できるよう準備体制が整っていますが、本町では、被災

地支援の経験のある職員はいるものの、外部からの支援を受けた経験はないため、外部からの支援を生かすための細部に対する計画について、現在早急に準備を進めているところであります。

策定に当たっては、舟形町地域防災計画における広域応援計画を具体化したものとして、円滑に応援を受け入れることができるよう、非常時優先業務を執行するための応援職員等を受け入れるための計画とする予定であります。災害対応については、計画などのマニュアルの策定に加え、日頃の訓練や研修の実施が重要になります。内容について随時見直しをしながら、危機管理室職員だけでなく職員一人一人が理解できるよう訓練や研修を実施してまいります。

9番 まず最初に、地域運営組織の現状と展望ということで、再質問を行いたいと思います。

基本的に私の考えは、やっぱり早期に地域運営組織がきちっとした形ができて、地区全体の地域の目標、これを達成するような組織になっていただきたいという前提で、質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

今回のこの官民共同の事業につきましては、その理由として少子高齢化、人口減少社会、これらが原因となって、やっぱり地域間の連携による地域づくりが必要になっているんじゃないかという前提で進められてきているわけですが、これまでの小規模町内会ビジョンを見ますと、なかなかこの地域の目標として、小さくても思いやりのある町内会とか、小さければ小さいほどつながりが強いように、感じるんです。

そういった中で、我々、当町においては六十何戸ということはさほど小さくはないわけなんです、と言われても小さい農家のサポート云々ということが、逆に重荷になっているんじゃないかなと。むしろ、小さければ小さいなりに自分たちでやっていこうというこの強い意思が、この町内会ビジョンには感じられます。そういった中で、時間がかかるというようなことを言ってしまうと、全て終わりなんですけれども、この地域運営組織の認知、これを高めるために、どういうことをやっていくべきなのかということについてまず、町長の考えをお聞きたいと思います。

町長 今、9番議員さんのおっしゃるとおりだとは思いますが。ただ、やはり小さい町内会においては、その町内会の存続すらが厳しい状況になっている、あまり言いたく、使いたくない言葉なんです、限界集落としてのものがあるとは認識をしております。やはり、ある程度大きな町内会というところで行くと、その現状がなかなか分かりにくいということもあるんだろうと思います。そういった意味で、旧小学校単位の運営組織の中で、その課題をやはり共有することが、地域運営組織としての習熟度といいますか、そういったものが高まっていくものだと思っています。やはり、地域全体で支えるというところになるためには、小さいところで抱えている課題なり問題というものを、しっかりと皆さんで共有するということが一

番大事かなと思っているところであります。

9 番 気をつけておかなきゃならないなと、私感じているのは、それなりの大きい集落が小規模の限界集落的な集落に対して、吸収してやるという考えじゃなくて、対等な物事で進めていかないと、なかなかその相手の方というのは、素直に理解してくれないんじゃないかなという感じがするんですが、あくまで、大きいだろうが小さいだろうが、対等に1個の集落として考えていかないと、なかなかこの地域運営組織の構築というのは、難しいような感じをしているところですよ。

そういった中で、現実に堀内元気安心協議会というものを立ち上げて、いろいろなこの組織がつくっているわけです。というのは、堀内連合町内会をはじめとした消防団なり、婦人会なりいろいろ、こう組織があるようですけども、こちら辺の町内会組織のお話をされていると思うんだけど、それ以外の消防団とかいろいろな組織の活動というのは、具体的にやっているのか。これについてお聞きしたいと思います。

町長 その件については、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 ご質問にお答えします。

地域運営組織に加わっている消防団、その他団体の中での話合いできているのかということなんですが、これについては、まだ具体的なその地区での消防団の話合いというのは、深まってないのかなと感じています。ただ地域運営組織に加わっていただくことによって、そういった話合いをできる場があるといったことですので、今後必要に応じて話が展開されるいくものも、期待できるのかなと感じています。それに対して町ではその話合いについても、支援サポートをしていくといった町長の答弁の中身、答弁させていただいているものとなっております。

9 番 やはり、長い年月が構築されるまでにはかかるとは思いますが、そういった中でそういう組織を活用しながら話合いの場をつくっていかないと、なかなかこの他の地域のことが理解できないとなるかと思うので、せっかく堀内地区でこういういろいろな組織をつくったのであれば、町内会長だけでなく、そういういろいろな組織の中での話合いの場をつくっていくというのが、本当にこれからこの組織を強化していくためには必要だろうと考えております。

そういった中で、堀内地区は連合町内会とは別組織のような組織をつくっているわけです。ところが富長については、富長連合町内会の会長さんイコール地域運営組織の役員となっているわけですが、その地域、地域によって違うといえば一言なんでしょうけれども、この辺のこの形のありよう、この辺についてまだ2か所しか立ち上がっていないわけですが、感触としてどういう感触を持っているのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 堀内地区については、名称が堀内元気安心ふれあい協議会という名称になって

おりますが、この中に町内会長会がもう入っている状況になっています。富長地区についても、同じ構図、構成になって、ただ名称が連合町内会と地域運営組織に別の名前をしてしまうと、2つ組織があるんでないかと混在してしまうと、富長地区ではその後に構築したものですから、富長地区については、現在ある富長地区連合町内会という名称を地域運営組織に移行させましようとしただけのものであって、中身の構成については似ているといったふうに考えます。

ただ、ほかの地区についても、必ずそういった構成にしなくちゃいけないのかというものではなくて、地域に合った別組織で立てたいというのでは、別の組織立てますが、実際地域の人口が少ないという現状もありますので、各地区に町内会長会、地域、町内連合町内会等もございますので、そういったものと団体をできるだけ増やさないような、うまい具合で整理、統合できるような形で進めていきたいなということは、こちらのほうでは考えています。

9 番 質問の仕方がまずかったのかなと思いますが、私が聞きたかったのは、富長連合町内会については、地域運営組織の会長は両町内会の会長さんであったわけ。堀内については、別の方が会長であるか、連合町内会の代表の人が会長かな、分かりました。そこはまず、基本的に地域運営組織について構築していくためには時間はかかると思います。そういった中で先ほど来、町内会の大小にかかわらず対等な形での話合いの場と、各種団体の話合い、これをやっぱり進めていかないと駄目なのかなと。今はどちらかというと、地域運営組織というイメージよりも、連合町内会の活動というイメージのほうが強いような感じするんです。そういったところをもう少し、この裾野を広げていかないと駄目なんじゃないかなと思っているところです。

そういった中で一つ、有償ボランティア、これ、3年度においては8件という実績があったということなんですけども、この実際の拠点活動の来てくれた方々というのは、一例でいうと、連合町内会として対応した結果、福寿野の人が富田に行ったとか、長者原に行ったとか、そういう事例はあるんでしょうか。

まちづくり課長 すみません、詳細については、今資料持ち合わせておりませんが、集落支援員からの報告によりますと、地区を越えていったケースもあるということを報告受けております。

9 番 地区びじょんで一番困っているのが雪のようなので、やはり雪に対する組織、これはやっぱり、地域運営組織全体としての問題とし、やっぱりクローズアップしていく中で、地域間を地域家庭が、町内会を超えた組織の構築をやっぱり早期に進めていただきたいなと。これが一番のネックに、この地域に住んでいる中でのネックになっているんで、これやっぱり、もう少し強化していくべきではないかなと。そこら辺から、地域運営組織が地域の中でも認知されてくるような感じするんですが、これについて町の考えをお聞きしたいと思います。

町長 9番議員さんのおっしゃるとおりだと思います。やはり、地域の困り事の第1番目はやはり雪だろうと思っておりますので、当然地域運営組織の中でまず取り組まなければいけないのは、町内会の垣根を越えた直接の協力体制というものの構築が一番ではないかなと思っております。ただ、そのことだけをまず強調してしまうと、地域運営組織は何か堅苦しいとか、そうなっても困ると思っております、私の好きな言葉の中に、地域づくりの入り口は正しさよりも楽しさが大事だという言葉があります。やはり、みんなで楽しんだ上で、困っている人がいればそこを助けるという地域運営組織になっていただければなという思っているところであります。

9番 基本的には、やっぱり楽しくなければ駄目だと思います。そういった中では、今度の日曜日、堀内出張所には落語会があるようです。そしてその1週間後については、薬師の森と三蔵院修験の滝ですか。この辺のトレッキングもあるようです。要は、これは、特にトレッキングについては地域のよさの発見というようなことで、毎年企画をしながらやっているようでありますんで、これについては、かといって、それが地域運営組織でやっているっていう認識いまいち伝わっていないような感じ、するんです。町主催のイベントだべで終わっているような気がするので、この辺をもう少し強調してやっていけばいいんじゃないかなと思います。

そういった中で、あと併せてですけれども、せっかく町内会びじょんもつくっているわけなので、そういった町内会ごとの課題、地域の目標、そして私たちができることというようなことできちっとつくっているわけですので、この辺についても、地域運営組織の構築も必要でしょうけれども、この町内会びじょん達成に向けた支援、金銭的な支援じゃなくて、アクション上の支援、これについて町で考えているようなことはないのでしょうか。

まちづくり課長 町では、先ほど町長のお話でもありましたように、地域運営組織、併せて町内会の活動を支援してまいる考えであります。町内会の町内会びじょんにつきましては、5年間の期間を設けて作成していただいております。それが令和5年までの計画となっておりますので、令和5年度において、再度これは見直しをかけていかないと、地域の現状はどんどん変わってきていると聞いておりますので、令和5年度には全町内会を対象に見直しをかけていくアクションをこちらから起こして、町内会長さんたちの協力をいただきながら、こちらからアクションを起こしてまいりたいという考えであります。

9番 そのアクションの中ですけれども、非常にネックになっているのがコロナです、はっきり言って。コロナによって、やっぱり町民、それが町内会の皆さんの考えの中には、やっぱり1人でも、人集まったら危険じゃないのという意見が出ると、活動ができなくなってしまうんです。この辺でもう少し、ここまではやってもいいよみたいな指針を町で出してもらおうと、活動もやりやすくなるのかなと思いますが、国でも屋外であればマスク外してもいいよとか

様々言ってきているので、ワクチン接種している方についてはこんなことで活動してもいいよとか、もう少しこの町内会長さんたちが何をするにしても、コロナが原因でできなくなっているという現実を踏まえれば、町としての指針をもう少しこう出していただければ、町内会活動もやりやすくなるのかなと思いますが、これについて、町の考えをお聞きます。

町長 国県から示されている指針がありますので、町としてもそういった指針に基づいて活動していただくということで、町内会長さんたちに対して、再度周知をしていきたいと思います。

9番 この地域運営組織構築についての一例、ちょっと申し上げたいと思いますが、庄内町の立谷沢地区だと思いますが、これまでの集落を解散させて、そして地域運営組織をつくって、たしか去年あたりから活動始まったばかりだと思います。具体的に、この庄内町の立谷沢地区で解散させて、地域運営組織をつくって活動をやってきているという事例もあるんで、もしチャンスがあれば情報等を仕入れていただいて、参考にさせていただきたいなと思います。

時間も大分経過してきているようなので、次に、舟形町受援計画策定状況はについてお聞きしたいと思います。回答の中で、被災地支援の経験のある職員はいるがと、外部からの支援を受けた経験がないためということで、外部からの資料を生かすための細部に対する計画について、早急に準備を進めているということなんだけれども、いつ頃完成予定なのかお聞きしたいと思います。

町長 いつ頃ということについては、明確に今の段階でお示しすることはできません。ただやはり、国の受援計画策定していると、策定済みに舟形町はなっているんですが、それよりも何よりも、先ほども申し上げましたが、北海道胆振東北地震で被災した厚真町の宮坂町長のお話を聞くと、やはり自衛隊、消防、警察、それから北海道の道庁の職員、近隣の市町村からの職員等々、応援体制が非常に多いと。その中で、それをさばく職員が非常に、受援体制を整っていなかったために、非常に災害対策本部での協議であったり、復興計画等についての指示が出すことができなかったと。そういったところで、受援体制は非常に大事だという話をお聞きしたところであります。

そのために、町としにしても、水道であったり、町のインフラの整備を担当するところは例えば国土交通省ということとか、消防については、今の状況についての救助が必要なところがどこにあるのかと。自衛隊については、大規模な土砂崩れ等があったときに復旧するときをお願いをするとか、いろいろそれぞれの指示を出すところが必要になってくるんだそうです。あわせて、その協議をするところも、場所も、会議室も必要だと。北海道の厚真町の中では、階段の踊り場で協議をしていたりとか、非常に乱雑な状況の中で、非常に困ったということがあるようです。さらには、職員が1週間ぐらいすると、倒れてくるようになるんだそうです。1週間は本当に不眠不休で頑張れるんだそうですが、そこから急に100%からゼロに落ちていく。職員がもう倒れて、逆に今度対応できなくなってしまうと。休ませることも

対応なので、1人でそれを、業務を担わせるということは非常にまずいというお話も聞きました。やはり、二、三人のグループの中で休養を取りながら、そういったことをやっていかなければ、対策本部として成り立っていかないんだというお話も聞いております。

そういったことも踏まえて、町としてどういう体制が、まず基本的にどういう災害に対してどういう支援が来るというところも想定しながら、やっていかなければいけないという思いますので、これはいつまでつくるといような計画策定の目標年次ではなくて、実際、より実際に即した、そういう体制をつくるための計画ということで、少し時間をいただきながら実のある計画、そういう職員の体制づくりというものをやっていきたいと考えております。

9番 冒頭に述べるの、当て込みになってしまうようでありましたが、舟形町の安全安心は非常に高まったと考えております。というのは、やはり防災センターができたことによって、一つはいち早い被害状況の把握。そして、多方面との連絡網の強化、そしてまた対応するためのいろいろなこの会議ができる場の設定というようなことで、非常に舟形町の住民、町民にとっては、安全安心が数段高まったと思っております。さらには、ハザードマップの配布も終わっています。そういった中で、今回、受援計画ということでさらに安心を高めていただきたいというようなことで質問しているわけですが、ちょっと質問、回答の中でちょっと気になるところあったんで、内容について随時見直しをしながらという文言あるんだけど、この策定が終わってない段階で随時見直し云々と言葉あるんだけど、この辺の意味ちょっと教えていただきたいと思います。

住民税務課長 受援計画について、細かい部分についてはこれから策定とする予定なんですけれども、そもそもの町地域防災計画については今年度見直しをするということもありますので、国なり県なりの災害に対する体制など、考え方など、あとは気象庁の避難の度合いとか、そういうのも変わることが最近多いということもありますので、それに沿って、町の体制も強化できるようにということの意味で、随時見直しを図るということを答弁されたということです。

9番 町の体制についてちょっとお聞きしたいんですけれども、さっきの新聞報道の中で、危機管理課の職員の中に、全国では圧倒的に男性が多いという記事が載っておりました。何を言いたいかというと、女性視点での目がなかなかできていない、この危機管理の体制になっているという内容でありました。そういった中で当町においても、男性だけなのかなと思いますが、女性視点の、災害時における体制づくりに女性の声というのは入っているのかお聞きしたいと思います。

町長 その点については、まず危機管理室2名しかおりませんので、やはり少ない人数の中でということになりますと、どうしても男性ということになってしまいます。ただ、受援計画であつたり、そういったいろいろなものについて、先ほど叶内議員の質問にもありましたけど

も、避難しておく資材等について衛生用品、生理用品とか、粉ミルクとかいろいろ、そういったものもございます。そういった面については、女性視点でしっかりと考えているということでもありますので、男性しか危機管理室にいないからといって、女性視点でのものが欠けているとはちょっと思っていないところであります。

9番 大規模災害ということの原因というのが、一番考えられるのが地震かと思います。当町における活断層は何か所ぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

町長 現在3本、活断層があると言われております。それらの活断層の発生頻度というのもし示されておりますので、少なくともそれらの活断層が動いたことによる地震というものの直下型の地震に対応するという対応を、我々はやっていると思っております。

9番 最後になりますけども、町民の安全安心のため、引き続きご尽力をお願いをしながら、そしてまた地域運営組織につきましては、町民各位の意見を吸い上げながら、早期の体制構築をお願いをしながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時47分 再開

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第2 承認第2号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

議長 日程第2 承認第2号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

2番 予算書の14ページ、すみません、14ページですね。国庫補助金が1億461万円ということで、これは3月の全協の中で町長からも説明あったと思うんですけども、除雪関連の交付金、あと臨時交付金合わせた1,461万円という金額だと思います。当時ですけども、県内の市町村の交付状況の資料も頂いております。それを分析したところですけども、町村の中では8億8,000万円が県内に交付されているようです。そのうち舟形町が1億461万円ということで、町村の11.8%を舟形町で占めているということで、大変ありがたい交付金なのかなと思っていますけれども、このように跳ね上がって交付された理由ですけども、少し教え

ていただきたいなと思います。

地域整備課長 除雪対策の補助金につきましては、1月26日、2月17日、2月25日に国から所要額調査が行われ、配分されておりますが、舟形町は県内で6番目に多い、市町村では1番目に多い交付金額となっております。これにつきましては、国の市町村への割当てにつきましては、どのような方法によるかは、県市町村では、残念ながら分かりかねる状況でございます。以上です。

2番 内容ははっきりしないということですが、ぜひ来年度もというところで当てにできる交付金ではないと思いますので、ぜひ有効に使わせていただきたいと思います。以上です。

町長 この国庫補助金につきましては、今、算定方法については、地域整備課長が申し上げたとおりであります。豪雪時における特別措置ということでもありますので、通常どおり、通年では頂けないかなと思います。

算定方法については本当に内容が、どうして舟形に多く来たのかというのは、なかなか説得のある説明ができないんですが、各省庁に要望している状況でいくと、国土交通省は、前の森事務次官も言っていましたが、私の名刺を4枚集めるといいことあるぞと言われるぐらいに、要望とかそういったいろんな大会等に出ているということの名刺の数を数えていると言われている省庁でございます。そういった中で常日頃の要望であったり、それからいろんな大会等に出席していることが一つ大きな要因かなと思いますし、また山形河川国道事務所長さんとも懇意にさせていただいていることであったり、そして一番大きい要因かなと思っているのが、地域整備課にいます佐藤晴生君が、2年間東北地方整備局に出向していたということも、国土交通省におけるその市町村の貢献度というものが、少し反映されているのかなと思っているところであります。

これからも引き続き、こういった臨時的な交付金等がある場合に、しっかりと予算を確保できるように、これからも努めていきたいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

4番 16ページ、17ページ、ふるさとづくり応援基金。17ページで、ふるさと便購入費七百七十何がしか減額なっていますけれども、ふるさと便そのものが増額しているのに、購入費が減額になった理由をお聞かせてください。

まちづくり課長 この減額につきましては、当初歳入歳出を多く見て、以前に補正させていただいております。ふるさと購入便については、寄附が予想以上に来た場合に返礼品を返せないといけなくなってくるもんですから、返礼品はかなり多く設定して補正させていただいておりました。この減額については、事業が整理になりましたので、その整理に伴って余った分を減額したと、もともと多めに返礼品を設定していたということによる減額になっていきます。

4番 そうしますと、増額になったけれどもその中で間に合ったということで、理解で分かりま

した。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第3 承認第3号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)の 専決処分の承認について

議長 日程第3 承認第3号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第4 承認第4号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認 について

議長 日程第4 承認第4号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番 議案書の10ページの第2条関係で、第2条舟形町税条例の一部を改正する条例。ちょっと言葉が分からないので今、課長が説明したとおりでと思うんですが、その下に、第1条、第28条の3第1項の改正規定中と。この言葉が今課長が説明した、前に改定をしている途中にまた改定をするんだという意味なんでしょうか。ちょっと言葉がよく分かりません。

住民税務課長 これにつきましては、当時の令和3年5月条例、第9号で改正されました、第1条第28条の3第1項の改正というものでございます。今回の内容に入っているものではなくて、前回の一部改正に入ってるもの。

議長 答弁が終わってない。いいのかい。

住民税務課長 すみません、じゃあ、もう1回。

議長 暫時休憩します。

午後1時34分 休憩

午後1時35分 再開

議長 再開します。

住民税務課長 令和3年5月、条例第9号で28条の3第1項の改正規定中に、この文言が入っておりました。それについて今回の第1条で改正されたものですから、当時の改正前の規定文と、今の4月1日から施行する改定、改正、規定が変わることになります。去年これをこれに改正するという文言で、一部改正したんですけども、そもそもこっちが今回変わってしまったので、それをまた置き換えるという改正です。

6番 ちょっと私だけ分からないのか。令和3年5月に改定をしました。改定をして、今走りました。今回、4月1日からまた改定があります。この令和3年5月に改定をされたものというのはもう改定、進んで走っているわけですね。これは改定中なんですか。ちょっとここがよく分からない。

住民税務課長 令和3年5月に改正されたものなんですけれども、施行が令和5年1月1日になるために、まだ条例自体が変わってない。本文、令和5年1月1日になれば変わるというもの、この改正だったんです。ですが、そもそも、令和5年1月1日にこうなるという予定が、今回の条例で変わったので、去年のこれを変えるというもののそのものが変わってしまったということで一部改正を、今年度また一部改正をする。未施行分ということです。条例にまだ入れられていない部分を変える、改正するというものでございます。

6番 何となく分かりました。内容じゃないですが、ちょっと分からない。今の改正規制中という文言ありますよね。その下の条文です。左側、何々の者を扶養親族、括弧、かぎ括弧ありますね。この括弧、どこ。どこまで続く括弧なの、この括弧って要るんだか。（「要る」の声

あり)

住民税務課長 答弁に、すみません、例えば6ページ、例えば6ページの新旧対照表の、今回改正になるまたは次の扶養親族、ここに加わるということです。今回1回目の線の次の扶養親族、線が引いていない扶養親族。

議長 議長を通してください。6番議員、6番議員。議長を通してください。

6番 この15ページの新旧対照表の新しいほう見ると、第28条の第3、28条の3第1項中、かぎ括弧、扶養親族、括弧ありますよね。そして次にかぎ括弧、の次についてあるんだけど、この扶養親族の後ろにあるこの括弧というのは、始まりの括弧、締まりの括弧っていうのか、何ていうんだい。それはどこにかかる括弧なのかと。

住民税務課長 今回の新旧対照表で説明するのがちょっと難しいんですが、未施行部分ですので、令和5年、15ページのこの改正については令和5年1月1日に改正なった条文に対しての改正というものになるので、今回の1条の28条の規定とはまた別の28条、1月1日に、本来の条文になった際の条文に対する改正という段階を踏むということで、今のと見比べてつながるというものではなくて、1月1日の条文につながるということで、このような改正文になっているということです。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第5号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議長 日程第5 承認第5号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第6号 令和4年度舟形町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について

議長 日程第6 承認第6号 令和4年度舟形町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 予算書の中には入っていないんですけれども、このところの原油の高騰とか食材の高騰とか、結構報道でいろいろありますけれども、そういった理由でほかの自治体で給食費が上がったよというニュースもありますけれども、本町に関しましてはそういう、予算書にないのであれなんですけれども、その辺の心配している保護者さんもありますので、その辺について少し教えていただきたいと思います。

教育長 今、4月分の給食食材について、昨年度と比較しております。一番目立って金額が上がっているのは肉で8%、一番大きいのがタマネギ330.33%、あとジャガイモが137.5%ということで、食材それぞれ上がっています。ただ、原油高騰についての、国の行う対策の補助金につきましては、今状況を見ながら、町全体的な対応もございますのでそれに合わせて、今検討中ということになっています。

あとは、今申し上げましたように、食材関係の品目の高騰状況なんかも今、把握しているという状況です。

4番 14ページ、15ページ、15ページのふるさと応援事業のね、ウクライナ緊急人道支援寄附金71万円とありますけれども、これは、我々議員も含めて町民からの善意の寄附金だと思うんですけれども、これをいつ頃までこの募金活動を続けていくつもりなのかお聞かせください。

総務課長 こちらの募金につきましては、今のところ9月末日までという予定になってございます。

4番 9月末もいいんですけれども、なるべく長くやってもらいたいなというも思いで質問をさ

せていただいております。なぜかといいますと、やはりウクライナ、ゼレンスキー大統領もそうですけれども、世界から忘れられるのが一番怖いという観点がありますので、なるべく長くウクライナに関心を持っていただけるように、募金活動も続けていただきたいなという思いで質問しました。

議長 答弁ありますか。

総務課長 舟形町といたしましても、庁舎の前に国旗とともにウクライナの国旗を掲揚しまして、今のウクライナの現状について、気持ちを一緒にしながら進んでいるところでございますので、この募金活動につきましても、今議員からご指摘ありましたようにできるだけ長く、これについては日本赤十字社を通して寄附金をお届けしておりますので、日本赤十字社の活動状況と併せまして取り組んでいきたいと考えておりますので、ご承知いただきたいという思いであります。

まちづくり課長 ただいまのご質問がありましたこのふるさとづくり応援事業でのウクライナ緊急人道支援寄附金。こちらの71万円の金額というのは、あくまでもふるさと納税のサイトで、寄附を頂いた金額になります。それですので、今議会から頂いた募金については、町の社会福祉協議会を通じて日赤に送金しておりますので、ここの71万円についてはあくまでもふるさと納税サイトで頂いた寄附金です。

4番 失礼しました。これはふるさと納税分での71万円。その他町民の善意とか、まだこれには入っていないということで理解しましたので、それも含めて長くやっぱり忘れないで、まだまだ戦争が終結するわけでないので、そういう気持ちを持ってやっていただきたいと思います。

町長 9月の末日というのが、赤十字で口座を開設してる期間が、最初は5月末までだったのが9月末に延びたということで、総務課長から9月末ということがございました。それはその状況後に合わせて、町としても延長する場合については延長していきたいと考えております。

あと、前の荒澤議員の給食費のことについてもちょっと補足をさせていただければと思いますが、教育長から検討しているということでありますが、町としましては材料費の高騰に伴う給食費の値上げについては、今年度はコロナの給付金も該当なるということで、そういった対応をさせていただきます。ただ、今後もコロナの給付金に対応しない来年以降についても、町としましてはふるさと納税の基金を使いながら、保護者の方に負担をかけないように、現行の給食費の中でやっていけるように努力をしていきたいと思っております。

したがって、給食費の値上げについては、今後も周りの町村に比べて半分以下だということになれば、ちょっとそれは問題になるかもしれませんが、今のところ値上げは検討していないという状況でございます。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第7号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分 の承認について

議長 日程第7 承認第7号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 この件については前に町長からご説明いただきました。マンホールの件ですよね。その後マンホール、発注してから時間かかるという話なんだけれども、今の状況はどうなんですか。

地域整備課長 現在、専決いただきまして5月23日に契約しております。で、材料が、ポンプのシャフト部分と軸受部分がドイツ製ということで、今のヨーロッパ情勢等から、およそ8か月、調達までに時間がかかるということを確認しております。できるだけ早くに調達できればということで、急がせてはいるんですけども、まず、部品調達に8か月、それに組み付けで3月17日組み付け、マンホールへの設置で3月17日の工期という形で進めているところでございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第4号 令和3年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長 日程第8 報告第4号 令和3年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番 ちょっと参考までに。11款の災害復旧費、財源の内訳でその他30万7,000円。このその他というのは内容、どういうお金なのでしょう。

地域整備課長 農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業の財源内訳のその他につきましては、受益者負担金となっております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 地方債合計で5,120万円ほどありますけれども、8から11までありますけれども、地方税算入というか、後年度において補填される割合、幾らぐらいなのか教えていただきたいと思います。

総務課財政主査 まず、8款の社会資本総合整備事業については、過疎債を使っておりますので7割となりますが、7割の交付税措置率となります。その下、国補正予算分については、補正予算については50%の交付税措置率になっている予算で、こちら50%になります。農業施設の復旧災害事業については、そのときの状況によって補助率が変動をいたしますので、こちらはまだ確定したものではありません。以上となります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であります。以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第9 報告第5号 令和3年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第9 報告第5号 令和3年度株式会社舟形町国振興公社の経営状況の報告についてを議題とします

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

9番 報告内容の確認です。というのは、地方自治法243条の3の2、普通地方公共団体の長は、

221条第3項の法人について、毎事業年度政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないとあります。そして、地方自治法施行令の法人の経営状況等を説明する書類の第173条の2、地方自治法第243条3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とするという文言があります。これまで、この計画についての報告というのはなされた経過がないように感じておりますが、この決算だけでよいのか。ちょっと確認をお願いしたいなと思います。

議長 暫時休憩をします。

午後2時30分 再開

午後2時36分 再開

議長 会議を再開します。

まちづくり課長 これまでも243の第3第2項で、決算の報告というので報告させていただいておりました。今質問の中に、計画書といったものもあるということですので、他市町村のそういう報告も参考にちょっとさせていただきながら、どういったものをつけているのか。そういったものをちょっと精査して、次回からとなると思うんですが、こちらで参考にさせていただきたいと思います。

議長 奥山議員いいですか。ほかにありませんか。

2番 今、説明いただきました25ページの収入支出の差引き計が14万2,188円というところだと思うんですけども、その右の欄の温泉コテージのところを見ますと三角の8万5,000円。その内訳で賃借料、少し上のところにありますけれども、211万5,895円、953円ですか。その脇にコピー機、電話、次のページに、同じ金額でカラオケ機材リース料の減というコメント書かれてありますけれども、このカラオケ機材リースの契約に関しましてですけれども、何年契約というところで借りているのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 すみません、こちらの資料の見方について補足させていただきます。25ページの各部門の一括した一覧表、一括表の備考については、合計の金額、一番左の合計の金額が主にどういったものに使われているのかということを、備考として載せさせてもらってます。これは5部門ありますので、ここに書き切れなかったものですから、主にこういった支出内容ですというのを備考として。26ページからの部門別は、主な増減理由ということで、これは各、26ページからは各部門ごとに分かれていますので、主な増減理由ということで、主な増減理由を記載させていただいているものです。

そこで、ご質問のカラオケ機材のリース料、何年契約しているのか。すみません。そこら辺の詳しい資料については、持ち合わせていないものですからお答えできません。

2番 やはり今、コロナで大変経営が厳しいという皆さん、認識だと思えるんですけども、ここ昨年、一昨年とカラオケは多分使っていないのかなと、私は認識してまして、こういう厳しい経営状況だったらカラオケのリース、やめられるものはやめたほうがいいんじゃないかという趣旨で私は質問したところでした。その辺ちょっともう1回確認していただいて、契約を打ち切れるんだったら切ったほうがいいんじゃないかという、私の考えです。何か、答弁あればお願いします。

まちづくり課長 こちらについては荒澤議員ご質問のとおり、コロナの影響で宴会がまず大分少なかったと。やはり、カラオケはできない状況でありました。ですので、公社でカラオケの業者さんで、リース料を発生しないように交渉したところです。ですので、全くリース料かかっていないことによる減ということで、見ていただきたいと思います。

2番 そういう措置を取っていただければ、大変いいです。ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

6番 決算の数字ではございません。参考資料をちょっと見ていて感じたことなんですが、参考資料、それぞれの施設の利用状況など載ってございますが、2ページにテントサイトというのがございます。令和元年から若干ずつは増えておるようでございますが、前年で棟数で13棟ほど増えているようでございますが、実はこの5月の連休に、知り合いが鮭川のキャンプ場にテントを張ったので、ちょっと行ってきました。びっくりしました。すごい車の数、テントの数。ああいう仕組み、子供がいっぱいいて遊んで、遊具がいっぱいあって、様々子供が遊べる、広いテントを張る場所がありました。若あゆ温泉のテントサイトっていうのは、前にテント張るとこ板張りになっていてそれを撤去して、そのままになってあの斜面のところにテント張る部分しかないようなんですが、鮭川の仕組みといいますか、造りはできないんでしょうかね。鮭川はまして温泉もない、ああいう場所で、あれだけの人数の観光客といいますか、来るような仕組みをこれからつくっていくべきではないかなと。まして、コロナ禍で今、キャンプがブームといいますか、はやっていますよね。とにかく行ってみてびっくりしました。町長も行ったことあると思いますけれども、あの場所を参考にされて、検討すべきではないかなと思うところでございますが、どうでしょうか。

町長 鮭川村さんはグランピングというか、キャンプサイトの充実に力を入れているということで、キャンプブームのこともあって大変にぎわっているという現実でございます。一方で、町でやっぱりテントサイトというところについては、今、6番議員さんがおっしゃったとおり、場所が少ないということがございます。一部で温泉の中でも、今、グラウンドゴルフをしている場所にキャンプサイトにしたほうがいいんじゃないかという意見もあったんですが、それをしますとグラウンドゴルフをしている方々からの苦情というものが多くなるということもありまして、そこはちょっと無理なんではないかという判断で、今の現状になってきて

いる状況であります。

支配人なんかは、ぜひグランピングの施設をやりたいという意向を示しているんですが、場所的なものとか、そういったものの制約があるために実現できていないという現実であります。今後とも、そういった場所の確保を含めて、できるかどうかというものについて検討していきたいとは思いますが、なかなか場所の制約があるために、実現できていないというのが現状でございます。

6番 町長も、鮭川をご覧になっているようでございまして、ぜひ、まねをしろと言っているんじゃないですけども、あれだけの集客があるわけですから、何か箱物建てるわけじゃない。ただ管理棟とかは必要でしょうけれども、ただ平らにしておけばそこみんなテント張ってるわけですから、そういう仕組みといたしますか、お客さん来る仕組みを、これから取り組んでいただければなと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告であります。
以上で報告を終わりますのでご了承願います。

議長 本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて再開いたします。ご苦労さまでした。

午後2時45分 散会

令和4年6月9日（木曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録
（第3日目）

令和4年第2回舟形町議会定例会第3日目

令和4年6月9日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副 町 長 鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者 伊藤 茂 樹	総務課財政主査	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長 鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長 沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長 伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 主 任 伊藤 優

議事日程

日程第1 議案第34号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について

日程第2 議案第35号 太折辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第3 議案第36号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 閉会中の所管事務調査報告

産業振興常任委員会

日程第5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 それでは皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第34号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について

議長 日程第1 議案第34号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。なお、質疑についてはページ、款項目を明言され、簡潔にお願いいたします。質疑ありませんか。

2番 16、17ページの農業水産費について質問いたします。この中でタブレット通信料あるいはタブレット購入費という項目ありますけれども、これはどのような使われ方をするのか質問いたします。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらについては農業委員会が行う業務で使うものですが、担い手の農地の集積、集約化を促進するために、国が補助事業として、タブレットを現地で農地を特定するために、情報収集を円滑に行うためにできた事業でございまして、農業委員会等の遊休農地調査であったり、農地の集積の際に、その農地を特定する現地確認等において使用するものでございます。

2番 現地に行って、このタブレットを見ながら、このタブレットに現れた、例えば場所はここだよということで、特定するための目的というところでよろしいでしょうか。

農業振興課長 すみません。少し説明が足りませんでした。国ではこのタブレットの導入事業とともに、その農地の確認するシステムを整備してございます。そのシステムというのは、航空写真をベースにして、農地の境界等が表示され、自分の位置もGPSで立ち位置も把握でき、その農地を選択すると、地番あとは地目、あとは所有者、耕作者が確認できるシステムになっております。使用できるのは、農業委員会の関係者、農業委員会もしくは農業委員もしくは農地利用最適化推進委員、あとは農業委員会の事務局の職員という形に特定された形のシステムになってございます。

議長 ほかにありませんか。

1番 14ページ、15ページの歳出の2の1の10、総合行政システム事業費の委託料としてのコンビニ交付システム改修委託料とあって、この間説明ありましたけれども、これのこれ、何て読む、LGWAN回線とあって、ちょっと読み方分からないんですけれども、こういうのは、

もう固定された会社というか、もう1社だけで成り立っているのか、それともほかにも何社か選べるのかその点お聞きしたいと思います。

デジタルファースト推進室長 ただいまのご質問にお答えします。

先般の全協の際に説明した資料の中でも、ご説明させていただいているところでございますが、こちらのコンビニ交付のサービスの提供につきましては、コンビニ事業者と地方公共団体情報システム機構、いわゆる略してJ-1^{ジェイ}i^{リス}sと呼ばれるところを介しまして、舟形町役場町の住基システムを使用している総合行政システムを介して、コンビニ交付を行うものがありますので、そうした経路で発行しますので、ご質問にあった1社ということからすれば、そのJ-1^{ジェイ}i^{リス}sを介して発行しますので1社ということになるかと思えます。

1番 1社ということなんですけれども、今後、いろいろな形でデジタル関係で、いろいろ契約とかいろいろあると思うんですけれども、やはり一つの例として、そういう専門業者が1社であった場合に、例えばほかの会社が入れる状況に変えられるか、専門機材を使ってほかの業者が入れない状況とか、よくあると聞きますけれども、その点は今1社ということで行政関係でAIを使って、システム上の管理上での運営だと思いますけれども、一つはまずと令和6年度までの事業計画の予算出ていますけれども、6年以降の年間のランニングコストは幾らなのかちょっと教えてください。

デジタルファースト推進室長 すみません、若干説明不足のところがありました。まず初めに、1社に限られるというところがございますけれども、このJ-1^{ジェイ}i^{リス}sというところは、国県、国がそのマイナンバーカードの事業であったり、住民基本台帳ネットワークシステムだったり、それを運用している特定法人と呼ばれるところでございますので、民間ではなくてそうした法人であるといったことが、まずございます。

あと、もう一つの質問については、今後のコストというところがございますけれども、定額でかかる部分については、約140万円ほどかかります。こちらの内訳なんですけれども、J-1^{ジェイ}i^{リス}sへの運営負担金が約34万円ほどかかります。また、ベンダーへのシステム保守料ということで105万円ほど。合わせて約140万円ほどを見込んでおります。そのほかに、1通当たりの委託料ということで、コンビニ事業者への手数料が1通当たり117円、また、J-1^{ジェイ}i^{リス}sへの利用手数料ということで、こちら1通当たり180円ということで見込んでいます。

1番 ランニングコストということでこれから毎年かかるということですが、ほかの分野でも、今後デジタル化、いろんな形で進んでいきますけれども、やっぱりそれぞれにランニングコストが出てくるとは思いますけれども、これは、一応もう固定された、しっかりした状態のサービスでありますけれども、例えば今後、デジタル化を進める中で、例えば何社か、例えば、年間のランニングコストを抑えられるような、二、三か所とか選べればいいのか

と思つての質問でしたけれども、今後その形で進めていきたいなと思いますけれども、その点の意見をよろしく願ひします。どうですか。

デジタルファースト推進室長 民間の経費を抑えるという方法というのは、今後国でも、標準化、共通化ということでシステムを、例えば行政の様式であったり、そういったものを国で標準化、共通化を進める予定でございます。そうしたものが全国的に進んでまいりますと、システムを移行したときに競争が図られるといひますか。今ですとそれぞれの団体においてばらの仕様になってございますので、そういったものが図られてくると、そうした競争も働いてくるのかなという考えているところでございます。

議長 ほかにありませんか。

6番 同じ14、15ページ、後段です。3の1の2、障害支援者総合支援費ということで、15ページに内容ございますが、地域活動支援センター委託料を32万3,000円。委託料事業については令和4年度当初予算には計上なかった、1,000円の計上ありましたけれども、新たな事業の委託料のようでございますが、この内容についてお伺ひします。

健康福祉課長 この経費につきましては、年度当初につきましては想定しておりませんでした。新庄、地域活動支援センターのふぁーの木というところの精神障害者への支援を行っているふぁーの木という施設があるんですけども、そちらに舟形町から1人利用者がいるということで、そちらのふぁーの木への業務委託という形での経費が新たに発生したために、今回計上させていただいたものです。

6番 これは仕組みがあつて、今回新たに本町の方が該当されるということで、その方の分を委託するということで32万円計上したという。具体的にこの内容、このセンターでの内容とは何をどのようなことをする、活動する内容なんですか。

総務課長 こちらのふぁーの木につきましては、先ほどあつたように精神障害者の方の生活支援を行う、簡単に言うと作業所でございますが、精神障害の方が日中通いまして、そこでできる方、できない方おりますけれども、できる方については軽作業的なものをやったり、あとはできない方については支援員がついて1日の生活の生活指導をするという、日中見守りを行うという施設でございます。

6番 ちょっと勉強不足であれなんだけれども、舟形にありますスマッシュさんとか、あそこにある施設とか、そういうのとは段階というんですか、それは違う施設なんですか、これは。

総務課長 こちらの施設については、今、PFCとなりましたけれども明和病院さんの敷地内にあります。病院というか、施設でございまして、スマッシュさんとかにじいろさんとはちょっと形態違うんですけども、やってるところは中身については大体似た施設でございます。

議長 ほかにありませんか。

5番 それでは14、15ページになります。2の1の22、コロナ感染症対策費、15ページの一番下

に、子育て世帯生活支援特別給付金275万円になっています。この主な事業内容を見ますと、児童1人当たり5万円の給付となっております。そうすると単純に割ってみますと、55人分ということによろしいんですか。

健康福祉課長 55人分ということで計上させていただいておりますけれども、こちらで当面把握しております人数が51名でございます。それに、今後増える可能性もあるというところで、若干プラスさせていただきまして、55名での予算計上としております。以上です。

5番 人数は、55名でも結構なんですけれども、1世帯1人ということではないと思うんですね。2人、3人も対象になるという方もいると思うんですけれども、世帯数は大体どのぐらいなんでしょうか。世帯数に考えれば。

健康福祉課長 申し訳ございません。今、55世帯と申し上げましたけれども、子供の数が基準ですので55人になります。55人分の予算でございます。世帯数ですけれども、こちらで把握していた51名分については、33世帯ということになります。以上です。

5番 大変初歩的なことを聞いて申し訳ないんですけれども、対象になる年齢の範囲というのは、何歳から何歳までですか。

健康福祉課長 すみません、何歳からといいますと、ゼロ歳からとなりますが、高校生までの子供が対象での低所得者という形になります。

議長 ほかにありませんか。

4番 14、15ページ、2款2項の20のウクライナ緊急人道支援基金50万円とありますけれども、昨日聞いたまちづくり課長からの答弁のやつは、形態の違う寄附金の中身なんでしょうか。

まちづくり課長 昨日ご質問いただいた中身と同じように、ふるさと納税で受け付けるウクライナの寄附金と同じ内容になっております。

4番 そうしますと、昨日七十何万円ですよ。今日、これは50万円、都合合わせて百二十万何円がしかが、舟形町からウクライナに対して寄附を行うということによろしいでしょうか。

まちづくり課長 今回の補正、昨日のご質問の71万円といいますのは、3月25日から5月8日までふるさと納税のサイトで受け付けた寄附金。それを5月30日までが当初締切りだったものですから、そこにまずは送金するということでの、急遽71万円ということで専決をいただいたものです。今回の50万の補正につきましては、日赤の募金の受付が、9月末まで延長になったものですから、それに合わせてふるさと納税での寄附の受付も合わせて延長をしたものでございます。当初は、舟形町が結構早い、自治体でも早い受付をしたんですけれども、他の自治体でもどんどん募金の寄附の受付が始まったものですから、9月末まで大体50万円くらいの寄附が見込めるということを見込んでの50万円の補正となっています。

4番 分かりました。そうしますと、大体でいいんですけれども、今現在では舟形町として、全体の金額っていうのは分かるんでしょうか。70万円とかは、補正で50万円になっているわけ

ですけれども、この全体の金額が分かれば教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 現在の資料はただいま持ち合わせてございませんの、今お答えできない状況であります。

すみません。ウクライナふるさと納税による寄附金につきましては、6月1日現在での資料であるんですが、1万2,000円寄附を頂いているという状況になっています。71万円送ったほかに、その後の寄附金が1万2,000円。ふるさと納税だけでの寄附は、それでふるさと納税以外に、一般の寄附金を役場窓口で受けて受付している金額につきましては6月2日現在で、19万2,546円。一般の寄附金で6月2日現在で、こちらで把握している金額となっております。

議長 ほかにありませんか。

6番 それでは16、17ページ、衛生費4の1の2予防費ですが、17ページに予防接種事業ということでHPVワクチン、これ子宮頸がんワクチンのようですが、財源見ると一般財源ということで、単費で25万2,000円の助成をするようでございますが、この接種事業については、補助といたしますか。これは舟形町が新しく始めた事業なんですか、補助事業ということで、そのあたりからお伺いします。

健康福祉課長 子宮頸がんの原因の一つとされるHPVというウイルスがあるんですけれども、そちらの感染を防ぐワクチン接種については、通常は補助対象となっております、受けられるワクチン接種なんでありまして、今回計上する部分については平成9年から平成18年生まれの人については、この間、そのワクチンの有効性が確認できないという理由で、一旦中断していた期間がございます。そのワクチン接種について、中断していた期間の方々が、ワクチン接種を受けることができなかったものですから、その方々に対して受けた方には助成をするということになりまして、今回受けられなかった期間の方々を対象とした助成制度ということで予算計上しているものでございます。前に受けて、前とこれからの人については、予防接種の中で受けられるということになります。以上です。

6番 そうしますと、子宮頸がんワクチンの接種事業というのはもともとあったと。それは補助、助成という形であったと。これ財源は国か県から来る財源での事業なんですか。今回、たまたまこの平成9年から18年までの方、生まれの方について、新たに今回助成金ということで、計上していると、すると。今まであった事業については、国なり県なり補助があつて、今回については単費で出すということなんですか。何でこれだけ単費で出すわけですか。

総務課財政主査 こちらの財源につきましては、この助成事業については国から通知があつて、依頼されて事業しているんですけれども、交付税の算入根拠になっているというところで、そちらもありまして、国からぜひこの事業をやっていただきたいという通知に基づいて、依頼に基づいてやっている事業となっております。

6番 そうすると、交付税でどっとまとめてよこすから、取りあえずこの中から単費で調整し

なさいというだけの話であって、この事業そのものを前からあったということによろしいですかね。

議長 ほかにありませんか。

6番 18ページ、19ページ。農林水産費、6の3の1、水産業費で右のほうに水産業成長産業化支援事業補助金242万3,000円。主な事業内容を見るので理解、ちょっとよく分からないんだけど、ちょっと読み上げますと、町内の水産業者が県内事業者に種苗の提供を効率的に行うため、カワウの食害防止対策資材及び運搬用機械器具の整備に係る補助金ということなんだけれども、カワウってカワウですよ。その食害の予防対策の資材、あと運搬用機械器具というのは、ちょっとその辺がよく分からないんだけど。

農業振興課長 こちらの事業についてご説明いたします。こちらは、今年度新たに県でできた水産振興を図る事業になっておりまして、今回予算計上しております事業の内容につきましては、町内の食用ゴイの養殖業者さんが行う事業でございまして、そちらの養殖業者さんは採卵から、ふ化、飼育、販売まで一貫して行っている事業者さんでございまして、その稚魚を県内のほかの養殖業者さんに販売しているという状況でございます。で、稚魚については非常に小さいものですから、カワウとかいろんな鳥の被害を受けております。それで、昨年、一昨年と被害の状況を見ますと、数十万円の被害を受けておりまして、出荷の数量が不足する状況に至っております。そこで、飼育池にいる稚魚がカワウの被害を受けないように、カワウが飛来してきたときに防除用のネットを張りまして、カワウが入られないようにするというものと、あとは、県内の種苗の提供先が置賜地区になってございまして、非常に遠い、時間がかかるということがありまして、そのトラックであつたり、その大きな水槽を今回整備するという内容になってございます。

6番 説明をいただきました。内容分かりました。その運搬用器具ですが、トラックという課長の話だけでも、トラックそのものなんですか。トラックに装備する、その何ていいますか、水槽というんですか、ちょっと分からないんだけど、そういうもの、トラックそのものの補助事業なんですか。

農業振興課長 現在の水槽ではちょっと小さく、なかなか効率がよくないということで、1,000リットルの水槽をこのたび整備することにしてございます。1,000リットルの水槽を搭載するためには、1.5トンのトラックが必要ということで、水槽とトラック、それぞれ別に発注するものでございますけれども、トラックそのものも補助の対象として整備するものでございます。

6番 よく分かりました。あと、もう1点、財源なんですけど、県支出金についてはこの水産事業のということで明記になってございますが、国庫支出金が地方創生金ですよ、この地方創生交付金。これは何でも使える、こういうものに充ててよろしいんですか。

農業振興課長 地方創生推進交付金についてでございますが、基本的にはソフト事業に該当する事業という交付金でございますが、その中でも、ハード事業、計画書に位置づけられたハード事業が対象になるんですが、この場合ですと県の補助事業でございますので、県がその地方創生推進交付金の計画にまず位置づけて、市町村との連携する事業という形に位置づけられまして、県も推進交付金を、事業を実施する際頂いて、市町村も、金額の配分は県がするんですけれども、該当して頂けるという形になってございます。

議長 ここで質疑の途中ですが、先ほどの5番議員の質問について、健康福祉課長より答弁の訂正がありますので、お受けします。

健康福祉課長 先ほどの、子育て世帯の生活支援特別給付金事業の対象者ということでの回答を、ざっくり高校生という話をしてしまいましたけれども、18歳に達する年度の子供ということとは間違いありませんが、それに加えて、障害児の場合には二十歳未満という要件もございましたので、そちらもつけ加えさせていただきまして、訂正させていただきたいと思えます。申し訳ございません。

議長 ほかに質疑ありませんか。

9番 ページが16ページです。4の1の6、斎場管理費、管理運営費で、17ページに修繕料と屋根調査業務委託料は分かりますけれども、斎場管理委託料。金額的には少ないんですけれども7万円ということなんですけれども、まだ4月から始まって3か月もたっていないのに、この7万円を補正せざる、これにね、補正せざるを得なかった理由をお聞きしたいと思えます。

住民税務課長 最近のひつぎなんですけれども、大きくなっているという傾向があるようです。実際、大きいひつぎが来たために、炉に入れる際に手間取ってしまって、遺族の方をちょっとお待たせしたという件がございました。ですので、一定の大きさ以上のひつぎが来る際は、葬儀屋さんから連絡をいただいて、そのときは2人体制でスムーズに行うという体制を取らないと、遺族の方にご迷惑をかけるということがございますので、ごくまれなことなんですけれども、ある一定の大きさのひつぎの場合は2人体制で万全を期したいということで、6月補正に上げさせていただいたところでございます。

9番 理由は分かりましたが、3か月もたっていないのに早々と補正と、委託料を使って上半期ぐらい経過してから、補正とかっていうのであれば分かるんですけれども、ちょっと早過ぎるってことはないんでしょうかね。行政側の手続としてこれが普通なんだと言え、それまでなんですけれども、これについてどうなのでしょう。もう少し、何かルール等があれば教えていただきたいと思います。

住民税務課長 早い遅いということは、9月なり12月に上げるということで考えられるんですけれども、既存予算をまず先に、そういう場合食ってしまうということなので、結局9月なり、12月なりまた再度計上させていただくということになるので、早い、時期的なものは

タイミング的にはちょっと決まり等はないですけれども、こちらとしては大蔵村さんとも相談して、そういう体制をまず取っていくということで取り決めましたので、6月補正に上げさせていただいたという経過でございます。

議長 9番議員、いいですか。ほかにありませんか。

2番 15ページの2の1の22、感染症対策等の学校教育活動を継続支援事業についてお聞きします。補正予算の主な事業内容のところにちょっと書かれてありますけれども、教育活動を着実に継続するため、感染対策に必要な机、椅子、抗菌カーテン、消毒液備品等々という事業内容書かれていますけれども、感染対策として必要な机、椅子。この辺の説明を少しお聞きしたいと思います。

教育課長 2番議員からご質問ありました机、椅子についてですけれども、今、こちら小中の感染症対策ということで、小中に対策品への要望を確認したところでした。中学校から、机、椅子の要望がございまして、コロナが感染した場合には、分散しての授業ということになりますけれども、空き教室に、机、椅子を設置するという想定でございます。今現在、1年生と3年生が多人数単学級になってございますので、ただ3年生40人でかなり密になってございますので、その場合20人ずつに分けての授業という場合に、机、椅子を買わせていただくという考えでございます。

2番 これは今現在、1つの教室でやっているところを、空き教室に机と椅子を新たに設置して、生徒が分散して授業を受けるという内容ですか。

教育課長 今現在使っているスペースを持って移動というスタイルは取らず、空いている教室に設置して、そちらに生徒がタブレットや教科書を持って移動するという設定でございます。

2番 既存の椅子と机はそのままにしておいて、余剰にはなっていないですかね。その辺もちょっと併せて質問いたします。

教育課長 実際には生徒の数よりは、学校全体にある机というのは多くなるとはなりますけれども、わざわざ移動するのに、何もない場合には40人のクラスで授業しますけれども、何かあって感染対策をしると国から指導あった場合には、速やかに、ちょっと遠く離れたところに生徒のみが移動できるようにということで、考えておりますのでよろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第35号 太折辺地に係る総合整備計画の変更について

議長 日程第2 議案第35号 太折辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第3 議案第36号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第４ 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第４ 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

佐藤広幸産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和４年６月９日、舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

１．期日 令和４年３月１５日（火）

２．大雪による被害状況（道路、ライフライン、農林水産）

（１）地域整備課所管施設

豪雪、積雪による破損等の被害はなし。

（２）農業振興課所管（農業施設、作物関係の被害）

①農業用ハウス（沖の原）令和３年１２月３０日被災。３４９．９２平米。破損１０分の１。被害額２４万４,９４４円。

②牛舎（沖の原）令和４年１月３１日被災。４５３．６平米。半壊。被害額調査中及び軽トラック１台全損。

③農業用ハウス（福寿野）令和４年２月２２日被災。９７．２平米。被覆材破損。被害額調査中。農作物ウルイ１１平米。被害額１２万７,０００円。

（３）所感

断続的な積雪に見舞われ、対応の遅れが要因の被害が多く見られるため、大雪の場合は早期対応が求められる。また、園芸施設は、被害に遭うと多額の自己負担が伴うこともあるので、保険加入もできることを周知されたい。

３、若あゆ温泉等管理施設の長寿命化工事

（１）長寿化の概要。

令和２年度繰越事業２億４,７００万円。

①舟形若あゆ温泉清流センター改修工事。清流センター全体の屋根改修、外壁塗装、鮎モニメントの塗装、機械室の新設及びそれに伴う電気設備工事など。ボイラーの新設を含めた機械設備の改修、中間源泉貯湯槽の新設など。

②あゆっこ村炊事場改修工事。外壁の張り替え、床の塗装、スロープの設置、流し台及び有煙ロースターの改修など。

③あゆっこ村ステージ改修工事。和洋３タイプ３棟の内部改修及び一部増築、外壁塗装工事

など。

(2) 今後の改修工事、コテージ大規模改修はおおむね令和4年度で終了。今後3年程度で清流センター駐車場のアスファルト改修2棟のコテージ改修。

(3) 所感。

大規模改修によって、鮎のモニュメントや施設などがよりよく改善された。新設されたボイラー室により、安定的な温泉水の供給が見込まれる。今後、コロナ禍での営業が余儀なくされるが、顧客の満足度の高くなる経営が重要であり、様々な情報を発信をして、顧客のニーズに応えられるよう尽力していただきたい。

続きまして、もう1枚。

令和4年6月9日、舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和4年5月17日(火)

2. 大雪による被害状況の追加報告(道路、ライフライン、農林水産)

(2) 農業振興課所管(農業施設、作物関係の被害)

①牛舎(福寿野) 令和4年1月30日被災。456.6平米。半壊。被害額47万7,000円。

②農業用ハウス(福寿野) 令和4年2月22日被災。97.2平米。被覆材破損。被害額3万4,000円。

(2) まちづくり課所管施設。

農村改善センター。令和4年1月20日発生。ドレーン及びドレーンヒーター一部破損。被害額10万8,350円。

3. 衛星を利用した舟形米ブランド化事業について。

(1) 事業の経過と成果。

①平成28年度から3年間、農林水産水産省の稲生育管理システムの実証実験を活用し、システム開発に取り組み、現システムの基となる部分をつくった。

②平成30年度から、有人宇宙システム(株)を業務委託先(業務委託費300万円)として、町独自のシステム構築に着手。令和元年度に稲成育システムが完成し、運用を開始した。

③農家への利用方法の説明会とマニュアル作成、SPAD計測作業などを行い、システム改修及びスマートフォン用アプリを開発し、システムを利用しやすくしている。

④令和4年3月末時点での利用農家数は46戸となっている。

(2) 今後の舟形米ブランド化戦略について

①システム運営及び改修、現地調査をしていない圃場についても、同様にデータが見られる

ようにシステムを改修する。

②情報発信システムを活用したおいしい米づくりの動画を作成し、町ホームページに公開している。これを引き続き実施していく。

③利用者数の拡大。地方創生臨時交付金を活用した町独自事業に、同システムの活用を採択条件として設定し、利用者の増加を図る。

④舟形米のブランド化。システム利用を前提として、新たな栽培ルールなどを定めるなどブランド化の取組方法を検討し、支持される米作りを推進。併せて、取組に対する支援策を検討していく。

(3) 所感

全国の各県、各市町村において、米のブランド化が推進されている。当町も、競争力が必要なため、ネーミングや食味など町の独自性を強調し、消費者の購買意欲がそそられるような様々な取組が必要である。以上であります。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告についての質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第5 議員派遣の件

議長 日程第5 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読させます。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして6月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお

礼の申出がありますのでお受けします。

町長 令和4年度第2回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

6月7日から3日間の日程で、承認が6件、報告が2件、予算の補正が1件、計画の変更が1件、人事案件1件、合計11件の案件につきまして、原案どおり可決賜りまして、誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

本定例会において、一般質問やご審議の中で賜りましたご指摘やご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

なお、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和4年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午前11時09分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 杵 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 奥 山 謙 三